

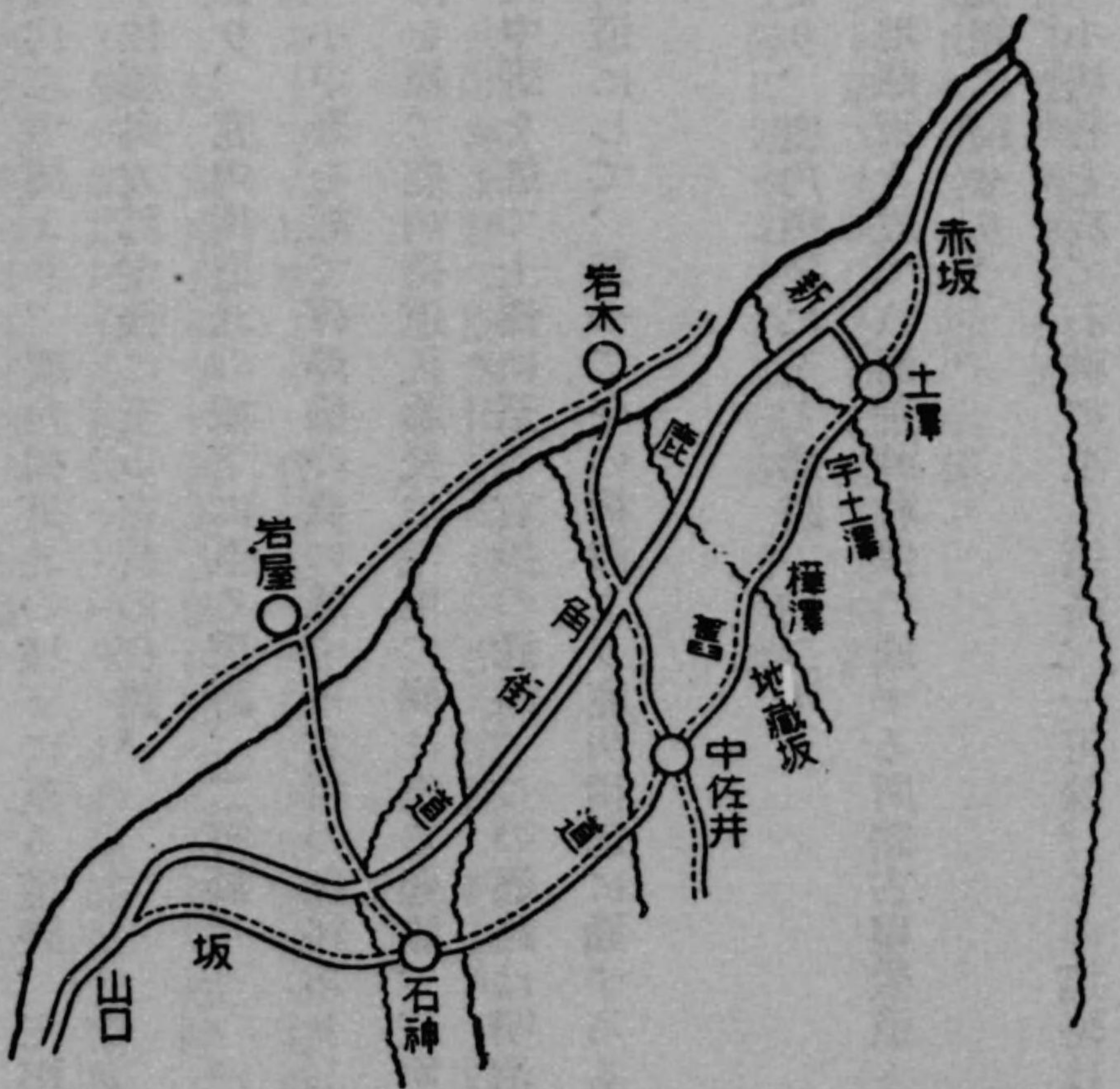
- 同 十六日 中佐井にて相談
- 同 十七日 村役場にて相談
佐藤三郎殿出縣
- 同 二十四日 村會開催
- 三月十四日 土木及役場吏員村々へ丁場渡
- 同 二十八日 郡長高橋郡書記を引連れ村役場に出張
- 同 二十九日 郡長郡書記村長勝又七郎の案内にて舊道を検査す
當地の案内は大平、専太郎、源作、富太郎、善右工門及び我等にて大方塚まで出迎、我等方に休憩、鯉一尺以上四本捕、吸物さしみ、清酒二升吞せる
- 四月十四日 道路開通費二千圓寄附豫定の處一千圓として出願
- 同 日 盛岡より測量方出張
- 五月十一日 調印

斯くて赤坂より一直線に岩木向に達し、それより中佐井石神兩臺地の麓を過ぎて、耕地樞要の部を避け、山口に達する新線を得、之を開鑿せるもの即ち現在の道路なり。

三十五年天候不順縣下を通じて收穫減少人心爲に恟々たり。當局茲に見るあり、凶作救済の爲に地方民をして工事に與からしむ。當地方は繫澤橋より長前橋まで中佐井齋藤福太郎の監督にて三十六年六月着手、此の年十一月竣工せり、(北福岡に至る七里三十五町、西荒屋に至る一里十二町あり。)

役場より、銀行より三百圓を受領せり、大正十三年八月指導ヲ建ツ

爾來春秋を閱すること茲に二十年、今尙新道と稱して部民更に之を異とせず。編者も亦其の一員たり、自ら願みて微笑を禁する能はず。



部落路

○中佐井路

- 一、部落の中央部佐藤喜代志宅側より、鹿角街道北の城下に至る道路、三町。支路、中途より畑中佐藤與太郎宅後に至る左折の徑路。
- 二、佐藤源五郎宅入口より、鹿角街道北の城下に至る道路、二町餘。支路、元中途より、小中野を経て樺澤橋の袂に通ずる右折の徑路ありしが、今は廢頽せり。
- 三、樋堀坂下より、樺澤を経て鹿角街道佐藤長治宅地の側に至る通路、三町餘。支路、樺澤より、大中野を経て土澤に至る右折の通路。この通路は明治三十六年鹿角街道の開通せらるゝまで、福岡通の本街道にして、却つて今の樺澤より鹿角街道に通ずるものは、作場通用の一小徑たりしものなり。
- 四、畑中佐藤辰平宅前より、鹿角街道に至る通路、約二町。支路、元中途より、地藏坂を経て八面荒神社側に通ずる所謂古屋敷道と稱する左折の通路ありしが、明治四十年頃より全く廢絶に歸せり。
- 五、神明宮島居前より、小橋替を経て石神に至る道路、一町餘。この道路は往年の本街道たり、今は石神道を稱して依然舊態を存せり。
- 六、神明宮背後より、田代山を経て奥中山に至る山路、約四里半。支路の一、起點神明宮の背後より、關澤山方面に通ずる左折の山路。

更に往古に於ては樺澤より大中野に通ずるには今の蒼前社の西北方面なりしと傳ふ。

地藏坂一に五輪坂ともいへり。

土澤路の項参照。

○石神路

- 一、八幡宮島居前より、大間塚を経て鹿角街道山口に至る道路、約五町。此の道路は元の本街道にして、舊態依然たり。
- 支路の一、八幡宮稍々上方の地點より、作場及び岩屋方面に通ずる右折の小徑。
- 支路の二、中途より、蛇の澤冷泉場並に繫澤方面に通ずる左折の通路。
- 二、齋藤松太郎宅の側より鹿角街道に至る道路、一町半。此の道路は元齋藤善助先代に於て、作場通用の目的を以て、私費を投じ私有地に開鑿せるものなりといふ。
- 三、齋藤仁太郎宅前より、鹿角街道に至る道路、約二町。
- 四、石田熊吉宅前より、中佐井に至る道路、約一町餘。
- 五、土澤寅宅前面より、田代山に至り、中佐井より來る山路に合して奥中山に通ずる山路、約四里半。

支路寺田方西及沼宮内行

の二あり、中佐井路の項参照。

六、齋藤富太郎宅の側より、田代山路に合する徑路。

三七八

佐藤保五郎宅は昭和の初年より高橋督藏宅となる。

澤の川正しくは堂ヶ澤川なり。

○岩屋

一、部落の中央部なる老楊樹下より、鹿角街道に至る通路、五町未滿。

支路、岩屋橋袂より、中佐井臺麓佐藤保五郎宅前に出づる左折の徑路。

二、稻荷堂前より、槻木渡を渡り鹿角街道に出づる通路は、從來の岩屋の本道にして、牛馬の往復今尙ほ之に依る。この通路は鹿角街道の開通以前石神に通ずるものなりしたため、今も尙ほ鹿角街道より石神まで小徑あり。

三、池本末治郎宅地前より、高清水を経て岩木に至る道路、約六町。

四、澤の川より、晴山方面を経て下町、五日市方面へ通ずる徑路。

支路の一、元發電所より鹿角街道への通路。

支路の二、晴山より渡を渡りて續岩に出づる徑路。

五、澤の川に沿ひて廻り、堂ヶ澤野方面に通ずる山路。

六、小山田竹藏宅地上入口を起點とし、山路山内部落に至る通路、約三十町。

支路、堤平より中越戸を湯澤方面並に稻庭山方面に通ずる山路。

七、池本末次郎宅地の側より、高清水の山内道に出づる山路、約三町。

八、元岩屋の下郊外より、安比川を越えて上藤に通ずる道路ありき。この道路は中佐井方面に往復する本路にして、元祿八年調製の地圖に據るに、高清水の稍々上方に當れる箇所に架橋あり、且つ其の道路の如きも明記せられつゝあり、今全く廢絶に歸せるは、蓋し安比川の變遷に伴ひし、自然の變遷なりしなり。

〔岩木〕

一、岩木橋を渡つて、安比川に沿ひ右折し、關澤川に沿ひ左折して鹿角街道に至る道路、四町未滿。

支路の一、起點の稍々上方より、田圃間を過ぎて鹿角街道に達する徑路。

支路の二、安比川に沿ひて上り關澤川の川口を過ぎて上藤に通ずる徑路は往昔上藤に部落をなせる當時の大道なりしが今は廢絶して僅に大道端の地名を存するに過ぎず。

二、岩木橋を渡つて、水車の側を通り鹿角街道に至る徑路、一町餘。

三、同所より、安比川に沿ひ左折し鹿角街道に至る徑路、約二町。

四、佐藤市太郎宅地前より、高清水を経て岩屋への通路、約六町。

支路、高清水より分岐し、岩屋より通ずる山地内に合する徑路。

五、蒼前堂前より、下岩木を経て淨法寺村深堀に通ずる徑路、約六町。

支路、元下岩木より安比川に架橋して、赤坂の稍々上方に至れる通路ありきといふ、下岩木に部落を有せし當時にして、天明の晩年以後廢棄せられたるものなるべし。

六、元下岩木より、山内方面に通ずる山路ありしが、下岩木部落の絶滅せしより、又自然に廢棄せられたり。

○土澤

一、部落の中央部並に北方部より、鹿角街道に至る通路三筋あり、何れも一町強に過ぎず、從來の作場通用路にして、未だ小徑に過ぎず、其の改修につき部民の話頭に上りつゝあり。

三七九

- 二、北口末次郎宅前より、大中野を経て中佐井に通ずる舊街道は、鹿角街道の開通と共に漸く衰頹し來りつゝあり。
- 三、北口政吉宅前より、赤坂に通ずる舊街道も亦廢頹に歸せり。
- 四、稻荷堂の側より、大坂山方面に通ずる山路。
- 五、部落の中央部より、お槻澤方面に通ずる山路と、其の支路大開長嶺を経て野山に出でし山路は、元土澤の住北口兵部殿富の頃其の私山お槻澤山、大開山方面に通ひたる山路なりしが、明治二十年前後土澤の北口熊吉、中佐井の佐藤仁吉等路を拓きて畑地となせし箇所ありしより、首尾相通ぜざるものとなり、自然廢絶に歸せんとしつゝあり。

中山路と山内路

鹿角街道を横斷して、南東に走るを中山道とし、北西に走るを山内道とす。

中山道は東南に連れる七時雨山脈を横ぎりて奥中山に達する山徑にして、中佐井よりするものと、石神よりするものと二道あり。共に一里強の地點海拔約二千二百尺の高處に於て相合し、更に繫澤より來るものを合せて田代平を過ぎ、石澤渡元木炭事務所の在りし處に於て、寺田村方面の行路を分離し、二千四百尺の地點を過ぎて、更に沼宮内、一方井方面の行路を分ち約四里にして小島谷村奥中山に達す。

石澤渡より奥中山までは大正二年秋中佐井佐藤三郎田代山に於て製炭事業を行ふに當り、車道を開通したるものにて、舊道路に比し幅廣く且つ峻坂少きを以て、地方共益を更くること多大なり。測量は石神の石田熊吉にして總費用金七百圓を投ぜり。

此の行路一稜を過ぐれば小澤なり、小澤を過ぐれば又一稜あり、稜に出づれば岩手の嶺雲表に秀づるを見るべく、澤に入れば清冷の水濁を漏ふすに足れり、殊に田代の高原は坦途約一量青甍を敷き、放牧の牛馬三々五々各所に散在し趣致掬すべく心身爲に壯快を覺ゆ。只恨む、山徑四里其の間に一の部落なく冬季は積雪重疊して行路全く杜絶するの止むを得ざるものあるを。山内道は岩屋高清水より通ず。約三十町にして淨法寺村山内に達す。途中千三百六十尺の地點を最高とす。

交通機關

○駄馬と荷馬車

駄馬は往古より維新後に至るまで、依然として地方唯一の交通機關にして藩政の頃は傳馬と稱ふる官物の遞郵もあり日に幾頭となく徵發せられ、一列雁行正に是れ田舎道路の見物なりき。

駕籠ありと雖ども普通の乗用には供せず、明治に入つて人力車の發明ありと雖ども地方の道路之れに適せず、鹿角街道は今以て一人の營業者もなし。明治三十六年鹿角街道改修せられて、茲に始めて荷馬車の營業者を見るに至れり、營業者は川原部落を中心とし其の附近の者にて、淨法寺、荒屋間の往復を續け來つゝあり。

○自轉車と自動車

自轉車は大正三四年中佐井佐藤三郎の備付を以て嚆矢とす、年々備付の數を増しつゝありと雖ども、十年に垂んとする今日尙未だ各部落を通じて十數臺に上れるのみ。

大正十四年淨法寺村有志相謀り、自動車會社を組織し、荒屋福岡間の定期運轉を開始してより、其の間に介在

する當地方も亦其の利便を蒙るに至れり、然れども冬期間は運轉すること能はざるを以て荷糶によるの外道なき有様にして、果して幾年の後此の不便が醫さるゝやは豫測し易からず。

オートバイは昭和二年中佐井佐藤信平始めて購入せり、同備付は舊に當地方の嚙矢たるのみならず實に二戸郡中の嚙矢たりしなり。

○郵便

明治四年全國に涉りて郵便事務を開始せらるゝに方り、郵便局は一里餘の荒屋に設けられ、當地方民の投函に甚しき不便ありしが、明治二十一年四月一日に至り中佐井部落に郵便切手拂下所を設け且つ投函筒を装置せし以來稍々其の不便を減ぜり。始めは佐藤茂吉、二十三年七月より其の子周藏に於て之を取扱ひ、同二十七年六月より佐藤専太郎に於て、同三十三年六月より齋藤善右衛門に於て、大正十四年五月より佐藤彦太郎にて之を取扱ひ來れり。

集配は一日一回にして投函の書簡も配達の郵便物も一日間の遅延を免れざるを以て其の不便尙甚しきものあり。加ふるに書留郵便物小包郵便物等の差出は本局にあらざれば取扱はず。部民其の不便に苦しめり。

○電信

大正元年十一月一日荒屋郵便局内に併設せらる。當地方は一里以外の地にあるを以て、別使配達に依るにあらざれば局に達してより配達せらるゝまで一晝夜以上に及ぶものあり。不便甚し。

〔電話〕

大正六年警察電話は福岡警察署より荒澤部長派出所まで開通せらる。電柱を地方有志の寄附とし一般の地方有志の寄附とし一般の地方民をして使用せしむるを許し來れり。

大正十一年二月地方に電燈の點火せらるゝや、同會社用の電話が崎山の發電所より荒屋と中佐井佐藤専太郎方とに架設せられしが、會社の権利馬淵に移轉するに及び石神齋藤善助方に架設換せらるゝあり、素より公衆の使用に供するものにあらすと雖ども、之れにより當地方が荒屋との用辨上多大の利便を得たり。

出生の邸地は現今の佐藤
玉次郎家屋の稍東北方な
りきといふ。
其の父を庄之丞、祖父を
庄兵衛といへるが如し。
次男某の家を嗣ぎたるも
のは谷地屋敷佐藤家な
り。

佐藤辰之助は貞右衛門、
直助は五右衛門なり。
姉婿友八の福岡一條家よ
り来る、當地を去つて初
福岡に居り、後黒澤に移
る、戊辰後秋田に戦死せ
る佐藤藤之丞の祖なり。
福岡の居宅は五日町今の
田中館愛橋の邸地なり。

下文板面に手寫せられて
發明皇神社にあり文字剥
落讀み得ざるもの多し、
裏面、千時寛政十二月九
月二十八日佐藤庄兵衛謹書
之諸願爲成就也」と記せ
り。

第九章 故人物

佐藤庄兵衛先生

佐藤庄兵衛諱は正常號を北水と稱す、明和年間福岡通中佐井に生る。其の先南部藩士佐藤某に出づ、某嘗て藩侯の在城盛岡市中之橋を馬上にて通行して不敬の罪に坐し、隠居の上廢嫡を命ぜられ、次男某をして家を嗣がしめ、嫡男某の一子に十五石を分地したるもの即ち庄兵衛の祖なり。庄兵衛少時より學を好み父祖に就いて業を受け、齡十歳を超えて既に非凡の才幹あり、天明年間笈を負ひて仙臺に出で、養賢堂に學ぶ、居ること數年、嶄然として頭角を同輩の間に抽んず、此に於て更に江都に遊んで昌平費に學び造詣淺からず、學成りて郷に歸り、寛政より文化に互り帷を垂れて郷閭の子弟を教ふ、其の門下の雋秀なる者を佐藤辰之助、同直助、齋藤善助の三士となす、當時藤門三助の名ありき。中年其の妻を亡ひ、姉婿友八黒澤に移轉するに及び、庄兵衛浪々の身となり、家運亦意の如くならず、晩年其の友人某の招きに應じ、仙臺の鳴子に赴き、帷を同地に垂る、費を執る者頗る多く、鳴子、磐手山、中新田等に及びきといふ。嘗て當地方より鳴子に至りし者あり、庄兵衛を訪ふ、庄兵衛問ふに辰之助等の動靜を以てし、其研學尙易らざるを聞きて、會心の状あり、更に語を紹きて曰く、余此の地に來り、子弟を教ふること茲に數年、常に辰之助等の篤學を説きて訓誨に資せり云々。遂に鳴子に没す。今其の年月を詳にせず、或は曰ふ、同地方に二碑あり、一は佐藤先生の墓、一は南部先生之墓と刻めり。庄兵衛博覽強記深く經義に通ぜりと雖ども、詩文の如きは執筆甚だ尠かりきと云ふ、蓋し儒は經義を尙び、詩

文を末技とする所謂醇儒なりし者乎。其の作の存する者祭八面荒神あり、曰く、

祭荒神文并誌

夫以、八面荒神者、從往古當村本來之靈社也。□光威凛々、上者竝日月之明□、下者冠萬民擁護之玉座、
偉哉爲其德矣。舉世□□□□也。靈場森々、古木亭々、桂泉潺々、耕田累々、背樹林、前田□、□□邊邑
故□□不用珠玉之爲玲瓏也。如今、往昔之社壇殆零落矣。時寛政庚申歲九月□□再建之、造營就成矣。
内敷筵設席、外貴賤携酒壺充滿街衢、是惟所憑累代歸依之家運也。耀靈威可敷德於千里也。丹精有誠、
玄鑿莫誤矣、敬白。

千里靈威敷德風。森々古木桂泉通。自斯諸願有□□。今日清樽初雪中。

余の見聞酷だ狭く、先生の傳記僅に之れに過ぎず。回想す三十餘年前、明治二十四年仙臺市香雪精舎の發刊せる奥羽史料第三卷寄贈書目欄中に、栗原郡の人金玄壽の筆に成る庄兵衛傳を寄せられたりと傳へたりしことを。是れ果して我が先生なりや否や疑無き能はずと雖ども、先生の逝ける鳴子の地は栗原郡下なれば、或は佐藤庄兵衛先生に非らざる無きやを思はずんばあらず、當時余が齡未だ弱冠に滿たず之れを質すの運びに至らずして休み、足一たび鳴子に遊び、先生の遊跡を繹ねんことを期して又未だ果さず、今や白髮鬚を染め出遊亦意の如くならず、遺憾甚だしきものあり、記して同志の精査に俟つ。

時に大正十四年十二月三十日

東山 佐藤 愿敬記

僧孝順師

齊藤家第十一代通稱長八

二戸志には惣左衛門の二子にして初め市郎次と稱すとあれども疑はし、所以は市右衛門、市郎右衛門、惣兵衛等の兄あり。

石神の住南部藩士齋藤惣左衛門の室高杉氏孕めるあり。一夜夢に「死して棺中にあり、葬送せられて墓地に到り、願れば會葬の人道途連續縷の如く幾十人の未だ家を家でざるものあり。」覺めて凶夢となし、快々として樂ます。荒屋大悲庵の住持某占を能くするを聞き、吉凶を判せしむ。某曰く「吉夢なり、胎中の兒必ず男にして後日足土を踏まざるの人たらん。」と。明和八年三月七日果して男を産む。後の謙山孝順師是なり。其の母乳汁不足にして養ふこと能はず、乃ち乳母を備ふ。三歳の頃より未だ會て足を下座に容れず、渴する時乳母偶々下座にあれば、必ず之を上座に呼んで其の懷を探せり。見る者之を異とす。長じて益々賢、人をして驚嘆せしむること屢々なりき。天明二年歳甫めて十二、其の八月を以て東臺に赴き安樂大王内佛殿の侍僧圓智院養順に師事す。蓋し養順は其の叔父にして會て師資の約あるを以てなり。時に恒膺といへり。十二月薙髮して度順といひ、後孝順と改む。尙綱は字、戒守は其の號なり。寛政三年二月養順に隨つて信濃千手院に往き、八月東臺に歸り護國院法順の法弟と爲り、十年八月法順に代りて同院十五世の主となる。文化十年十二月昵近の班に列せられ、十二年八月大僧都に任し、文政四年十一月權僧正に進み、十年十月凌雲院十九世の主となり、十一月僧正に陞り、十二年四月大僧正に進めらる。天保元年十月職を辭して命を得ず更に紫素の絹衣を賜ふ、其の恩顧の厚かりしを推知し得べし。二年四月請ふ所を容れられ護國院の別屋に退居す、准后大王親しく翰を染めて靜達院の號を賜はる。寛政十年護國院の主となりし以來天保二年職を辭するまで三十有四年此の間大王に代つて日光山に赴くこと三度、一たびは大猷廟の于蘭盆會を修め、一たびは大樹家齊嗣君家慶昇格の慶を報告し、一たびは恒例の祭祀を修せり。其の他伽藍を修營し、六萬日回向を修し、天臺會の講師となり、學頭職に補し、殊に大樹侍讀の選に當る

等身邊殆ど寧日無かりしが如し。

此の間に於て寛政九年嚴父を亡ひ慟哭措かず、爾來母堂に對しては愈々孝敬の情を盡し、兄弟に對しては益々友愛の意を致せり。傳家數十通の書信は實に此の二徳の迸り出でたるものにして、活きたる教訓書といふも可なり。今左に其の弟善助市右衛門の二人に宛てたる書信の一勅を抄録して其の一端を知るの資に供す。

前略御母堂にも當年八十五歳に被爲成候由珍敷御長壽其上爲差御病氣も無之隨分御健之由徳藏より委細承り致安心候乍去何程御長壽にても最早格別之娑婆御逗留も有之間敷何卒御在命中餘り御不自由相懸不申候様致進度是のみ日々案居申候勿論其元御兄弟御介抱有之候上は何も御女才は有之間敷候得共今暫之事故何卒成丈御心にさからひ不申候様に御心懸御世話可被進候今度承り候得者近年御隱宅にて不慮之火災有之衣類御手道具等まで不殘御焼失之由老後之御難儀御不自由一入御痛敷御心中察入候間夜着蒲團一通其外夏冬之着類地等別紙之通少々相調ひ今度徳藏便りに差進申候其外金子少々差上候是は心願有之年來心懸年々少々づゝ除積置御母公御老衰之上御小遣に進度御命終之節は葬式中陰等之御入用之足しにも相成候様致度尤葬式中陰等は其家之主より如何様にも取計有之事に而出家桑門之身分にて右體之入用差出候事は千萬慮外には存候得共只寸志計之儀に候間右入用之足しに御加可被下候野納儀に御存之通幼年より他國へ漂泊致一望千里四顧無親と申程之境界にて全く他人中之我長偏に一身の心抱を的に致し修行致候故敷三寶諸天之冥助を蒙り不圖追々望外之昇進致候得共是全兩親之生育并師匠教誡之大恩之合然處と存聊にても自己之所得とは存不申右に付ては先祖代々之追福並御存亡之御兩親之菩提日々無懈怠回向追福心懸候就中御母公には御存生之事故日々別段金剛般若經誦誦滅罪生善臨終正念後生極樂之祈願相勤

隱宅は邸宅の前面、今の藏屋敷に在り、當時忠八夫妻之に同居し忠八火を失せりきと云ふ、忠八は孝順の妹安女の入夫なり。

候此段も御申上最早此世は暫時之御逗留晝夜御念佛無御懈御勤來世之御土産御用意第一に御心懸此世之事は何程御苦勞被成候ても只夢之浮世畢竟無益之事に御座候殊に明日も知れぬ無常之世之中に候間善惡共に世間之事は御捨切決而御食着無之様御心懸專一に御座候臨終之時少しにても世間之事に食着之念殘候へば必後生淨土之障に相成候事佛菩薩の御教明白に御座候右之譯合篤と御申上可被下候下略

其の姪某嘗て傳家の藏幅を携へて東臺に赴き、師に調し語るに藏幅を金帛に代へんとするを以てす、蓋し暗に請ふ所ありしなり。師誨へて曰く「我一たび身を佛門に委ね、郷里あつて郷里なく眷屬あつて眷屬無し、我が身も我が有にあらす、我が財も亦我が藏にあらす、我れ爾が爲に力を添へんと欲して力を添うることを能はざるを奈何せん。爾宜しく自ら力めて生計を圖り、憐を他に求むること勿かるべし、而して祖先の愛藏に係るものは輕々しく他の手に委ぬべからす、此の如きは前圖數百歩にも代へ難ければ我れ暫く之を與からん」と、没收して返さず。某恐懼教を拜して歸る。後數閏月裝幀を新にし且つ數幅を添へて還送し來る。狩野探幽の筆外數幅今尙同家の珍藏する所たり。其の教ふる所豈夫れ某一人のみならんや、風霜烈日百世の下言々活きて聲あるを覺ゆ非乎。嘉永元年十一月二十九日入寂す。享齡七十有八。説いて重復に互るものあれども左に東臺の記録を採録して其の洩れたるを補ふ。

前大僧正諱孝順字尙綱號戒守、奥州南部人、父齋藤某母高杉氏、以明和八年辛卯三月七日誕。天明二年壬寅年甫十二以其八月來于東臺、師事安樂大王内御佛殿侍僧圓智院養順、蓋養順其叔父而有會師資約也、時稱恒麻呂。十二月廿二日拜護國院法順、薙髮名曰慶順、後改今名。三年癸卯二月養順往信州佐久郡平

林千手院師乃隨往。八月養順奉大王教還于東臺、奉仕如故。後轉江府三田大乘寺今名永隆寺是也四年甲辰二月受四度密法、六月滿行。寛政二年庚戌十月傳兩部灌頂、及瑜祇第五三昧耶。十年戊午八月十九日法順因病辭寺務。師乃繼其法系主護國院。蓋保第十五世十二年庚申登山門爲法華會暨者、於法曼院受阿闍梨灌頂、文化二年乙丑修葺釋迦堂、再營寮舍。五年戊辰代一乘院舞興爲天臺會講師。七年庚午九月廿六日命開山堂灌頂助教。十年癸酉代大王赴日光山修大猷廟于蘭盆會。十一月爲天臺會講師。十二月有命列昵近之班、蓋侍讀之選也。十二年乙亥八月廿三日大王告官府補執當職、賜龍王院室、任大僧都、爲清水谷黃門公壽郷義子。十三年丙寅大檀越有馬侯改營院宇。十一月主祖忌講會。文政二年己卯再修釋迦堂。四年辛巳十一月廿一日辭執當職。大王奏清任權僧正、且許著葡萄酒衣。十二月特賜朽葉色緞子衣。六年癸未沿先蹤修不斷念佛、六萬日回向大開法筵。六月十一日補紅葉山別當職。十年丁亥六月廿三日辭職。十月廿八日大王告官府移住凌雲院。爲此院第十九世補學頭職。於是以護國院付其嗣明順。十一月十二日賜紫衣爲兩大王師範。是日代大王授三部密法於新王。同月廿三日轉僧正。十一年戊子三月代大王赴日光山、蓋是時大樹及嗣君並有昇階之慶遣使告神廟、故有此役。九月又代大王赴日光山。時大王有心喪修恒例神廟祭祀、及祈禱事。十二年己丑四月十一日轉大僧正。天保紀元庚寅十月師再請辭職不得命、更賜紫素絹衣。恩願之厚可知也、二年辛卯四月六日遂得所請、退居護院別屋。准后大王親染翰賜靜達院號。

孝順師山峽の一小村に生れ、一躍して東叡山大僧正に陞り、家門の榮譽を千歳に垂れ、郷黨の子弟をして感奮興起せしむること多大なり。我れ此の史を草するに當り若し夫れ孝順、庄兵衛、貞右衛門の三子無かつせば筆を何れの處にか樹て中心を何れの處にか置かん。三子は實に郷黨の花なり實なり而して本書の精華なり。孝順は

齋藤氏、庄兵衛、貞右衛門は佐藤氏なりと雖ども貞右衛門の父一覺は孝順の從弟に當り、庄兵衛亦縁を遠く三子に牽くもの、三子は渾然たる同一血族なり。要するに當地に於ける佐藤齋藤の兩氏は素姻戚にして數世往復兩姓混和、分けて説くべからず。不肖亦幸にして身を貞右衛門の曾孫に享く、然りと雖ども慚らくは性質蠢愚不聞不徳、禽獸と共に生れ、蟲魚と共に生き、草木と共に朽つ。死して何の顔あつて三子に見えん。書き來つて茲に到り五十年の過去を回想して、涙襟を濕さんと欲するものあり。噫。

宿縁空しからず、大僧正の親書を拜閱し得たる大正十年九月十一日徹夜

東山 佐藤 愿敬記

佐藤貞右衛門翁

後昆にして其祖先を傳する者多くは稱譽重きに過ぎ毀貶輕きに失し能く愆らざる者尠し我茲に祖母の父翁佐藤貞右衛門を傳せんと欲するに當り徐に想ふに余が耳にせる所のもの總て是れ兒孫の範と爲すべきもののみ人或は見て亦先人の轍を踏む者と爲すあらんを恐るされど余が筆にして褒貶宜しきを得ざらば則ち寡聞の致す所のみ曲筆の誹は決して甘する所に非ざる也

辰之助兄ありき
虎之助
天明三年三月生
長秀
寛政四年十二月生

翁諱英信通稱辰之助寛政八年陸奥福岡通（邸宅は家號を「下も」と稱せり大正三年翁の曾孫左右治の代に至り邸地を同村小山田福太郎に讓渡せり）中佐井に生る父一覺諱信長通稱長之助頗る霸氣あり坐右常に刀を放たず加ふるに性潔癖にして爐灰清掃せられ机邊一塵を止めざり翁此の父を父とすと雖ども資性甚だ肖ざりしが如し身長五尺七寸體胖にして心寛に人に接するに極めて温順子弟を教ふるに甚だ寛厚父の敬して遠けられしに反し愛して親まれ

たりしが如し。

少時佐藤卯兵衛に學び後佐藤庄兵衛に就き講經十年造詣淺からず弓を大森兵彌に學び吉田印西流を修めて克く強弓を曳けりされども武人を以て自ら處らず文人として多少自負するところありしが如し文政四年四五の郷人と相携へて伊勢の宗廟に謁す其の途次江都を過ぐるに當り滞在數日同行者の勝地を訪ぬるの間獨幾多の書肆を歴討し和漢の書籍數十部を購ひ殆ど囊裡の乏を告ぐるを忘れたるが如し同行者の誠むる所となり始めて覺り止めて之を遞郵に附す優に行李登簡に充實せり旅途越後に病む果して囊中乏を告げ頗る窘窮を嘗め百七十餘日を費して郷に歸る經る事數月行李野邊地港を経て着するに及び歡喜措かず日夕愛讀手卷を捨てず爾來老後に至るも曾て衰へず手職の側常に書卷を離れず切るが如く磋つが如く琢くが如く磨しが如く然りき。

殘帙今尙在焉余之を繕くに手記の細註到るところに滿ち一見して其の勤學非凡なりしを偲ばしむるものあり尙見るに隨ひ聞に應じて手寫せる書冊數十部に上りしも今や散逸收むべからず惜い哉

此の間郷人の依囑に應じ子弟講學の師となること殆ど三拾餘年郷人今に至りて之を徳とす。

慶應四年病む時方に戊辰の事變に際し奥羽同盟官軍に抗す既にして秋田藩盟を破れるを以て南部藩是に衝る嚮ふ所敵なく進んで十二所に入る翁時に褥に在り枕邊の一客慰安すらく我軍破竹の勢遂に十二所を陥る翁心を安ぜよと翁之を聞き暫時沈黙徐に曰ふ嗚呼禍根を讓せり矣當時聞く者何の意たるを解せざりき後果して大政 皇室に歸して藩主罪を得永く藩史をして賊名に穢さしむ想ふに翁は山間の一儒士に過ぎずと雖ども夙に大義名分順逆の分るゝ所を知り心に豫期する所ありたる也一生涯る讀書斯の如くにして始めて價值ありと謂つべし。

八月十一日病益々革る褥上徐に目を開き吊る所の蚊蠅糞に目に映じたるを侍せる者に問ひて曰く是れ何の書ぞや文字小にして見分ち難しと侍者答ふるに蚊蠅微風に揺ぐを以てす翁曰く然る乎遂に瞑す齡七十有三あはれ死期既に迫り精神昏惰物象目に印せざるの時尙問ふに書籍の名を以てす文字以外更に一物無かりしを見るに足らずや。

碑は門人等の建立なり。

松吹く風の夕郊外の一丘苔蒸す碑前に立ちて忠嚴良興居士の文字に對する時余は親しく翁の芳魂に接するの思ひあり慚慚措く處を知らず。

一文の存するものあり其の處世觀を見るべし曰く

福陽縣内關澤溪樵翁謹奉祝詞於神明宮下其文曰

幽谷遠於天兮、高嶺隔日月、溪中昏々而樵人失道不知所行矣、狐狸亦欺之焉。群居山陰、雖欲覺之、無信期道矣。傳曰、山徑之蹊、間介然用之、而成路、爲間不用則茅塞之矣、噫嘻。默々□□言奇者疑、行高者忌、茲吾初知不逢世焉。又曰、愛人不親反其仁、德人不治反其知、禮人不答反其敬、復何恨哉。天乎命乎人夫無知我者。詩云、憂心悄悄々慍于群小、驥交槽櫪之間、辱奴隸之乎、雖然強而改之則不免伯夷飢首陽屈原湛汨羅之害兮、是故考己之所接如何則進而交人退而修己、其有弊乎。事之有失常不在不及而在乎過、故常避盈滿而處退損、是謂萬全之策、是謂不易之典。

神託曰、謀計雖爲眼前之利潤兮、終蒙神明之罰。正直雖非一旦之依怙兮、終蒙日月之憐。夫神不稟非禮、祈處非他、唯正心誠意而已。

干時元治元甲子夷則中旬

關澤溪 樵翁 再拜敬白

論語十卷は最も熟讀玩味せる者の如し一簞食一瓢飲在陋巷一人不堪其憂一回也不改其樂の章を説いて常に回の賢を稱へきといふ五十年一日の如く食飽を求むる無く居安を求むる無く終始一貫貧を守りて其節を改めず淡々として道を樂めるは乃父の親しく見聞せる所

余亦乃父の人と爲りに願み且つ其の言により翁の人となりを臆氣ならず推知するを得たるを信じ乃ち其の梗概を記して自ら戒め併せて兒孫の興奮に資す矣 明治四十二年四月十九日夕 東山 佐藤原敬記

第十章 士族と舊家

士族

○中佐井の大屋

傳家の鎗身と鑢とは中佐井大屋佐藤家の由緒の遠くして且つ系統の據つて来る所尋常一様の家門にあらざるを推知すべき資料たらずんばあらず。此の二品こそ姉帯大學兼興の女某が同家に嫁するに方り、携へ來りて子孫に傳へたるものなれ。

姉帯大學は九戸氏に出て、九戸政實は南部氏に出て、南部光行は甲斐源氏に出て、源氏は實に清和天皇に出でたるは世人の既に知悉する所なり。

正系は安比川の流域に於ける幾多佐藤氏の總宗家谷地屋敷佐藤氏に出づ。谷地屋敷佐藤氏は出羽庄治基治二十代の裔庄司進正を祖とし、爾後又二十代を経て現代に至れり。此の間に於て別れて兩家をなしたるものなり。惜しむらくは天保十年回祿の災に罹り、同家に傳ふる舊記を烏有に歸し去り、今其の家系の詳細を知る事を得ざるを。正系斯の如く、姻戚亦前に説けるが如し。想ふに昔時既に地方の勇鎮にして部落の中樞地に卜居し、儼然として群を抽けるは争ふべからず。

大學兼興は九戸の亂に正論を唱へて其の議容れられず身も亦却けられたりと雖ども而も政實を去らず義の爲に姉帯城を守り、其の妻小瀧弟五郎兼信と共に征討援軍の魁將蒲生飛彈守氏郷の軍を引受け勇戦して其の難に殉じ、

よく慈親の義を全ふせるは今を遡ること三百四十年前天正十九年にして、兼興二十五歳小瀧二十一歳の時なり。是を以て其の女の當家に嫁し來りたるは此の役以後十數年慶長年間徳川秀忠の治に入りての後なるべし。

元士籍にして中葉豪農に安んじたりし同家も専右衛門正道専字千字兼用 幼名長太郎に至り、谷地屋敷佐藤庄八清良の男たりとなし、享保十一年二戸郡淨法寺・同曲田兩村内に於て、新田を開拓し、福岡與力に列するに至れり。翌十二年交付せられたる野竿高證文に曰く

被遣與力新田野竿高證文

一高貳拾石其儀親庄八知行所二戸郡福岡御代官所曲田村淨法寺村右貳ヶ村之内地尻地頭にて去春新田願上御禮錢貳拾貫文差上去秋山口長兵衛下田清六被遣場所改相渡シ願之通被成下候追て披揃候はゞ御竿可願出候御檢地被遣小高帳可と下候右野竿高より直々御役相勤申度旨願之通被仰付候也
享保十二丁未年二月廿九日

藤右衛門
文左衛門
市左衛門
吉兵衛

福岡御與力

佐藤長太郎方

而して同十九年交付の小高帳に依れば當時の所領左の如し。

被遣知行新田百姓小高

- 一 壹石七斗六升七合
- 一 壹石貳斗四升八合
- 一 壹石壹斗四升
- 一 六斗六升五合
- 一 壹斗貳升五合
- 一 壹石壹斗七升八合
- 一 七斗六升
- 一 五斗八升五合
- 一 四升
- 計 七石五斗八合

二戸郡 淨法寺村

- 仁 兵衛
- 孫 右衛門
- 彌 八
- 與 左衛門
- 惣 右衛門
- 德 右衛門
- 平 八
- 長 吉
- 三 太郎

同郡 曲田村

- 彌 三兵衛
- 万 吉
- 三 十郎

- 一 壹石壹斗貳升
- 一 壹石九斗九升七合
- 一 九斗九升九合
- 一 壹石壹斗八升壹合
- 一 七斗五升
- 一 九斗壹升七合
- 一 參斗
- 一 壹斗貳升
- 一 七斗
- 一 六斗貳升
- 計 拾貳石五斗八升八合
- 高合貳拾石九升六合

- 清 三郎
- 清 八
- 儀 右衛門
- 左 次右衛門
- 五 郎八
- 孫 四郎
- 與 作
- 德 七
- 彦 七
- 市 之助

右者其方福岡御代官所二戸郡淨法寺村曲田村右貳ヶ村之内にて享保十一年春知行新田貳拾石願上御禮錢指上願之通被仰付先達證文遣候處年數相濟當春爲御檢地下斗米善六荒川喜内被遣相改有高右之通有之に付願過高九升六合此度御禮錢指上直々被下置旨願之通被仰付此度小高帳遣候全可令知行也

享保十九甲寅年十二月二十三日

佐五右衛門印
九左衛門印

在江戸勘左衛門

吉兵衛印

福岡御與力

佐藤專右衛門方

外に同十八年より同郡荒屋目名市の兩村に於て新田開拓、翌十九年下斗米善六荒川喜内の現場檢分を経て、本知行小高帳交付と同日を以て、野竿高證文を交付せらる。今左に加増の出願書及び野竿高證文を載録す。

乍恐奉願上支

一、私儀福岡御代官所淨法寺村曲田村佐藤庄左衛門知行所地尻地頭にて享保十一年新田高貳拾石奉願上拜領仕候此度荒屋村之内赤坂田寄木新田畑赤澤保戸坂土橋小路部湯野澤繫澤目名市村之内田野澤馬場山右拾壹ヶ村野谷地新田三拾石奉願上候依之乍恐御禮錢壹石に付壹貫文宛差上可申候御野竿被仰付當丑年より未ノ年迄七ヶ年披立申候はゞ其節御檢地願上可申候間本新田高へ御加都合五拾石に被成下度奉願上候願之通被仰付被下置候はゞ難有奉存候右之趣宜被仰上被下度奉願候以上

享保十八年二月

佐藤專右衛門

斗内清六殿

川井新五左衛門殿

被遣與力新田野竿高證文

一高三拾石其方儀福岡御代官所荒屋村目名市村にて新田願上御禮錢三拾貫文差上當春下斗米善六荒川喜内被遣場所改相渡願之通被成下候當寅ノ年より申ノ年迄七ヶ年披捕御竿可願出候御檢地被遣小高帳可被下候只今迄被下來候本知貳拾石へ御加都合五拾石可被成下候也

享保十九年甲寅十二月二十三日

佐五右衛門印

九左衛門印

吉兵衛印

福岡御與力

佐藤專右衛門方

享保十九年は同家に於ける最も記念すべき一ヶ年にして、更に此の歳御用錢貳百貫文を納付し其の賞として、福岡御給人の家格を占むるに至りき。

爾後四十年、安永三年に至り、七郎兵衛堯章天明七年郷右衛門と改む金百貳拾兩を藩侯の内帑に納付し、二戸郡大森村に於て參拾石の加増を得、本知五拾石九升六合を領するに至れり。其の小高左の如し。

被遣足高知行百姓小高

二戸郡大森村

- 一 貳石六斗八升
 - 一 參石九斗貳升四合
 - 一 壹石參合
 - 一 四石六斗九升四合
 - 一 參石九斗五升八合
 - 一 貳石壹斗九升參合
 - 一 五石貳斗六升
 - 一 四石四斗八升六合
 - 一 四斗七升五合
 - 一 四斗五升
 - 一 貳斗參升五合
 - 一 參斗九升七合
 - 一 貳斗四升五合
 - 高合 參拾石
- 四〇〇
- 甚之丞
 - 万右衛門
 - 彌十郎
 - 與惣右衛門
 - 勘三郎
 - 勘九郎
 - 金四郎
 - 彌五郎
 - 金四郎
 - 勘九郎
 - 與左衛門
 - 助十郎
 - 作藏

右者近年御物入共相重御勝手向甚御差支に付爲御補其方儀此度金子百貳拾兩指上候に付足高願之通被下置候只今迄被下來候本知貳拾石九升六合へ御加都合五拾石九升六合被成下候全令知行御軍役可被相勤者也

安永三甲午歲九月二十一日

櫻庭肥後列
在江戸毛馬内三右衛門
桂兵庫列
奥瀬對馬
北監物列
福岡御給人
佐藤七郎兵衛殿

「北奥路程記」の中佐井の項中「爰に佐藤某とて相應の家あり」とあるは乃ち同家なり。

當時は同家に於ける中興の時代にして、安永三年には石神齋藤家を嗣げる次弟長八は拾石を領して藩士に列し、同九年には長八の弟甚右衛門少名熊之丞寶曆元年文五郎と改め、同二年文次郎と改め、更に安永四年甚右衛門と改名せり、以上三回の改名は皆藩侯一門に支障ありしが爲なりき。貳拾石を分地して同郡淨法寺村江牛に系別する等、一族皆一郷の仰望する所となりき。系別分地に關する願書及び其の小高左の如し。

乍恐奉願上事

私儀福岡御代官所曲田村高拾貳石五斗八升八合淨法寺村七石五斗八合大森村三拾石都合五拾石九升六合拜地御軍役相勤罷在依然處私弟甚右衛門儀當三十六歳に罷成此者年來ニ茂御座依之恐多申上様ニ奉存い得共右知行高之内大森村ニ而貳拾石甚右衛門江分地仕御奉公爲仕度奉願上御憐愍を以て願之通被仰付被下置いは、難有仕合奉存此旨御序之節宜被仰上被下度奉願候以上

安永九年九月

本堂專右衛門殿
野々村宇右衛門殿

福岡御給人

佐藤七郎兵衛

四〇二

被遣分地知行百姓小高

- 一 貳石六斗八升
- 一 參石四斗貳升四合
- 一 壹石參合
- 一 參石七斗九升四合
- 一 壹石貳斗八升八合
- 一 貳石壹斗九升參合
- 一 貳石參斗參升五合
- 一 壹石四斗八升壹合
- 一 四斗七升五合
- 一 四斗五升

二戸郡大森村

- 甚之丞
- 万右衛門
- 彌十郎
- 與惣右衛門
- 勘三郎
- 勘九郎
- 金四郎
- 彌五郎
- 金四郎
- 勘九郎

- 一 貳斗參升五合
- 一 參斗九升七合
- 一 貳斗四升五合

高合貳拾石

- 與左衛門
- 助十郎
- 作藏

右者其方兄佐藤七郎兵衛知行福岡御代官所二戸郡淨法寺村に而高七石五斗八合同郡曲田村に而高拾貳石五斗八升八合同郡大森村に而高參拾石都合五拾石九升六合被下來候内貳拾石其方へ分地仕度旨七郎兵衛依願右之通被下置候全令知行也

安永九庚子歲十一月二日

在江戸東 中務
在江戸奥 瀬要人

櫻庭肥後判
毛馬内三左衛門判
北左衛門判

福岡御給人

佐藤甚右衛門殿

慶應四年奥羽同盟して幕府を援く、既にして秋田藩盟を破りしを以て南部藩之に衝る、當時の主人佐藤七郎兵衛信將役に従ふ。此の役南部藩順逆を誤りし爲白石轉封の事あり、次いで廢藩置縣となり、明治五年平民籍に列

源内は郷右衛門の長男甚左工門の子にして藤田家を繼げるもの、孝順は郷右衛門の弟長八の子にして、貞右衛門は郷右衛門の二男一覺の子なり。

系譜はすべて正系傍系の主人にとゞめ其の他は特殊の人物にとゞむること(以下倣之)

寛永二年 甚之丞
享保七年 佐藤又助
元禄年間子熊之助あり
享保六年 千助
寛延二年 專右工門
寛保元年 同

し、同三十年士族に復籍せり。

連綿五百年歴代二十幾世、系別家を成すものに、古きは甚右衛門一覺門太の三家あり、近くは專七專四郎の兩家あり、家門の盛運偉なりと謂ふべし。

同家一門に於ける古來の人材を通觀すれば、人格多くは偉大にして小事に離齷たらず、所謂放膽にして清濁併せ呑むの量あり、女子亦往々此の器を享けて一族風を成し、ものゝ如し。之れを古人に覺むれば武士なり、武士に覺むれば將器となすべきか。今左に中に就きて異彩を討ぬれば、郷右衛門堯章の手藝絶倫優に當業者を後に踰若せしめたる、其の孫藤田源内が敏捷果敢圓轉滑脱人をして或は驚嘆せしめ、或は抱腹せしめたる、若し夫れ外孫僧孝順が學徳一世に高く、東叡山大僧正に陞りたるが如き、又同じく外孫貞右衛門が終身切碇琢磨深く經義に通じ、三十年一日の如く地方の教養に努めたるが如き、又以て同家の誇たらずんばあらず。

中佐井大屋佐藤家系譜

家紋 輪に六ツ割槌車

◎藤原氏 出羽庄司藤原基治の裔也 歴代凡二十世此の間未詳

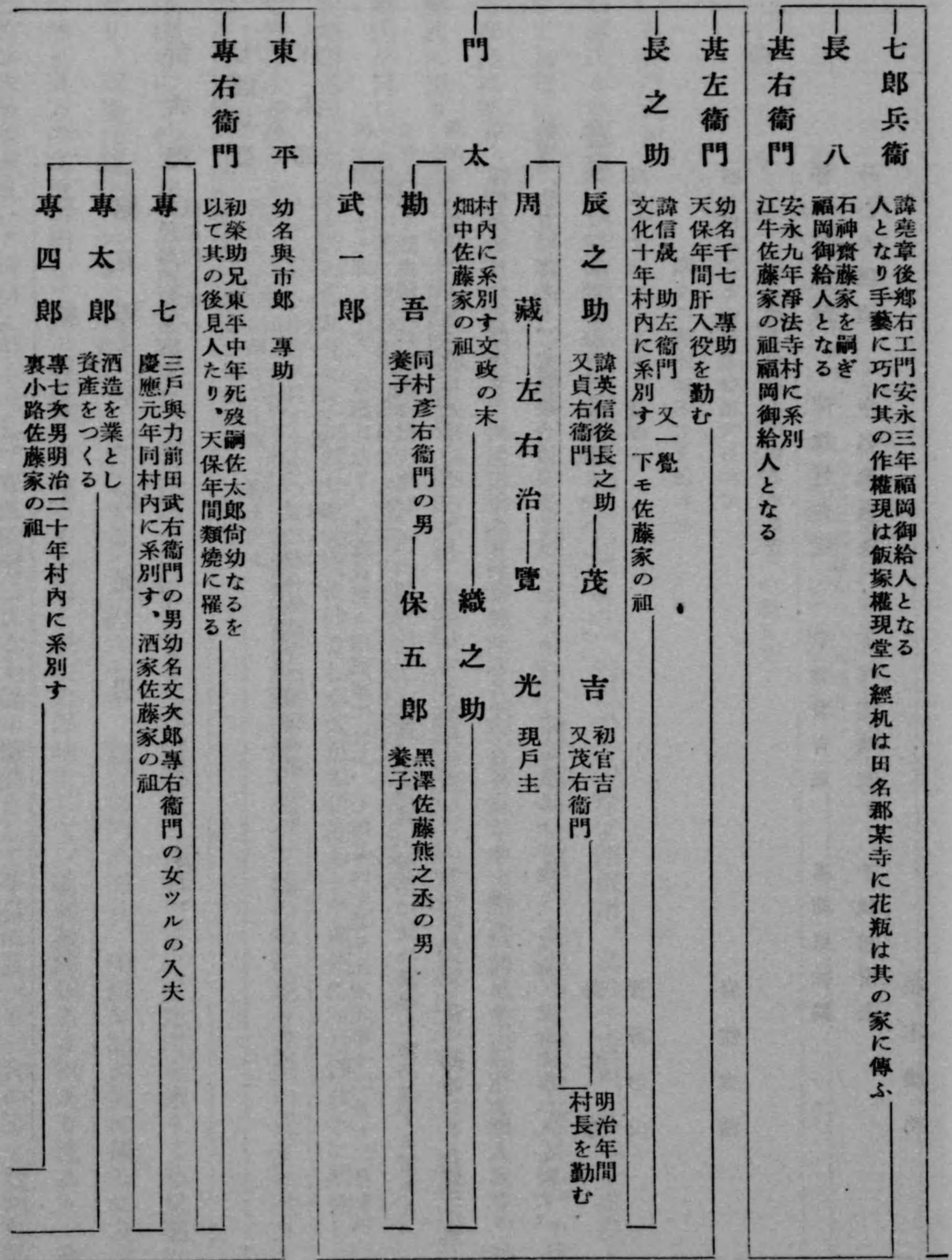
某 中佐井に居住 以後數代未詳

專 助

千 助 初甚之丞又助石神七代齋藤加賀助九男 當家の養子 享保年間肝入役を勤む

專 右衛門 諱正道初長太郎後千助石神九代齋藤市郎右衛門の長男なり 襦袢より千助に養はれ當家を嗣ぐ享保十一年福岡與力に列す

嘉八 長之助次男文政八、九、年 同系別專次郎佐藤家の副
伴次郎 後嘉八 金太
長太郎 玉次郎



明治年間 村長を勤む

專 祐 現戸主 一
龜 五郎 孝一郎 光 男
留 次郎 五戸藤田家を嗣ぐ
後源内と改む

代 七郎兵衛 幼名佐太郎後七郎諱信將
明治元年秋田戦争に出軍し傷を負ふ

代 佐 太郎 享年二十七有志相謀り追善の爲に精舎福藏寺に掲額の舉あり
序文並に詩歌一二首を録して傳に代ふ

佐太郎父を七郎と稱す、佐藤氏なり、佐藤氏世々南部家に仕ふ、七郎某氏を娶り元治元年十二月十二日を以て佐太郎を陸奥國二戸郡淺澤村に生む、佐太郎少にして俊英、中野某工藤某に従ひ漢學を修め通ずる所あり、明治十八年出で、兵に役し近衛兵團に入り、撰ばれて上等兵に列し、二十年四月能く役に勤めたるの故を以て、特に命ぜられて歸休す。二十三年八月病に罹り九月十七日を以て永く逝く、年二十七。佐太郎人となり朴強、教育に志あり、郷里校舎の規模を改めたるもの主として氏の力に由る、又能く父母に事へ人を愛す、死に顔して猶苦悶を蔽ひ、談笑を加へしといふ。

高峯なす君のいさほに淺澤の
瀨々の清水は名こそ流れぬ
語らはんことのみ思ひ出でられて
あらばと今はなげかるかな
菅雖無面識 閑説性非迂 牛背看青史 馬前思壯圖
丹心天聽達 幸遇聖恩殊 不死英魂在 千秋起惰夫
菅野形山 岩館成淵
根本禮助

信 一 父の亡後家を嗣ぐ
享年二十千葉高等專門醫學校在學中歿し嗣なし

三 郎 別家佐藤專太郎次男にして佐太郎寡夫の入夫なり
信一の後見をなし信一歿後男信平をして嗣かしむ

信 平 信一の同母弟明治大學卒業後兄信一の後を承く

○石神の大屋

齋藤氏本姓藤原、鎮守府將軍武藏守藤原利仁の後なり。利仁の子、齋宮頭叙用、其の子吉信、其の子忠頼と相續ぎて加賀に住し、子孫蕃衍して齋藤、林、富樫三家に分れ、加賀越前を領す。其の中富樫最も著はる。十代を経て泰高に至り、其の一族政親と争ひ後加賀半國を領したりしが、享保年中下間筑前兄弟の襲ふ所となり、敗れて越前に走り、金津の城主溝江氏に據る。天正二年一揆起りて溝江氏亡ぶに當り、富樫氏亦亡命して奥州に奔り、齋藤氏を冒して巖鷲山麓に潜みき。或は云ふ鷲宿の温泉は其の發見に係る云々。

當地齋藤氏の系譜を討ぬるに其の先加賀介某加賀に住せしが天正年間故ありて奥州に下り淨法寺に居住し、淨法寺修理の譜代となれりと傳ふるに徴すれば、富樫齋藤氏巖鷲山麓を去つて此の地に來り當家の先をなせりと推斷するを正確の見となすべし。

淨法寺に下れる加賀介の裔實高慶長年間淨法寺南館を下りて谷地屋敷に住し、更に安比川を遡りて草見臺に移住せり。同地は現今の石神八幡館にして居住すること約六十年、惣右衛門に至り、明曆年間火災に罹るに及び、更に地を東方の高地に相して同三年移り住せるもの即ち現在の邸地にして、前面數階畑あり田あり流あり、後方山を負ひ清泉潺湲して厨房に引くべし。春風秋雨二百六十餘年儼然として今日に及べり。其の子七代加賀助寛

文年間火災に罹る。此の二回の災厄は同家累代の記録を滅燼して餘す處なく、惜むらくは當年のこと其の詳細を悉くすことを得ざるを。

八代惣四郎歸農して刀劔を捐てたりと雖ども、其の弟甚之丞は中佐井佐藤專助の養子となり、孫專右衛門は又甚之丞の養子となりて佐藤家を嗣ぎ、福岡與力に列したるを以て齋藤家の家格は藩士と毫も擇ぶところ無かりき。其の子市郎右衛門寛延より寶曆に亘り一村の肝入役を勤む。職を執るの傍漆器の製作を營めり、以後世々此の業を廢せざりき。後年改歲毎に具足餅供膳用の食器を藩邸に献納するの佳例を開きしこと故ありと謂ふべし。相嗣いで平左衛門に及び中年に至るも嗣子なく兄專右衛門の次男長八を迎へて家を嗣がしむ。長八は中佐井佐藤家に生ると雖ども、其父專右衛門は當家の出なるを以て純然たる當家の血統たり、其の家を嗣ぐや、永く農桑の業に甘んずるを快しとせず、再興して士籍に列せんと志あり、養父平左衛門實兄七郎兵衛と謀り、七郎兵衛より金子五拾兩を藩邸に獻じ、其の賞として安永三年新規拾石を領し士籍に列せり。其の證文に曰く

被遺知行百姓小高

- 二戸郡 吉田村
- 一 九石壹斗參升參合
- 一 壹斗八升五合
- 一 六斗八升貳合
- 高合拾石
- 巳之助
- 勘四郎
- 六左衛門

右者近年御物入共相重御勝手向甚御差支に付爲御補其方兄佐藤七郎兵衛此度金子五拾兩差上候に付新規

願之通被下置候全可令知行也

安永三甲午歲九月二十一日

- 櫻庭肥後印
- 在江戸毛馬内三左衛門
- 桂兵庫印
- 奥瀬對馬
- 北監物印
- 福岡御給人 佐藏長八殿

斯くの如くにして一族悉く地方の美仰する所となれりと雖ども、長八の意未だ全く平かならざるものあり、齋藤氏にして佐藤姓を冒さざるべからざること是れなりき。後十年天明四年御用金献納の費として、始めて舊姓に復歸することを得、積年の愁眉茲に全く開くことを得たり。當時の記録に曰く

一筆令啓上候然者其元御給人佐藤長八儀御用金拾參兩差上候に付心願之儀申上候様御沙汰成候處齋藤と名字相改申度旨申上願之通被仰付候此旨可仰渡候右之段申入候以上

正月二十日

- 村松權右衛門
- 岩館淺右衛門印
- 本堂源右衛門印

横濱 登殿
長尾儀 左衛門殿

後年又献金して家格を進めらる。曰く

金壹兩砂壹匁其方儀御勝手向御差支之砌先達て金子差上候に付此度御割合を以て右之通被下置候仍て證文遣候也

寛政八丙辰二月六日

八戸長門印
榑山帶刀印
在江戸奥瀬周防
東中務印

福岡御給人 齋藤惣左衛門殿へ

惣左衛門は長八晩年の名なり。想ふに長八は一家の生産は寸毫も其の意に介せず、一意専心、家門の聲望を百代に期せるものゝ如く、能く其の素望を遂げ得たるものにして、同家中興の祖と稱するを得べし。故あるかな、其の子孝順學徳一世に秀で、東叡山に上り大僧正に進み、嘗に榮譽を其の家門に檀にするに止らず、一郷の後進をして欽仰し、傾到し、奮起せしむるもの、今に至つて偷らざるものあるを。

孝順の弟善助家を嗣ぎ、金子若干献納の賞として加増の恩典に浴すること二回、其の一に曰く

現米貳駄片馬其方儀近年御物入相續御勝手向御差支之趣奉承知爲寸志金子五拾兩差上奇特之事に候依之右之通御加増被成下被下來候金方壹兩砂壹匁に御加都合貳駄片馬壹兩砂壹匁就被成下候證文遣候也
天保四癸巳歲正月二十六日

安宅中務
毛馬内大隅
榑山帶刀
榑山河内
藤枝宮内
毛馬内典膳
八戸上總

福岡御給人 齋藤善助殿へ

其の二に曰く

金壹兩砂九分其方儀此度御側御内密御用出精相勤御用辨に至候に付爲御賞右之通御加増被成下被下來候現米貳駄片馬貳兩貳步砂六分五厘就被成下候證文遣候也

天保六乙未歲四月二十八日

四一三

福岡御給人 齋 藤 善 助殿

花	輪	榮
奧	瀬	内
安	宅	中
毛	馬	内
毛	馬	内
八	戸	上
		總

又以て父の志を成せるものといふべし。

善助の明文五郎書札に親しみ、晩年に至るも衰へず、其の寫本の今に傳ふるもの數十卷に上る。其の子文次郎家を嗣ぐ、明治戊辰の役會津出征軍に編入せらるゝに當りては、軍裝の異議を唱へて、國粹の保存を主張し、秋田討伐軍に参加しては奮戦して五人に當り、身亦數創を蒙るに至る。此の役實弟善次郎留治共に從軍し、後方警備の任に膺れり。

明治五年廢藩の際、平民籍に列し、同三十年士族に復籍す。

文次郎の男惣治人となり温良にして慈心に富み、接するもの皆其の徳に服しき。

按するに齋藤家は中佐井佐藤家と姻戚關係深く共に當地方古來の勇鎮たり其の奥州淨法寺に下りてより連綿四百年に垂々とし地方開拓の緒をなしてより尙遠く三百年に及ぶ。石神部落は全く同家に依りて草創せられたるも

のにして、其餘慶の及ぶ所、全部落三十餘戸今尙宗家に對するが如く、主家に歸するが如き觀あり。同家は歴代、外に剛毅内に寛容にして、よく武士の典型を具備し、出でゝは忠直死生の巷も尙且つ辭せず、入つては農桑を營み漆工を業とし、一村を率ゐるに一面威を以て之を服し、一面慈惠を以て之を撫育し、部落を以て家とし全戸を以て家族とし、元は股肱によりて立ち股肱は元によりて生くるの見地に立ちたるものゝ如かりき。

歴代十八世人材の輩出又其の人に乏しからず。我れ今書き來りて茲に到り、筆を歛めて暫らく眼を閉づれば、同家に流るゝ一道の光中物質以外に赫く精神界の靈道あり、此の氣磅礴時に發して偉人を産みき、所謂正大の氣粹然として同家に鍾れるを覺ゆるものあり。今や門葉繁榮し、善助氏家に在り、系別家を成すものに家號あるものは家號により順序は系別ひまひ日廻日家あり中屋敷家あり、酒屋家あり現時酒造を廢せりと雖ども石神酒屋の稱依然として存す加賀忠家あり宗家齋藤氏加賀屋の年代に隨ふを以て系別の初加賀忠と稱したりしが今は一般に加賀屋と稱すれども茲には取らず 更に幸作氏あり、善右衛門氏あり本治氏あり、誰れか其の盛運を欽仰せざらんや。

石神大屋齋藤家系譜

家紋 輪に下藤

◎藤	原 氏	<small>鎮守府將軍藤原利仁裔歷代未詳、其先加賀國に住し、天正年間奥州に下り糠部郡淨法寺に居住し淨法寺修理の譜代となる、或は云ふ初筆石の山中に居り後淨法寺の岩淵に住し又田屋に居る云々</small>
加	賀 助	
加	賀 惣左衛門	
某	平左衛門	

四一三

加四	賀	惣右衛門實高慶長年間南館を下り谷地屋敷に住し、草見臺に移り住す
加五	賀助	惣右衛門
加六	賀助	惣右衛門明暦年間火災に罹り同三年石神の高地に移り住す
加七	賀助	惣右衛門寛文年間火災に罹る
惣八	惣四郎	惣右衛門
惣五	惣五郎	寶永年間系別石神日廻日家の祖
	嘉右衛門惣	詞なし惣十郎 本家八代惣右工門の男養子
	六之助	後惣吉又喜右衛門といふ 平 助 惣 七 本家十五代文次郎の次男幼名太郎養子
	平次郎	虎太郎
惣兵衛	甚之助	正徳元年系別石神中屋敷家の祖 後死滅絶家
	三之助	金右衛門 作之丞 中佐井七之丞男養子
	作之助	茂兵衛 茂 助 沼宮内鍋倉某の男養子
女	喜助	
	善治	石神に系別年 善太郎 慶次郎 富藏三男 善吉
惣次郎	富藏	

女	惣七	岩吉 明治七年中佐井に系別 圓次郎 清次郎 文 吾
	富太郎	母は本家文五郎二女 富次郎 鶴 正 母は本家惣治長女
	金太郎	土澤長治の家を再興し中佐井に別居 瀧次郎
甚之丞	はりま	中佐井佐藤專助の養子となる後千助と改む 早世
市郎右衛門	惣十郎	初重太郎惣四郎後惣右衛門ともいふ寛保以後肝入役を勤む 別家日廻日家を嗣ぐ
女	專右衛門	初長太郎中佐井佐藤甚之丞の養子となる
平左衛門	女	初長之助父亡後市郎右衛門といひ後平左衛門中年に至るも嗣子なく長兄佐藤專右衛門次男長八を養子となす、後男を擧ぐ
長松	太助	後太兵衛同村内に系別す、後絶家 ナツ
安兵衛	善八	父安之丞武道鍊達明和三年祀傳三巻を享く
長八	惣左衛門	中佐井佐藤專右衛門の次男にして平左衛門の養子なり安永三年九月佐藤姓を冒し福岡御給人に列し高十石を領せり天明四年復姓す、天明二年火災に罹る

ミ	別家齋藤富次郎室
善 ^{十七}	助
キ	中佐井佐藤三郎後室後離婚
キ	ク 花輪石木田徳藏室
ト	メ 花輪工藤次六室
ヒ	サ 早世
シ	ゲ 早世
祐	三 福岡安ヶ平茂太の養子となる早世
ス	エ 別家齋藤實夫に嫁し夫の亡後其の弟孝三の室となる
文	一
ト	ク
ト	モ
方	男

○太平佐藤家

中佐井の變遷を稽ふるに三期に分つべし、一期は上藤時代、二期を古屋敷時代、三期を中野時代とす。一期は鎌倉幕府創立當時より南北朝の晩年頃まで、凡そ二百年岩屋の名を以て、二期は南北朝合一の前後より足利氏の晩年近くまで、凡そ百七八十年太平の名を以て、三期は其の以後現時に至るまで、中佐井の名を以て、部落を形

成し來れるものゝ如く、而して一期の二期に遷るの間、二期の三期に遷るの間、共に固より劃然たる區別を附しがたく、殊に二期三期の間に於て兩地各々部落を成し來りたること百年に超ゆるものゝ如きあり、今こゝに大略其の時代を劃せるは、部落の廢絶の年代までを、臆氣なる推斷の筆を下せるものなり。

一期時代の舊家に岩屋池本氏あり、二期時代の舊家に平泉佐藤氏あり。平泉佐藤氏は實に當地方第二の舊家に於て、其の邸地は畑と化して今に古屋敷に遺存せり。想ふに平泉没落の士人にして、池本氏に相踵いで上藤に來往したりしやも亦未だ測るべからず。太平佐藤氏は平泉佐藤氏に出で、今や同門中宗家の如き觀あり。

其の先藤原氏、萬七を以て祖とす、萬七初め萬平と稱す、六右衛門の末弟なり。六右衛門は平泉佐藤氏の嗣、逸遊産を顧みず、家運日に衰頹の兆あり、仲兄二人曩に出で、各々家を營む、是に於て萬七感奮する所あり、獨力家を興さんことを期し、延享寛延の頃妻兒を携へて家を出で、他の邸地の一隅を借りて居を定め、夙に起き夜に寝ね、拮据精勵能く産を治め、幾閏年ならずして邸地を購ひ之れに移り住し、寶曆六年田代山を求め、同十四年伊勢の大廟に詣づる等、一躍して地方屈指の資産を有するに至る、又以て一代の活男兒と謂つべかりき。

其の子五右衛門、曾孫卯兵衛、共に秀才にして、五右衛門は安永年間、卯兵衛は天保年間、村人の推す所となりて、一村の肝入役を勤む。卯兵衛の男直助、學を佐藤庄兵衛に受け造詣淺からず、處世の才又群を抜き、撰ばれて弘化より嘉永に至るの間、襲名して卯兵衛の名を以て肝入役を勤む。此の時に當り、岩屋村高は家老職花輪伊豆の知行所となり、其の年貢増額せらるゝや、一村の窮狀看過し難く、同姓幾松と共に伊豆の役宅に出頭して陳情する所あり、萬難を排して遂に其の目的を貫徹して地方の害を除けり。直助永く農桑の業に甘んずるを快しとせず、福岡御給人齋藤文五郎に據り、嘉永元年士籍に列せり、其の知行高參石にして、南部主税の返地中淺澤村の内天保の凶作による不仕付の箇所なりき。其の證文に曰く、

現米壹駄片馬親類福岡御給人齋藤文五郎御勝手。御用向出精相勤候に付其方右之通被下置福岡御給人
就被召出候證文遣候也

嘉永元^戊申十二月二十四日

栃	内	讚	岐	印
在江戸	三	戸	駿	河
楢	山	帶	刀	印
在江戸	花	輪	伊	豆
南	部	吉	兵	衛
毛	馬	内	典	膳
				印

福岡御給人 佐藤直助殿へ

次いで、同三年藩公の内帑精勤の故を以て加増あり、九石六斗を領す。其の證文左の如し。

被遺知行百姓小高

一 參石六斗五升七合
一 四斗參升

二戸郡 淺澤村

清吉

宗右衛門

一 五斗七升
一 五斗五升
一 五斗參升
一 參斗八合
一 五斗五升五合

與三郎
長五郎
庄之助
長三郎
四郎左衛門

高合六石六斗

右者其方儀御勝手別段御用出精相勤候に付地行右之通被下置被下來候現米壹駄片馬高にして參石へ御加
都合九石六斗被成下候全可令知行也

嘉永三年^庚歲十二月十二日

櫻	庭	陽	之	輔	列
在江戸	下	田	舍		
栃	内	讚	岐		
三	戸	駿	河		
楢	山	帶	刀		
花	輪	伊	豆		
在江戸	南	部	吉	兵	衛
毛	馬	内	典	膳	列

福岡御給人 佐藤直助殿

安政四年藩邸の都合により、石高を改めて金子となせり。其證文に曰く、

金貳步砂七分安政以來新地御加増被下置候分御勝手向御補之依御趣意御取戻被成旨被仰出候に付被下來候身帶高九石六斗三ヶ一御割合を以て右之通十ヶ年中被下置旨被仰出候處安心も無之儀と思召永身帶就被成下候證文遺候也

安政四丁巳歲正月廿一日

戸來官左衛門印
花輪徳之助印
檜山佐渡印
在江戸南部吉兵衛
福岡御給人 佐藤直助殿

人材の續出斯くの如く多く、而も直助は同家中興の人傑たりしは又争ふべからず。

明治戊辰の役興るや、直助の男文九郎は、佐藤七郎兵衛、齋藤文次郎と共に出で、軍に従ひ、直助の姪忠治は勝又善次郎、齋藤留治と共に後方警備の任に就けり。明治五年平民籍に列し、同三十年士族に復せること、又、七郎兵衛、文次郎の兩家に同じ。

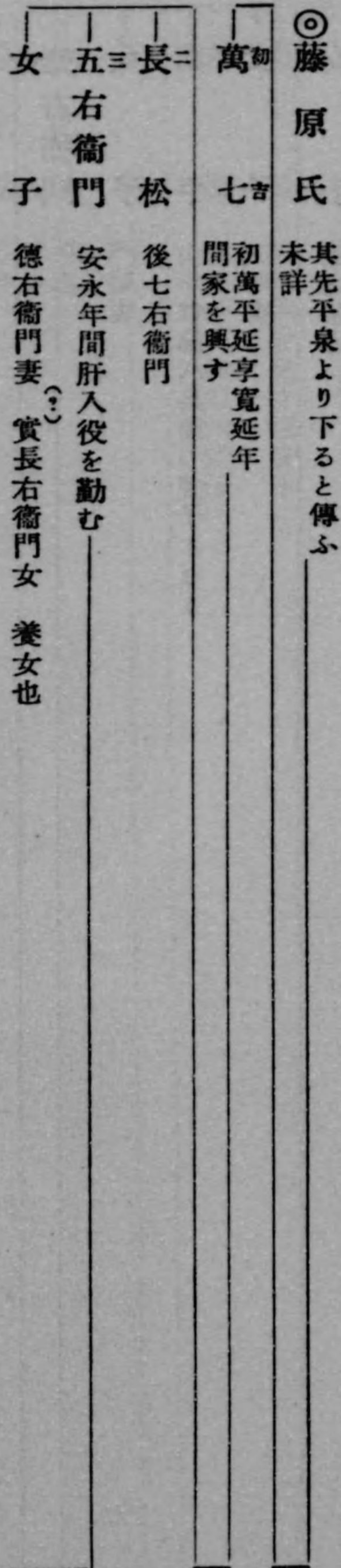
一族中孫之助佐藤家ありしが、大正の初年代青森縣に去れり。

其の系別家をなせしものに、新家佐藤家、向井佐藤家、吉彌佐藤家等あり。尙其の一族に平泉佐藤氏の正系神徒佐藤家、並に高見佐藤家あり、更に分派せしもの數家あり、一門の蕃衍、中佐井上部落の大半を占む。想ふに其の先、空手にして家を興し、以來、歴代八九世、閏年百八十星霜に過ぎずして、然もよく村名を屋號と化し、地方幾多の舊家に親して、中佐井、石神の兩大屋に伍し、地方三名家の一に列せるは、歴代の人物皆能く非凡の才幹を有したりしに依れりといへ、拮据精勵家を成せし祖先經營の大精神は、脈々として其の間に流れて兒孫感奮の資となりたるものあるを思はずんばあらず。

此の項を結ぶに當り、更に記せざるべからざるもの一あり、そは地方崇拜の中心をなせる村社天照御祖神社は、實に同家の宗祖其の正系佐藤氏の勸請に係れること是なり。氏子の全部は深く意をこゝに効すべきにあらずや。

大平佐藤家系譜

家紋 輪に六ツ割槌車



平泉佐藤氏正系神徒佐藤略譜
○某一約數世未詳一萬吉一六右衛門一六之助一數世未詳一萬吉一織江一克治一安八
高見佐藤家略譜

女	子
女	子

名スミ 初毛馬内伊藤某に嫁し一女を挙げ後
中佐井齋藤清次郎に再婚す
名キネ 初中山上山金太郎に嫁し男を挙げ後
上斗米漆田勝彌に再婚す

義	夫
義	行
義	昌
女	子 卓子

○復籍復祿請願一件

王政維新に際し、藩侯一たび順逆を誤つて白石轉封の事あるや、貳拾万石を以て扶養せられたる藩士の全部は到底拾参万石の新領土に盛ることを得ざりしが爲、地方幾多の藩士に諭すに、隠忍自活を圖り時の到るを待つべきを以てす。是に於て當地方に於ける藩士として累世地方人文の先驅たりし中佐井石神の兩大屋並に大平三家の現代佐藤七郎兵衛齋藤文次郎佐藤文太郎の三氏も亦此の中に包含する所となり、從來馴致せざりし農桑の業に従ひ、時運の到るを堯望し居たりしに、明治二年に至り舊藩は廢されて新縣を置かれ、同五年に至つて戸籍の編制あるに當り、誤つて平民籍に歸入し、累代の功勞に依つて贏ち得たる士族の地位を一朝にして抛擲し去るに至れり、三家の遺憾甚しきものあり。族籍を訂正して士族に列せんとし、明治二十六年貴族院議院に提議する所ありしも、偶々議會停會せられて目的を達せず。同三十年に至り憾を同する者十有九名連署して再び出願せり。其の文に曰く

族籍訂正願

私共儀

舊南部藩世襲の士族に候處去る明治元年十二月舊主南部利恭封土貳拾万石を沒收せられ更に岩代國白石を以て拾参萬石に封ぜられ而も新封の歳入知るに由なく加ふるに會て二十万石を以て給養せられたる夥多の士族に對し突然減封せられ直ちに家祿を定め難く依つて其の取調中當分の中各自生計を營み凍餒を免れ居可申身分は是までの通藩士の取扱可致旨懇篤の諭示難默止舊來の居住地の於て農桑の業に従事致候得共元習はざる勞役なるが故に生活上殆ど困難を告げ爲に業務に汲々罷在他事を顧るに暇無之折柄同二年廢藩置縣の御改革に會し忽ち歸藩の途を失ひ同五年戸籍御編制の砌誤つて平民籍に書上仕爰に於て累代士族の地位を失するの不幸に陥り祖先に對し將た子孫に對し實に痛歎に堪へず候是れ私共不行届の致處に可有之候得共必竟舊藩主の諭告に従ひ廢藩置縣の變遷終に今日の姿に立至りたる次第に御座候然るに一昨明治廿七年舊斗南藩の者共族籍訂正の儀出願今明治廿九年舊同南部藩の者も訂正の儀出願御採用相成候趣確知仕候隨御今更願上候儀誠に恐縮之至りに奉存候得共前陳の通純然たる南部藩士族に相違無之候間事情御洞察特別の御詮議を以て戸籍上士族に御訂正被成下度別紙戸籍密並舊藩主の證明書相副へ連署を以て此段奉願候也

明治卅年三月十二日

佐 藤 喜 七
小 田 島 佐 市

一條專太郎は別に願出で
たり。

- 四二八
- 金田一清助
 - 勝又半藏
 - 川島民八
 - 齋藤文次郎
 - 高田繁太
 - 夏井庄八
 - 金子茂八郎
 - 佐藤信一
 - 金子八百十郎
 - 大森孫四郎
 - 國分義助
 - 田村與一郎
 - 國分禮之助
 - 佐藤文太郎
 - 關庄五郎
 - 野里初太郎
 - 角田壽桂

幸にして官の容るゝ所となり、同年十一月許可の指令を受け、茲に始めて士族に列し三十年來の愁眉を開くことを得たり。指令の全文左の如し。

指令甲第四五二八號

二戸郡淨法寺駒ヶ嶺

佐藤喜七

外十八名

明治三十年三月十二日願族籍士族と訂正之件聞届く

明治三十年十一月四日

岩手縣知事 服部 一三

隨を得て蜀を望むは常なり。一朝復籍成るや、福岡通に於ける舊藩士五十餘名胥謀り、復祿に關する規約を作り、訂盟して更に數郭に分れて復祿請願書を貴族院に提出し、委員として岩館武敏上京し主務省其他兩院議員の間に奔走し百方目的の貫徹に力めたりと雖ども、明治三年九月十日以後家祿を有せざるが故に其の權利なきものと認められ、遂に容るゝ所とならずして止みぬ。當時を回顧するの資料に供せんが爲に、其の規約書請願書並に指令等を採録して、此の項を終へんとす。

復祿に關する契約書

岩手縣陸奥國二戸郡荒澤村士族齋藤文次郎等伏して貴族院議長近衛篤磨殿閣下に請願仕候私共儀元盛岡藩世祿の士族に付他の盛岡藩士族と同様族籍を保有し家祿の給與を受くべき筈に御座候處明治二年春藩主南部彦太郎新封に磐城の白石に就かんとするや深く時勢に考ふる所あり政權を一に歸せざるべからざるの建言書を 朝廷に奉呈し之と同時に舊來の臣隸より新恩の土地人民に至るまで悉く之を奉還せんことを願出で其の六月に至つて之を聞召されたる事なれば執政の者固より用意周密遠者を遣さず細物を洩さず盡く政府に上らざる可からざる也而して有司の者は乃ち然らず其の鄙邑に居住の士即ち私共には其の十月までの家祿を給與せし儘追て新封地の收納取調候まで艱難を忍び糊口致し居るべしとの諭告を爲せしを以て私共は之に服従する能はざる幾多の理由の存するものあれども當時は君臣共に謹慎し居らざるべからざる場合なるを以て其の忍ぶべからざる所を忍びて後命を待ち居ること一年而して未だ其の祿を復給するに及ばざるに當り明治三年の秋藩主は知事を辭し盛岡藩は直に廢せられて縣となりたるに付私共一同驚愕仕二年春より三年の秋に至り僅々一歳有餘の間に於て君臣共に新封地に移り其の未だ悉く徙らざるに又復歸を命ぜられて盛岡に還住するの困弊と多事とに加ふるに其の命ぜらるゝ七拾萬兩獻納金の調達をも計畫せざるべからざるの窮境にある上に天保度の飢歲にも勝りたる大凶荒に逢つて歳入又は其の豫期に違ふのみならず臣民の窮餓をさへに救濟せざるべからざる場合に遭遇せしことなれば其の給祿を遅延せしむるが如きは當時の事情に於て固より甘心して忍ぶ所なれども而も之を只其の遅延に止めず乃ち終に之を遺落せしめたるを以て私共大に運動する所あらんと欲候へども藩は早く既に廢せられて縣となりたるを以て復之を如何ともすること能はざるが故に不得已減賦以て其の時機を待ち居れる間に明治五年戸籍御編制の際に當り又不幸にも誤て族籍をさへ平民となし常に痛恨に耐へざるに付明治二

十六年十二月御院に族祿復舊の請願書を奉呈せしも不幸にして衆議院は解散御院は停會を命ぜられたるに付明年五月再び御院に請願したるも又不幸にして其の議事に上るを見るに至らざるを以て次期の議會に三たび之を請願せんと欲したりしに爾後征清の役起り候に付國家の御多端を恐察して其の請願を遠慮仕本年に及び戸籍誤謬の訂正を其の筋に願出で秋に入りて士族に復するの御許可を蒙り候へ共未だ以て家祿復給に洩居候に付茲に復祿の請願仕候間何卒高明昭察を垂れられ明治己巳の春より庚午の秋に至るの間に於て私共が藩吏に調落されたるが爲に其の家祿を失ひたるの情狀は之に復舊せざるべからざるの理由あるを御明認被成下置盛岡藩に於て制定せられし士族の祿制に照し私共に其の下士の秩祿を復給せられんことを依つて別に祿高の元金調相添謹て復祿之儀奉懇願候誠惶謹言

明治三十年十一月 日

- 岩手縣二戸郡荒澤村大字淺澤 齋藤文次郎
- 五十二番戸 齋藤文次郎
- 同 九番戸 佐藤七郎
- 同 三十三番戸 佐藤文太郎
- 同 七十一番戸 勝又半藏
- 同 二百二番戸 佐藤友吉
- 同 十二番戸 勝又富太郎

大藏大臣

殿

齋藤文次郎
佐藤七郎
佐藤信一後見
全文太郎
勝又半藏
佐藤友吉
勝又富太郎

岩手縣二戸郡荒澤村大字淺澤五十二番戸

齋藤文次郎

外五名

右明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法に基き秩祿處分の件出願の處明治三年九月十日布告藩制施行以後家祿を有したるものにあらざるを以て願意採用し難し

明治三十八年九月十一日

大藏大臣 男爵 曾 根 荒 助印

歸農せる舊藩士

○田屋佐藤家

當地方に於ける幾多佐藤氏の系統を訪ねんと欲すれば、宗家出羽佐藤家の世系を究めざるべからず、出羽佐藤家は現時隣村淨法寺村字谷地屋敷に住せり。其の先速く藤原氏に出で、出羽庄司基治を祖とす、基治は藤原秀衡の族臣にして源義經が軍學の師たり、其の子三郎兵衛權信四郎兵衛忠信は父の命によつて義經に随ひ身を棄て、臣節を全うしたるは史乘の齊しく讚美する所なり。基治の宅址は信夫郡上飯坂村に、其の役邸跡は東磐井郡長島村に今尙在り、奥羽觀跡聞老志の文に見るに「上飯坂村西在天王寺中野村之間、稱大島城、郷人謂之丸山城、有寺號瑠璃山吉祥院醫王寺、修禪宗、莊司父子古墓牌子有之、奥將院鐵山宗眞莊司基治之銘也、長五尺廣一尺七寸厚一尺、光明院玉華昌蓮婦人之墓也、長五尺廣一尺六寸厚一尺、吉祥院八過次信次信之墓也、長七尺五寸廣二尺

基治の後裔今に傳へて衣川に在り、當佐藤家との關係は未だ詳ならず。

六寸厚五寸、傍有元曆元年三月十八日之字、清光院劍勝忠信之墓也、尺寸相同、同寺中藏義經笈辨慶親筆大般若經一卷唐鏡燕子等、或曰莊司古墓出羽白岩田間在、寺號彌勒寺、後山謂之丸山城云々」とあり、實に紀元一千八百年代の事に屬せり。爾後二十代庄司進正に至る間に於て當地方に來り、淨法寺氏に隨從して新城に居住せしが、庄司良信、三郎兵衛治信、平内兵衛正信、平内左衛門信治、庄左工門信正等數世を経る間に於て、元中應永の頃淺澤の邑を開拓して移住せり。後慶長五年に至り、淨法寺重好藩公南部利直の怒に觸れて家士離散するに當り、佐藤氏又逃れて秋田領に潜匿すること七十年、寛文九年助左衛門正良の男庄八良に至り、許されて再び淺澤に歸り、五十石を開拓して南部重直の家臣に列しき。宗家の系統大略斯くの如し、故に其の先を同うする點に於て中佐井大屋佐藤氏と同じ。

助左衛門正良家事を長子に委ね、地を相して隱宅を構へ之れに閑居せり、時は元祿の初年にして今を距ること二百三十餘年の前にあり、村人呼んで田屋といふ、即ち田屋佐藤家の祖にして寶永元年亡し牌題を一應宗圓居士といひ、實に當地方に於ける居士碑の元祖たり。

是より先き助左衛門次男八兵衛良基をして、兄庄八の領土に於て高十餘石を開墾せしめ系別して山岸に住せしむ、時に貞享三年なりき。

助左衛門の弟庄之助正房、兄の隱宅を繼承し、兩家は唇齒相扶けたり、享保十三年肝入千助の代官所に届出でたる作高調に

一作高拾四石一斗九升三合
一作高無之

庄之助
庄之助名子 庄五郎

一作高拾石九斗一升五合
一作高無之

八兵衛名子 市 八 兵 衛 助

とあるは即ち兩家なり。

庄之助男子なく八兵衛の孫源助を養ひて家を繼がしむ、源助醇情優に地方に重きをなせり。寛政より文政に至るの間、其の子源七、孫源八等一村の肝入役を勤むること屢々なりき。源七、源八共に書を能くす、源八嘗て叔父石切所壽峯山長福寺の住職得隨和尚に隨從し、越前の國永平寺に赴く、各國僧侶の來會する者多し、各格位昇陞の願書を草して提出するに當り、源八の得隨に代つて草せる願書のみ只一通採納せられ、他は皆却下の厄に逢ふに及び、坐上の衆僧初めて得隨等を重視せりきといふ。其の子源助亦書を能くし雅健奔放氣を以て筆を行り、父の溫雅謹嚴一筆苟もせざるに背反すること多かりしを以て、毎に父の戒むる所となりきとも傳ふ。

源助頗る霸氣に富み、永く農桑の業に甘んずるを快しとせず、盛岡在雫石の郷に於て、石龜左司馬の一族、同滿衛の領を分地し高二十四石を食み南部藩士に列せり、時に天保八年源助二十八歳の時なり。其の後纔に二年同十年十一月七日同村忠助なる者夜陰に乗じて火を放つ、家族騒起して床を出づれば黒煙正に天を蔽ひ猛火既に軒を匝る、源助身を挺して再び屋内に突入せんとす、家人抑止せんとするも及ばず「危険なり、入るべからず」と絶叫するも顧みず、「證文を奈何せん」の一語を残せるのみ身は早く火焰の中に突進し去り、暫時にして一筐を提げ勇躍して出づるを見る、將に家を離れんとする一刹那、屋架潮の如く壞倒し、忽ち一身を猛火の裡に葬り畢んぬ、時年僅に三十。源助人と爲り硬骨稜々よく村治を理し、俠心紳々厚く郷人に接せり。惜しむらくは天永く年を假さず、其の手腕をして伸ぶる能はざらしめしを。

石龜左司馬は南部政康の男信房の裔にして戊辰の役勤王論を建言して槍山佐渡と論する所ありしも藩論佐幕に決するや國難に當り力を盡すは臣下の道なりとし鹿角口の進戦に其の先鋒たり。

第十一章厄難參照

精勵産を理めて能く財を蓄へたりと雖ども尙未だ足らず、田園數百歩を黃白に代へて纔に贏ち得たる武士の家格を斯くの如くにして其の心身と共に一朝にして烏有に歸し、兒孫をして再び刀劍を鐵犁に代ゆるに至らしめぬ。惜しい哉。

弟源七當時其の父源八の叔父源太の後を承けて山岸に在りしが、再び實家に復歸し、家事に當るの止むを得ざるに至れり。然るに不幸は嘗に是れのみならず、翌十一年忠助又其の土藏に侵入し内部より火を放ちしが爲に、年來蓄積せる米鹽に加ふるに祖先の筆に成れる幾多の舊記は悉く一片の灰燼と化し去り、連年の災厄に窮境殆ど救ふべからざるものありき。然れども能く此の辛酸の裡に處して拮据精勵家屋土藏等を再建し、弟妹を鞠育して配遇を定め、亡兄源助の遺子キン女に弟源作を配して家を嗣がしめ、慶應二年四月先づ其の一子源次郎を山岸に移し、後自身も亦歸家せり。

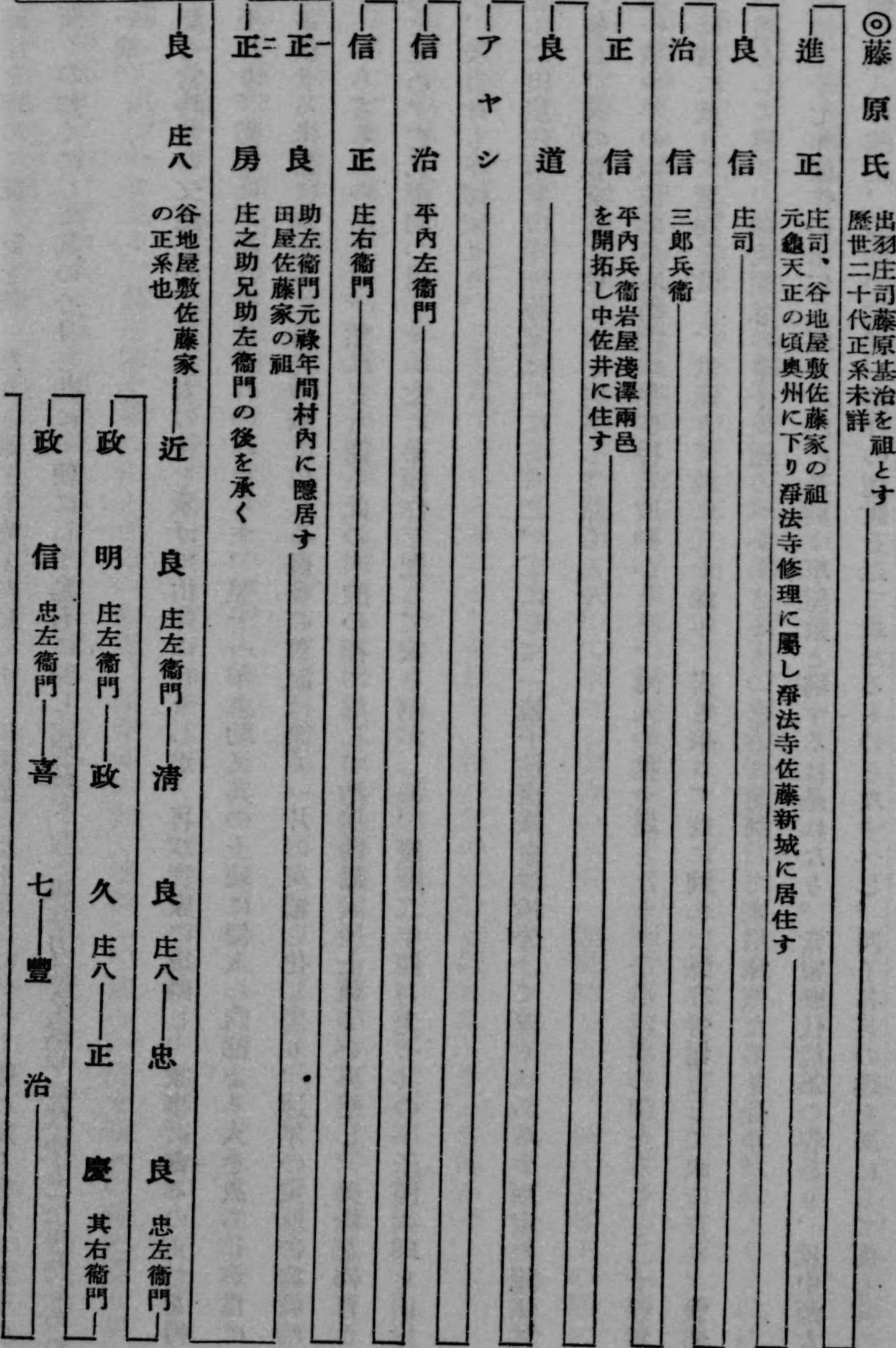
想ふに田屋佐藤家山岸佐藤家は一にして二、二にして一親子往復脈血混淆分けて説くべからず兩家の關係實に斯の如し。其の親交豈に他と目を同うして語らんや。

源作翁少年の頃佐藤貞右衛門に學び得る所尠からず、郷人の推す所となりて子弟講學の師たること二十餘年、亦少時翁に就きて薰陶を受く、翁逝きて茲に二十餘年、書き來りて茲に到れば聲容髣髴として眼に在り、懷舊の情勃然として興り、疎放懶怠の事尙通るべからざるものあるに想到して寒肩悚然たるを覺ゆ。

明治三十七年源作の弟仁三郎を村内に系別す車屋敷と稱するは是れなり。當家歴代能筆の譽あり、就中源太の流暢、源八の端正、源助の雅健、源作の超脱を以て最たるものとすべし。四子各其の趣を異にして而も其の間に流るゝ懸腕運用の妙は同じ。誰かいふ「人間將種なし」と、遺傳斯くの如きものあるを見れば宜しく自ら修めて兒孫の爲に資する所無かるべからざる也。

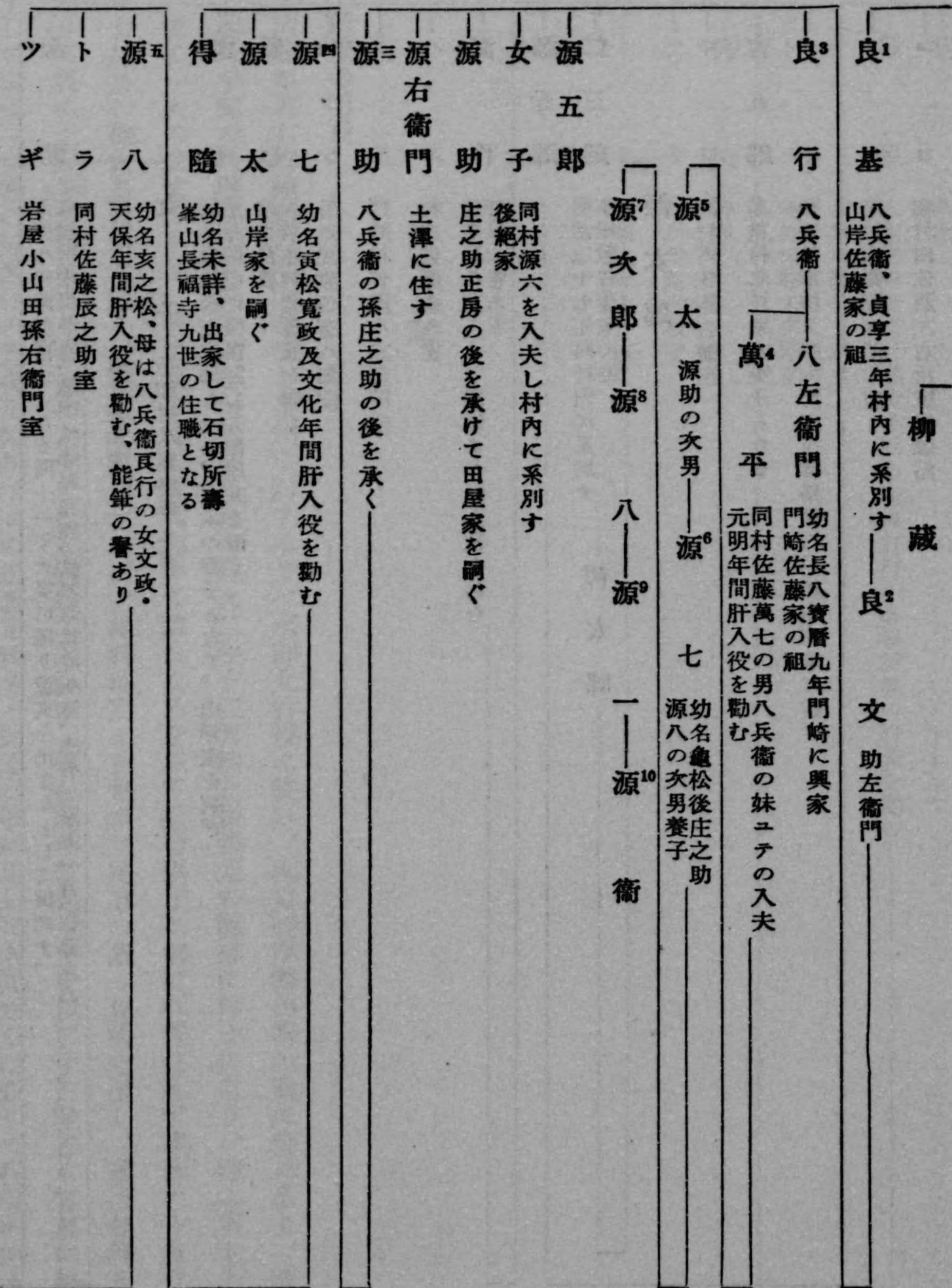
貞右衛門の妻は翁の父源八の妹なりき
翁は余が父源次郎の叔父に當れり、

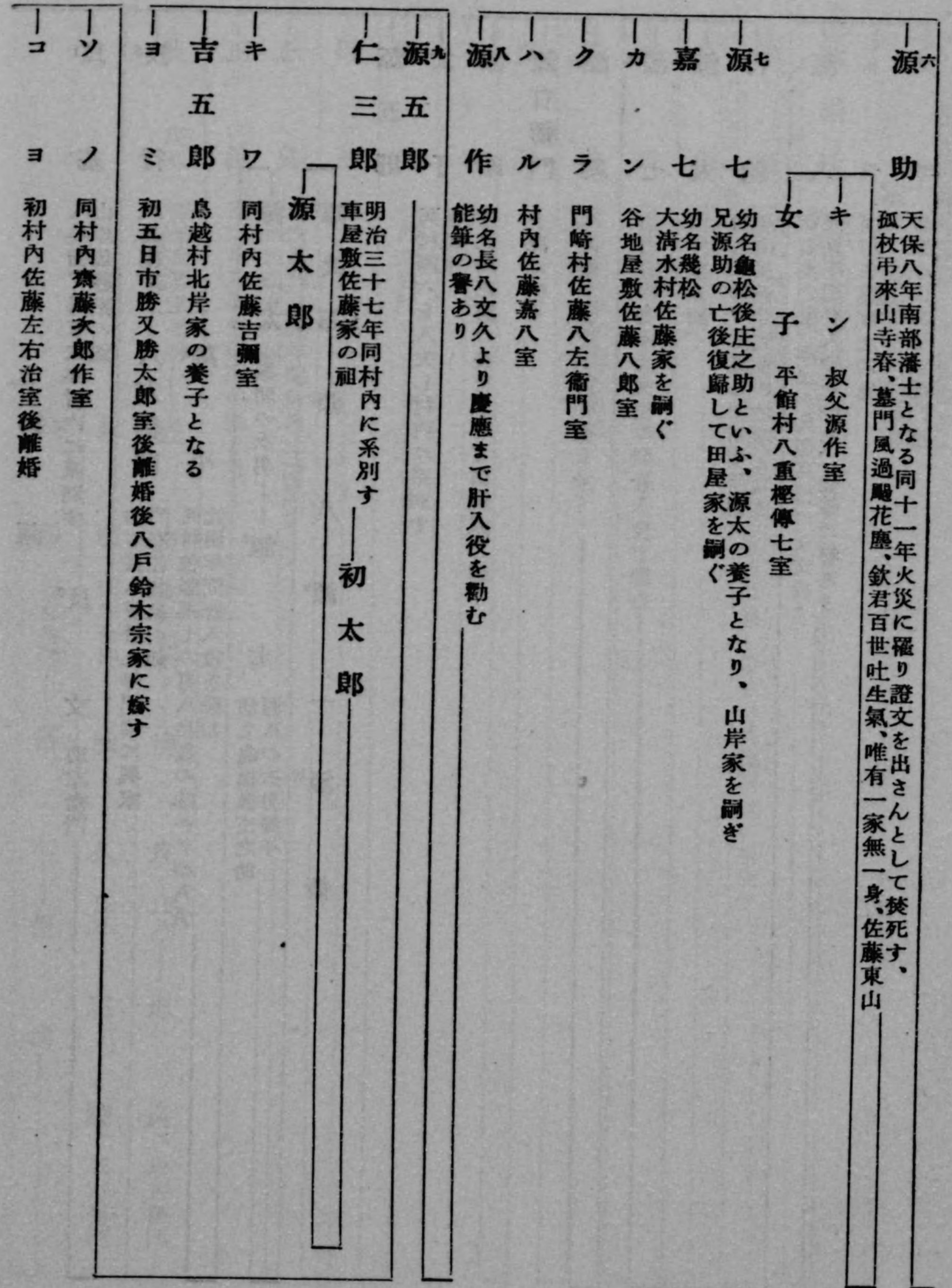
田屋佐藤家系譜 並宗家累系
家紋 輪無八ツ割槌車



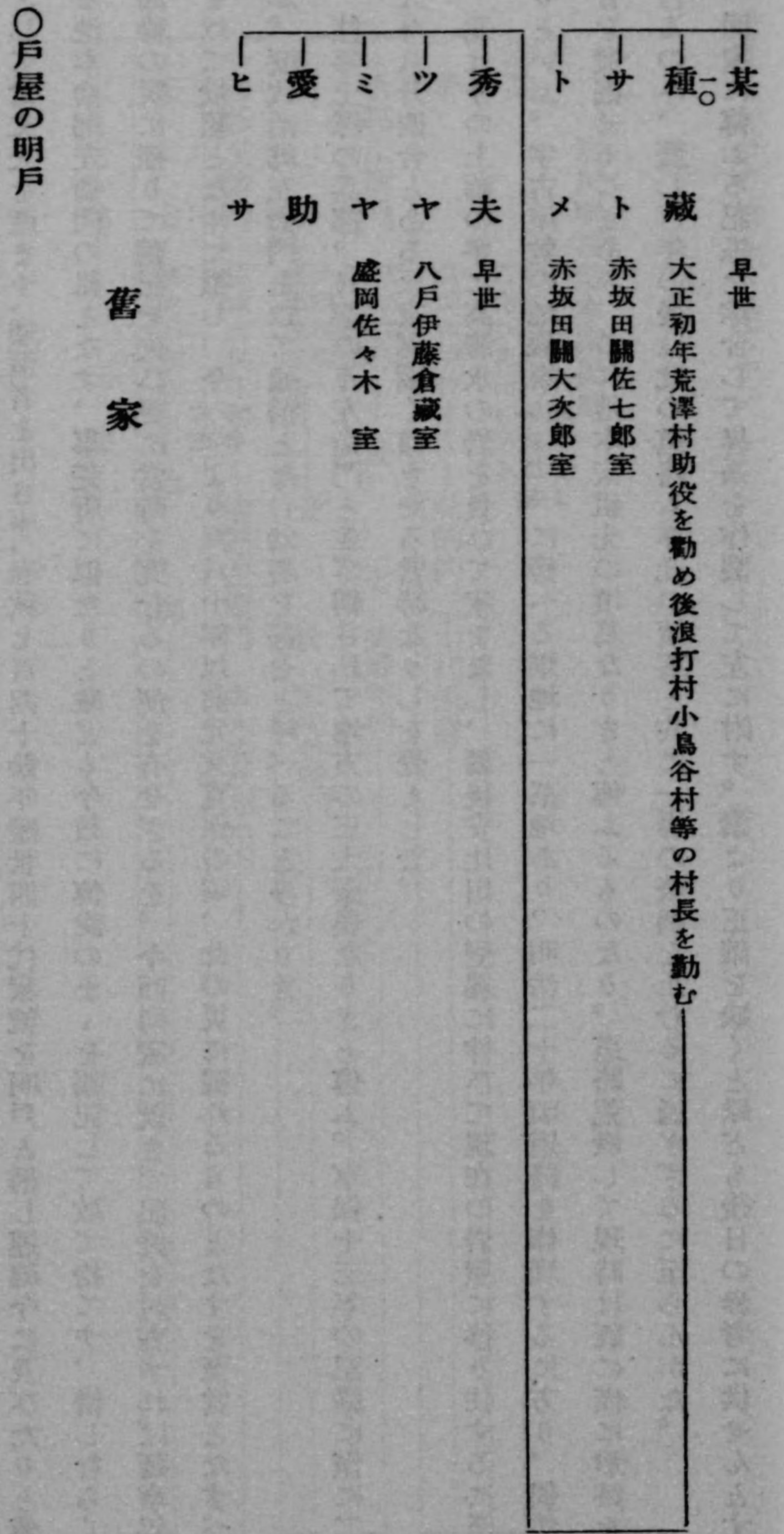
奥中山佐藤家系譜

門崎佐藤家系譜
○八左衛門 八兵衛の長男





或云承久元年なり



舊家

○戸屋の明戸

文治五年源右府頼朝の藤原泰衡を奥州に討するや、南部光行役に従ひ、國見峠厚樫山等の戦に殊功あり、故を以て藤氏平定の後藤部等五郡の地を加封せられ、建久二年十二月治を新領土の藤部に移すに當り、隨ふ者七十三人、中に一人の偉丈夫あり、膂力衆に秀で性質極めて温良なるを以て公の馬丁に選ばれ伴はれて奥州に下りき。身長七尺其の偉大の體軀を運んで街區を往來すれば大地爲に震ふを覺ゆ。地方の衆一見魂を消し、藩公怪物を隨へ來りて將に土民を食餌に供せしめんとすとなし避けて近かず、藩公諭すに他なきを以てすと雖ども容易に歸服せずして云ふ「怪物の屍體は一晝夜を經れば其の正體を現すと聞く、彼れ果して人間ならば斬つて我等に悟る所

あらしめ給へ」と。是に於て藩公意を決し彼を斬つて以て頑民の疑惑を去り、地方を悦服せしめんと欲し、涙を揮つて彼に諭せり。彼素より温良の質敢て其の命に恃はず、遂に自ら刃に伏して死せり。其の死するに當り、一子に諭して云ふ。「身命は軽く君命は重し、我今罪なくして死す素より武士當然の務なり、然れども今我の死せざるべからざるに到れるは義勇の爲にあらすして我が身體の偉大なるが因をなせり、心平かならんと欲すれども能はず、故を以て我死なば魂魄必らず兒孫の守護神となつて我家をして後世常人を生しめ兒孫をして永く其の統を斷たしめざるべし」と。其の子の歸農して上藤の邑に來り住し岩屋の部落を開拓したるもの、之れを當地方隨一の舊家として偉丈夫を産まず、矮軀者を出さず、春秋七百四十餘年歴世四十代家號を明戸と稱し連綿今に及びたりと傳ふる池本治郎左衛門の祖となす、事荒唐に似たりと雖ども今茲に傳説のまゝを掲記して敢て捨てず、惜しむらくは回祿の災に罹りて舊記を失ひ更に當時を究むるの便を有せざるを。今回同家に就きて記録を討査すれば延享年間を以て最舊となすに徴し、今大正十年より百八十年以前元文寛保の頃、此の災に罹れるものとなすを至當となすべきか。歴代治郎左衛門を以て通稱となし幼名を甚七と呼べることも多かりき。

往年土澤の兵部、日影の方左衛門と並び稱されて地方の三大豪農なりきと傳ふ。享保十三年の記録に僅に二石五斗八升四合とあるは家運漸く傾きたる當時なりしを覺えしむ。

發明皇神の境内に近く田圃に下れる舊路なり、この舊墳墓には明治の初年頃まで石地藏並五輪塔ありしが畑地の開墾と共に傍の□中に埋没したるなるべし惜しむべし。

元は今の上藤の字に高清水の岩を負ひて家をなし、爾後安比川の變遷に伴ひて現在の岩屋に移り住するに至れりといふ。字古屋敷の地藏坂一に五輪坂といふに傍へる畑地に一墓地あり、明治二十年頃道路を修理するに方り、偶然人骨を發掘せることあり、これ池本家祖先の墳墓なりきと傳ふるものなり。道路荒廢して現時は既に僅に形跡を止むるのみ、蓋し百年の後は此の道路も亦此の墳墓と共に一場の談柄を止むるに過ぎざるに至らんかな。同家に傳ふる記録を綜合して畧系を作製して左に附す。素より正確を缺くと雖ども後日の參考に供せんとする

の微意によつて敢へて捨てず。

岩屋明戸池本家異譜

◎某	建久二年南部光行に從ひ奥州に下る	此間約三十代未詳
某	岩屋に居住す	
治郎左衛門	享保寛保延享年間	七 寶曆年間
西 松	天明年間後治郎左衛門	丑 松 文化年間
治郎左衛門	文政天保年間	治郎左衛門 嘉永安政年間
甚 七	明治の初年	治 郎
末 治郎	治 三郎	

明戸池本家別家

○某	幾世間未詳	長 之 丞	安永九年六月十九日再興したるが如し	(長重郎)	三 之 丞	文北年間	(和助)	佐 治 郎
長	松 佐	吉 三 太 郎	種 告					
○萬	七 長	間 孫	作 長	治 長	松 兼	松		
五 郎	孫 作 弟	孫 市 長	八 孫 太 郎	孫 藏	孫 榮			

其の他の諸家

○岩屋岩木土澤の諸家と其の系譜

五部落中の諸舊家に就いては、前數項に互りて既に大略を盡したりと雖ども、岩屋に於ける小山田家、岩木に於ける佐藤家、土澤に於ける北口一族の如き洩れたるものも尠なからざるを以て、更にこゝに此の一項を記する所以なり。

兵部の破産は兵部が伊勢參宮の歸途江戸の吉原に流連すること三年に及ぶるが一因にして其の子に盲者ありしは二因なりとの説あり。

三家中最も古きを北口兵部となす、兵部は其の先田山のダンブリ長者に隸屬し其の命により北方の鎮として土澤に派せられたり、故に北口の姓を冒せしものなりとも傳ふ、兵部は實に土澤部落開拓の祖とも稱すべく、約四百年以前の歴史を有するものゝ如し、歴代兵部の襲名なりしや否今知る所なしと雖ども日影の萬左衛門岩屋の治郎左衛門と並び稱されて、地方に重視せられたる三大資産家の一にして、大坂の流を引いて灌漑の道を講じ開拓の功を奏せり、屋敷は今の北口定吉の居住せる地にして、文政年間其の産破れて後嗣絶えて一家斷絶せり。其の系別家を成すものに今の種吉末太郎の兩家あり、定吉は末太郎の別家にして、尙ほ其の他此の三家より系別せるもの數家あり、土澤は殆ど北口一族の部落の觀あり。
之れに次ぐものを小山田家となす、小山田家は其の先甲斐に出で、故あり奥州に下り、五日市館主青澤左近に隨身し、五日市村目名市に住し若干世を経たりしが、寶永の頃目名市を去りて岩屋に來住せり、兩三世にして漸次資産を成し、池本氏に駕して地方の重鎮となり、白藤氏に代りて老名となり、後肝入役を勤むるに至れり。系別家を成すものの中佐井坂小山田家を始め、岩屋には孫助、甚太、松之助、重間、徳之助の數家あり、荒屋に喜三治、徳松の兩家あり、五日市に甚三郎あり、以上の數家より別れたるもの更に數家あり、一族蕃衍里餘に互れり。

新九郎三十郎は兄弟なるべし。

淺澤村は普通中佐井村と書きたり。

岩木佐藤家は元曲田村打内に住せしが、小山田氏の來住に後るゝこと幾何もあらず岩木に來住せり、久兵衛家は兄にして三十郎家は弟なり、舊記に三十郎の子助右衛門は享保十七年に、久兵衛の父新九郎は元文二年に來住せりと記せるものあれども、享保十三年に中佐井村肝入より福岡代官所に書上げたる記録に依るに、兩家は共に列記せられつゝあるに徴すれば、享保十三年以前既に當地に移住せるものなるを知るべく、前後を推定するに正徳年間又は享保の初年代となすを至當となすべく、久兵衛家は享保の半ばに既に優に地方に重きをなす程の資産を有したりしが、北口兵部の零落するに及び、又其の不動産の移れるものも少なからずといふ、數世に互りて岩屋村中佐井村等の肝入役を勤め、久右衛門、多助、久八、勝太郎の各別家、並に隱宅久吉家あり、隱宅久吉家別家久右衛門家に更に各一別家あり、一族三十郎家には長吉、長松、多吉の諸別家あり、全村十數家皆其の一門にして他の一姓を交へず、又盛なりと謂ふべき也。

岩屋小山田家畧譜

家紋 三ツ巴

○小山田氏 其先甲斐の國に出づ故あり奥州に下り五日市館主青澤左近に隨身し同名市に住す

數世未詳

甚四郎 寶永年間目名市より岩屋に來住す
某 正徳年間中佐井に系別
孫十郎カ 坂小山田家の祖

孫 六 孫之丞 孫九郎

○坂小山田の系別せるもの

孫七の系別せるものに宇之助家、田表家あり。
 ○宇之助—松
 彌惣—丑松—松藏
 ○二光坊—榮之助
 若—喜太郎
 榮太郎—榮松
 宇之助家田表家の系別せるものに又兩三家あり。

孫之丞—孫 六 孫之丞長男—萬 助 孫之丞三男
 傳之助—傳 藏—福太郎 養子
 傳之助

甚三郎 享保十三年高三石三斗一升八合
 七 系別岩屋に住す

某 孫 助 惣 助
 重 治 孫 太 喜 藏
 義 夫

太郎七
 孫右衛門
 甚 太 系別岩屋に住す
 甚之助—酉 寅 藏
 辰五郎 養子

辰之助
 女 子 入夫の上系別 岩屋に住す
 松之助—巳之松 養子—吉太郎

某 市太郎
 重 間 系別岩屋に住す
 重 太—重之助—巳之松

孫右衛門
 乙 吉
 喜三治 明治九年新町に系別
 辰五郎—末次郎 養子—利喜三
 榮太郎 大正明治年系別 新町に住す 英 一

女 子 前夫善八郎 後夫三藏
 德 松 明治廿七年新町に系別
 甚四郎

竹 藏
 德之助 明治()年系別 荒屋に住す
 留 治 養子
 甚三郎 大正七年大柳に系別す
 赴

岩木佐藤家畧譜

家紋 丸六ツ槌車

◎佐藤氏 其先を詳にせず
打田打に住す

數世未詳

新九郎 年間打田内より
岩木に來住す

三十郎 年間兄新九郎と
共に岩木に來住す

助右衛門 利右衛門 三十郎 利 八

若松 重太市太郎

理太郎 理右衛門

久兵衛 岩木移住につきては専ら活躍したりしが如し
久兵衛家と稱するは蓋し其の爲ならん

萬兵衛

長松 万兵衛の弟か

久兵衛 万兵衛の男か

女子 入夫の上系別
岩木に住す

多助 勘七 養子 長治 養子

長太郎 茂吉 清吉

三十郎の系別せるものに
長吉家、長松家、多吉家
あり。
○長吉—丑市—寅藏
種吉
○長松—字八—字太郎
○多吉—多藏
○與太郎—直志

久右衛門の系別せるもの
に米助家あり。
○米助—要助—字太郎

久右衛門 系別
岩木に住す

久作 久右衛門 勘之

喜代松 喜惣治 久右衛門

長治 初七治か

久平治 初孫太郎

久吉 明治十五年同部落内に隠居す

久八 系別
岩木に住す

寅松 孫藏 定夫

久太郎

長之助 父の隠宅を嗣ぐ

申松 系別
岩木に住す

乙吉

孫市

勝太郎 大正九年
系別岩木に住す

久兵衛

土澤北口家略譜

◎北口氏

其先未詳或日田山ダンブリ長者の隨身にして其の領の北方入口の百姓頭たる故を以て此の姓ありき云々

兵部

歴代兵部と襲名し七八世を経たるもの、如し享保十三年の記録によるに二十七石五斗六升六合を有し地方第二の資産家たり

女部

治左衛門を夫とし明和八年土澤に系別す

家之助

治左衛門 與七郎 治 作

甚七

丑之助の女を妻とす 久 松 中佐井三藏の男 養子

末太郎

甚七の男

兵右衛門

兵 助 丑之助 養子兵部家の正系と稱すべきものなれども甚七に養はれて餘生を送る

兵太

中佐井清八の養子となる

兵七

系別土澤に住す正系にあらずと雖ども兵部家絶家後其の跡式の關係を有し來る

仁平

藤 太 兵七ともいふ

善助

兵七と云ひ後 與 之

種吉

房 義

治右衛門の系別せるものに彌七、子之の兩家あり、彌七は中佐井七之丞の男にして其の妻と共に血統上北口家に關係なし。
 ○彌七—熊吉—定吉—
 吉太郎
 ○子之—圓太郎
 彌七の系別せるものに更に二家あり。
 ○留吉—彌太郎
 ○幸助—松太郎
 三郎
 兵七の系別せるものに文三、庄七、政吉の三家あり。
 ○文之—仁太郎—永助—
 武一郎
 ○庄七—圓次郎—豊治
 ○政吉—謙三
 留吉の別家に一あり。
 ○仁太郎—專太郎

第十章 厄 難

地 震

○地震について

地震は年々數十回を下らず、時に強震無きにあらずと雖ども、當地方は甚しき慘害を蒙りしこと未だ曾て一回だも無く、隨て古老の記録の存するもの、口碑の今に傳ふるもの、共に絶無と稱すべく、強ひて之れを記さんとすれば安政二年明治二十九年等に過ぎず、家屋は一般に木材太きを用ひ、建築隨て堅牢なるが故に倒壊の虞無く慘害を免れ來りしものなるべし。

五部落中臺地は低地に比して稍震度を強うし、臺地中東方は西南に比して又強きが如し。

○安政年間

「安政二年でした六月の二十三日に強震があつてそれから毎日のやうにつゞきました、山がごろ／＼と鳴り出す、さうするとゆらく／＼とやつて來る、イヤもう大騒ぎでした。」

「夜などゆり出すと、とても家の内に寝かねて、外に梯子を置いて其の上に戸板などを載せて休んで居るものもいくらもありました。」

「戦々兢兢安い心も無くて過して居ると、丁度一週間目六月二十九日の眞晝でした、山が一きは高くごろ／＼

と鳴りだした、今ならば飛行機といふものがあつてごう／＼と鳴つても来るが、その頃はそんなものも無い、只もうそら又地震がといふ騒ぎ、間もあらばこそ大激震がやつて来た。」

「走せる、轉ぶ、叫ぶ、泣く、いやもう恐しいとも何ともたとへやうがありませんでした。」

「損害ですか、損害といへば大屋の土藏、さうです中佐井の大屋です、其の頃は家の正面にありましたが、その土藏が倒壊しただけで、其の他は轉んだ所もありませんでした、壁の落ちたのはそれは澤山ありました、壁が落つると土煙が立ちのぼつて火事のやうに見えました。」

「龜裂した所がいくらもありました、中にも下の林檎の木の下が二尺ばかり口が開いて五間ばかり裂ける、大坂の下などは十間も續いて口があきました。」

「後では、草を刈つて居たものが録を持つたまゝ轉んだとか、圍爐裡にかけてあつた汁鍋がみんなまかつてしまつたとか、何處の鴨居が外づれ落ちたとか、家が曲つて戸障子が動かなくなつたとか、色々の話がありました、地震は地面ばかりで無く空の方にも感ずるものと見えて、鳶が舞ひ落ちて田屋の家に迷ひ込んだといふ話もありました、最も直ぐに逃げて行つたさうですがね。」

「其の時年寄達が、昔に大地震があつて坂の便所が崖から下の道に轉び落ちたことがあつたが、その時よりも今度は強いなど、話したことを聞いたのが耳に残つて居ります。」

「私は八十三になりますが、其の間に強い地震に何度も逢ひました、しかしあの時の地震に比べるとみんなお話になりません、あんな恐しい地震があつた後二度とありません。」

右は大正十三年十二月二十三日に小山田佐吉爺んきに聞いた談で、其のまゝこゝに載せたのである。東山誌。

○明治年間

岩手縣地理に「明治二十九年八月の地震の如き、岩手郡長山地方にては山頂の岩石墜下し、土地崩れ湧水加はり水田陥り、和賀郡川舟地方にては斷層線現れて其の高低の差一丈に及ぶものあり、而して温泉は概ね涸れたり、此の災害は稗貫郡を以て最も甚しとす、人畜の死傷數十、家屋の破損四千に及べり」といへり。慘害此の如く大なりしにも關らず、僅に二三十里を隔つる當地方は、纔に地面に龜裂を生じ、齋藤惣次郎の家屋、佐藤專太郎の土藏、其の他一二ヶ所壁の落ちたる所ありしも、損害といふ程の損害無く、古來強震には赤濁をなすと傳へたる山岸の清泉が、半日の間赤砂を混じて飲用すべからざるを見たるのみ、蓋し天恵と謂ふべき也。

凶 歉

○凶歉について

往古のことは暫く措き、織豊時代以來當地方に於ける凶作を按ずるに、旱魃に依るもの、霖雨に依るもの、洪水に依るもの、大風に依るもの等種々ありと雖ども、其の何れにも偏せず單に氣候不順に原けりと稱すべきもの尤も多く害蟲の發生に因るもの享保十七年の外殆ど稀に大風雨の被害に依るものも亦多からず。旱魃に依るものに寛永十九年寛文八年同十年寶永二年享保十八年嘉永六年等あり、霖雨に依るものに元龜十一年寶曆七年等あり、洪水に依るものに元和元年寶永四年天明七年享和元年等あり、大風に依るものに享和十四年あり、其の他單に氣候不順と名づくべきものに元和元年寛永十八年延寶元年同八年貞享四年元祿七年同八年同十二年同十四年同十五年寛延二年寶曆五年同六年明和四年、安永年間は元年より以後數年、天明年間は三年より七年に至る五ヶ年、寛政年間は元年三年五年、文化十年文政八年、天保年間は三年より九年に至る間に五ヶ年、慶應二年明治三十五年

等あり、要するに單に一年に止るもの小く二年乃至數年に互るものあり、或は間斷相連りて數年に及ぶものあり、今中に就きて尤も悽慘を極めし元祿寶曆天明天保の四大凶荒を擧げて一般を推するの資となす。

尙最近大正十三年早魃に次ぐに浮塵子の發生を以てし誘蛾燒棄石油毒殺等百方驅除の方法を講ぜしと雖ども時期既に後れて効果甚だ少く、秋に至りて其の慘害の甚しきものは蜜の如きもの一面に附着し一望暗褐色に化して、收穫平年の二三割に過ぎざるものあり、是に於て地租免除の恩典に浴せるもの數名を算するに及びき。

○元祿年間

元祿七年氣候不順にして秋穀登らず、八年に入り飢饉を告げ、時の藩主南部行信之を憐み二月米を賜ひ、五月麥を賜ひ、七月味噌を賜ふ。然るに此の年又氣候順ならず、後藩より幕府に提出せる覺書に依れば「私領内夏中冷え申候て小袖を着用罷在候程の體にて御座候處土用中雨降り北風強く七月下旬霜降り候」といへり、秋果して登らず、米價暴騰し窮民續出せるを以て一方令を發して費用の節約を命じ一方倉廩を發きて之を給與せり。藩公の仁慈は之に止らず、領内に令して犬を養ふ者は餓ゑしむること無からしむ、近臣之を諫めて犬よりは人の餓を如何せんと、公曰く犬餓ゆれば餓死者を食ふ我之を忍ぶ能はざるのみならず、犬一たび其の味を知つて害を人に及ぼさんことを恐ると、諫者恐懼して退けりと傳ふ。

當時當地方は公の弟政信の領土たり、飢饉甚しかりしを以て、政信倉廩を發き米内正房をして救恤に力めしめ、翌九年更に多田義明を遣して巡見せしむ。義明淨法寺に來り正を督して訟獄を決し貢税を齊ふ。義明深く文章に達し、正房の囑に應じて淨法寺淨蓮庵の記を草せり、當時の狀況を知るの便なきにあらざるを以て左に之を引用す。

淨蓮庵記一卷は元淨法寺村檢斷肝入等を勸めたる田口三九郎家に傳り來りしを明治四十年小市郎に至り小田島五郎家の手に渡り一時横頼として其の別莊月待庵の相間に扁せられたりしが後一軸の巻物に裝幀せられて同家に藏せらる。

奥州糠部郡淨法寺村淨蓮庵者黃檗僧獨峯長老之開基也先是淨法寺市郵屋罹燬燼市店雖改造不得軼三年市民懷池魚憂年已久矣曰昔此縣主之夫人有故而死其鬼往々爲祟如今既歷數百歲其厲尙未輟若造營堂社宥厲鬼之游魂火災自消依之鄭長名越太右衛門角田源兵衛工藤兵左衛門古館彌左衛門及市民等戮力營造堂社不日成矣越安置愛宕日羅之尊像供養有日於是速獨峯爲導師使之開眼焉且乞庵號峯云凡物之法多貴因緣矧此禪室穰災祈禱而一縣之吉凶其機係此乎想宜所據傳聞此縣曾有雙梵刹謂大悲寺淨蓮寺云昔時縣主亡後道場亦頽敗今也則亡矣雖然此號之存不亦幸乎請以這裏爲名耶然大悲者悲與火音訓相似故世俗忌之歎不可以名焉也淨蓮者非水中不生水者潤物能勝火也因以號淨蓮庵衆大悅之使弟子秀山爲庵主元祿甲戌歲屯田源政信公始知淨法寺公者大守光祿府君之次男而行信公之令弟也故分與此地於政信公奉仕大樹幕下元祿乙亥歲奧羽兩國五穀不登此縣亦及大浸矣公發倉廩命縣令大救民而丙子秋八月使僕攝督郵巡檢僕督前縣令決訴訟齊貢稅而後歸自爾以來市郵村落無回祿之禍罔大浸之憂故諸民鳥翔麟萃翬者兼贏耕耨者得食民間是以富庶也嗚呼神靈之德至哉縣主之澤及哉德澤如此而永不失焉豈雷里人之益而已乎縣主復有萬世之益矣

元祿壬午春日應乎縣令米内氏正房之需云

散人 田 明 春 水 記焉

二ヶ年間の救恤藩内にて五万人を算せりといふ。然るに天候未だ順に復せず、十二年に至りて六月洪水八月暴風雨秋又登らず米價隨て暴騰せり。時に藩公江戸に在り、之を患ひて自ら膳を減じ粥を食すること數月に互れり、封民永く之を徳とす。

十二年十四年及び十五年又凶作にして救恤五万を超え後又一年を経て寶永二年早魃、同四年洪水暴風雨、凶作に次ぐに凶作を以てし、民の疲弊藩の窮乏容易に復せず、三十二世利幹立つに及び大儉約を令し、身自ら士民に先ちて實行せるを以て漸く舊態に復するに至れりといふ。

○寶曆年間

寬延二年凶作あり、翌年二三月の頃より物價騰貴し窃盜盛に行はれ、人之に苦しめども未だ餓死するに至らざりしが後六年を経て、寶曆五年より三ヶ年間引續いて凶作を來たし、餓卒續出慘悽を極むるに至れり。

五年七月降霜あり、八月に至り米價暴騰し而も江戸は一層の高値を示せり、藩吏之を見て相謀りて藩の米穀數万俵を江戸に賣り、領内の商人も亦之に倣ひ竊に米を買ひて之を江戸に賣る、是に於て公私の米穀缺乏し偶々所藏する者は惜しみて出さず、藩吏之を檢分して價格を低廉に定めて強いて之を販賣せしむ、隨つて城内の騷擾は漸く多く、六年に至つて日々四五十人の餓死者を出し道途死屍腐爛慘絶目を當て難し、當時餓屍處分に關し令を下して「此節飢饉に及び山林野道山道作場道往還通も死者數多有之候へども取仕舞片付等も仕らず其儘差置候様相聞え他所への御外聞は以の外宜しからざる儀に候畢竟兼て度々被仰付置候ても行届兼候儀に相聞え愈末の至に候向後能々申含め往還筋は申すに及ばず山道野道作場道山林等に餓死者有之候はゞ其處へ埋め置き屍等取亂し不申様に能々可申付候」といへり。加ふるに領内疫病大いに流行して死するもの餓死者と合して六万余人馬の斃るゝもの二万餘頭に達し財政益々窮乏を告ぐるに方り、此の年又凶作、七年に入り四月より霖雨あり此の秋又登らず、連年の凶作に民力殆ど疲弊して領内の田園不毛の地となれるもの多かりき。寶曆六年十二月當地方より書上げる記録によりて散逸戸數卅六軒餓死者二百二人に及べるを知るべくこれに同七年の凶作を加ふれば其の慘害の

當地方に及ぼせる一般を推知し得べし。

福岡御代官所之内御藏入高去年凶作に付當年不仕付高餘計有之候に付來春不殘仕付兼候間仕付並
不仕付共指積り大圖書上仕

一高貳百貳拾四石四斗七升九合

主税様御返地 岩屋村

内一 百參拾壹石四斗七升九合

仕付可申高引

殘九拾參石

右は去秋より當月まで明家二十八軒餓死百七拾人其外非人ニ罷成候に付仕付兼可申候

一高五拾貳石五斗六升

淺澤村

内一 貳拾貳石五斗六升

仕付可申高引

右は去秋より當月まで明家八軒餓參拾貳人御座候故仕付兼可申候

右之通來春御田地仕付可申候明家餓死餘計御座候故第一人馬不足に罷成候間不殘仕付兼可申候

寶曆六年子十二月

肝入市右衛門

小山田覺左衛門様

吉田源太夫様

○天明年間

天明三年四五月の候寒冷甚しく依然冬季に在るが如く、六月より八月に至り百花漸く開き櫻桃藤山吹其の序なく春の如く又夏の如かりしが、果然九月に入り笋盛に生じ蟬聲稠く害蟲夥しく發生し、收穫殆ど皆無の状態を呈し、米價一駄二貫七匁より八貫文に暴騰し、盛岡市は郡部に先ちて殺氣横逸不穩の兆あり、かくて各所に生ずる窮民は日に多きを來たし、當地方の惨害も亦之に洩れず困難百出名狀すべからず、十月に至り石神の齋藤惣左衛門は代官所より中佐井村御救御用掛を命ぜられ、一意救済事業に盡瘁せり。當時の救荒食物は左の注意書に依つて其の一般を推すべし。

後寛政九年三月に至りて御救役被免せられたり。

生薬の穂を去り水に半月程漬け候て右を能く根より刻み蒸し候て立白へ懸け悉く細末し右の粉一升へ米粉二合程入れ水にてこねりゆで候て鹽或は味噌着け候て食し候事若し米粉無之候は蕨の花又は葛にても宜しく候事

食料既に此の如し、窮乏日に加はり自活すること能はざる者續出するに及び惣左衛門の義侠は争かて之を看過すべき、是等を聘備して衣食と業務とを與へたり、此の舉單に中佐井村に止まらず廣く隣村にまで及べり。今其の一例を擧ぐれば左の如し。

手形仕事

一當年飢饉に付手廻觸命に及候に付私子共次郎夫婦貳人御助被下度段御願申候處御承知被下忝奉存候仍

而爲禮奉公巳年より午年まで貳年御奉公大切に爲相勤可被下候何にても御家御掟、相背申間敵候爲念請合加判如此御座候以上

天明三年卯十一月

人主門崎村 與 七 郎

同村請合 長 右 衛 門

佐 藤 長 八 様

長八は當時に於ける惣左衛門の士族名にして全く同一人なり。

歳方に暮れんとし飢寒益々甚しく到底尋常一様の救済方法にとは如何ともなす能はざるものあるに至り、惣左衛門救穀の交付を藩に要請し一方副産に依りて活路を與ふべく百方之れが救済に努めたり、今其の組合組織に依る關係書類を瞥見するに

手形仕事

一當年凶作に付當所御百姓共別而及困窮觸命仕躰之者數多御座候に付右之段申上候處御見分の上爲御救御拂穀稗被仰付難有仕合奉存候殊に塗師仕候者共之内自力に致兼候者共へは諸品御貸被下置候而塗物御買上被下置候旨是又難有承知仕候隨分相働右餘分を以て助命仕御田地仕付可申候若不甘心之者有之御仕入方紛失仕候は組合にて相辨御上へは少も御損懸上申間敷候尤木地并塗物は協賣協買堅く不仕御買方に賣上可申候若協賣仕候者御座候は御吟味之上急度御制法に可仰付候爲念組合并肝入印形手形差上申候以上

天明三年卯十二月二十九日

中佐井御百姓 萬助

四六〇

佐藤長八殿

門助	新七	勘右衛門	三右衛門	利右衛門	徳右衛門	甚之丞	組頭千助	肝入伊八
----	----	------	------	------	------	-----	------	------

組合毎の同文の手形數通は石神齋藤善助氏の所蔵に係る、此の外中佐井下區及土澤の一區ありしもの如し。

二戸小史には四万につくる南部史用による。

右は中佐井上區組合の手形にして尙この外大平組合に藤兵衛五右衛門長右衛門孫吉文四郎長四郎孫六三四郎庄之丞あり、石神組合には市兵衛惣五郎彌惣治勘之丞多兵衛惣兵衛惣四郎甚兵衛あり、岩屋組合には甚四郎孫助万四郎與吉與助治助與兵衛三平甚之助あり、岩木組合には甚七長之丞孫市三十郎多助久兵衛清九郎三吉作右衛門等ありき。

同年冬より翌四年春に互りて慧星の出現するあり地方齊しく凶兆となし人心恟々たること甚しく、四月に至り米價は十六貫五六百文に突飛し餓死者益々多く、惡食の結果疫病流行し、封内に於ける餓死者五万病疫者二万三

千明家一万他領に退去せるもの三千を超えしといふ。

天誅之に止らず、凶作連年七年に至つては藩の救済も策の出づる所を知らず、封民の嘆聲次第に高く餓卒途に滿つるも之を葬る者無く慘悽言誘に絶するに至れり。

蕨の澱粉を取りたる粕をさゝめといひ其の細なるをあもといへり。

三年十一月八戸の商人惠比須屋善六が江戸の本店井筒屋三郎兵衛に送れる書簡に依れば其の慘狀目睹するが如し、食物に對しては「蕨野老葛等を掘り食事仕候夫も幾千萬と申す限り無き事に御座候間さしもの大山も忽ち掘盡し申候間蕨の粕あも、さゝめなど申すもの許り食事に仕候に付右の毒に中り五體腫れ大小便不通にして忽に相果て候もの數知れず九月頃乞食共犬猫猿を食事に仕候事承り候て肝を潰し候處去月よりは犬猫は申すに及ばず牛馬を打殺し食事に仕候非人乞食等は眼前犬猫を捕へ鹽もつけず喰ひ候體誠に鬼共可申哉畏しとも何とも可申様御座なく候」といひ、更に進んで其の容姿を説いては「此の節の體營へ可申様御座なく顔色憔悴髪亂れ眼星の如く色青くつかれ衰へ頬骨高く口尖り手足枯木の如くからだ赤裸に菰を纏ひし有様何と申しても人間とは見え申さず候」といへり、一讀鬼氣人を襲ふを覺ゆ。筆を進めて略奪の狀を説いては「戸口開き置候へば非人共無體に押入食餌を與へ申さざる内は更に立退き不申候故據所なく白晝門戸を閉め用事御座候者は戸口より用事を足し候等有之施行など仕候節は家内申立わたり世話仕候へ共我勝に前後を争ひ泣きさけび老弱の者の貰ひ候食物を奪ひ取り泣き叫び候聲身に浸み胸にこたへ申候互に食を奪合ひ溝へ落入り半死半生の者數多叫喚大叫喚紅蓮の苦しみ食を奪合ひ打合ひつかみ合ひ互に疵を得候體修羅道の有様目前に御座候」といひ、尙「五十人七十人徒黨を結び在々へ押込理不盡に働仕り家財穀物奪取り候」といへり、今は社會の組織全く壞れて國家の秩序は地に墜ちたりといふべきか、殊に「死掛り候人の肉を切り離し格別旨き味なるよし申候言語同斷斯の時節に遇ひ申候事如何なる事に御座候哉と奉存候」といふに至る、斯る状態に陥つては生を捨て、苦悶を脱せんとするに至るは自然の理な

り「御城下端々近在遠在の子供を悉く海川へ投込申候者數知れず右の様子承り候に哀の品は數々御座候へ共皆凶作のなすわざに御座候其の内死様にも色々いさぎよきも未練なるもあり又は名を惜しみ候者は獨り深林の中に行き候て縊れ或は淵川へ行きて石を抱き沈み申候は數多計り難く奉存候」とあるは慘絶の極人をして泣かしむるものあり。只一句「然れども子を捨て候者は澤山御座候へども親を捨て候ものは今に承らず候最も殊勝の事に御座候」といへるは人間の情誼然あるべき所にて、國破れて山河在り社會棄れて道尙存し、人意を強ふること多大なり。

斯くて九年に至り改元あり寛政といふ。江都に落首あり

天明(天命)は食ふや食はずに八九(八苦)年

これからたんと飯を寛政(食はんせ)

然はあれども元年三年五年と凶作相續けり、此の間に於て南部藩にては晚稻の植付を禁止し、君側の費用を節減し、一般に儉約を令し造酒の減石を命する等百方救済の道を講じ、民も亦連年の凶作に粗食弊衣に馴れ、加ふるに蝦夷地事あり藩務漸く多く天候の恢復と共に人心も亦次第に改まるに至り、惣左衛門は寛政九年三月に至り御救御用掛を被免せらるゝに至りき。

○天保年間

天保三年凶作、翌四年亦凶作にして收穫皆無の慘狀を呈せり、八月に至つて藩主利濟令を下して救荒の方法を講じ、救米を賜ひ、酒類の醸造を禁止す。石神の住柵屋茂助地方の窮狀を見るに忍びず食鹽の施行をなせり、恩恵に浴せし者日影湯澤石神中佐井岩屋岩木土澤の七部落に互り九十二戸の多きに上り、其の石高貳石七斗六升に

及びき、當時の書上帳を證とす。

福岡御代官所中佐井之内困窮之者へ手當仕候面附書上帳

一鹽參升宛															
中佐井村															
半	三	安	長	平	直	九	藤	要	金	喜	重	西	松	三	太
		之	兵	衛	助	良	助	吉	丞	助	間				
六	治	助	吉	衛	助	善	惣	久	伊	文	平	三	松	三	太
	其	長	太	庄	長	兵	兵	助	兵	右	助	太			
伊			良	七	衛	衛	太	助	衛	衛	助	太			
八	平	太	良	七	衛	衛	太	助	衛	衛	助	太			
	仁	留	覺	四	庄	傳	万	清	織	嘉	六	文			
	之	之	之	郎	兵	兵	之	之	之	之	右	右			
	助	助	助	左	兵	兵	助	助	助	助	衛	衛			
	平	助	助	衛	衛	衛	助	八	八	八	門	門			
	助	助	助	門	門	門	助	助	助	助	門	門			
	助	助	助	門	門	門	助	助	助	助	門	門			

新	孫	藤	市	孫	與	重	忠	馬	甚	土	久	多	長	孫	長	萬	日
九	右	右	之	藏	兵	治	八	之	兵	澤	之	助	兵	作	衛	左	影
郎	衛	衛	助	藏	衛	門	八	助	衛	村	助	助	衛	八	門	衛	村
清	清	清	萬	千	久	留	孫	小	勘	西	三	與	甚	孫	甚	與	與
六	四	郎	之	太	太	之	太	右	之	右	右	十	之	之	六	太	作
六	郎	郎	郎	郎	郎	助	助	衛	承	衛	衛	郎	松	六	太	太	作
兵	兵	兵	孫	伊	藤	嘉	物	多	萬	長	三	物	長	嘉	菊	助	與
彌	之	之	之	之	之	助	助	助	助	之	之	吉	之	兵	間	十	五
	助	丞	丞	丞	丞	助	助	助	助	助	平	平	助	衛	間	郎	右
																	衛

四六四

西 松
人數惣ノ 九拾貳軒
鹽貳石七斗六升

右之通九月二十三日引配手當仕候以上

桂 源 五 左 衛 門 様
工 藤 衛 之 助 様

茂 助 [印]

五年の秋收穫あり、民纔に愁眉を聞くと雖ども、六年又登らず、七年に入り凶歉一層峻烈にして壯者は散じて四方に放浪し、老と幼とは溝に落ち途に斃る。此の間に於て藩公の驕奢は賦課の過重となり弊政日に多くして民の怨望は益々大に、起つて強訴を企つる者續出するに至れり、福岡一戸附近の二揆五大野に集合し、一戸に入りて榎屋太右衛門及び檢斷某の居宅を破壊したるは此の年十二月のことなり。

當地方の惨害も亦甚しく淨法寺に至る三里の途餓屍の絶ゆることなく、岩屋より中佐井に至る十町未滿の暇路に於てさへ二三の死者を見し日ありきといふに至つては其の惨狀の極端に到達せるを察するに難からず。八年稍々く、九年に至り氣候又不順にして、八月大降霜あり大凶作大飢饉となり、官の救助も力及ばず、怨嗟の聲は巷に滿ち、例令價の不廉を厭はざる者ありとも穀の求むべきもの無く、蕨根を掘り、葉を炊き、松皮を削つて之を食せり、當時の記録に徴するに「しのび、うしのした、くわん草、はこべ、みよな、てよこけ蒲公英の方言さがり葉、山牛蒡葉、枯あざみ、かれうり葉、かれ蒨葉」等々を食ひて纔に露命を繋げるものありきと傳ふ。尙相場書控帳石

四六五

見留村は御堂村のことなるべし。

と題する舊記あり、想ふに寥々たる穀物の賣買にして稀有に屬せるものたるは論無きことなるべしと雖ども大略を記して當時を偲ぶの資となす、天保四年七八月の頃より穀價は昂騰し百文に對して黒米一升に上り、五年秋の收穫に依りて二升に下り、六年の春は白米に於てすら一升二三合に過ぎざりしが、此の年又不作の結果纒に八九合に上り、翌七年七月は再び黒米にして一升、八月は五合五勺に暴騰し、十一月に至つては白米三合といふ空前の價格を示せり、其の翌八年の五六月より三合三四勺の間を上下して同九年を越え十年の二三月に至り纒に三合五勺なりしもの此の年の收穫に依つて村民始めて喜色あり、九月十月の候黒米一升三四合、翌十一年七月に至り漸く下落し白米一升となり、八月始めて一升六七合の價格に復歸せりといふ。此の間に沼て賣買せる食物中根花根あり、しだみあり、稗糠あり、あもと稱するものあり、外に「どべ酒一升百文、しだみ酒一升八十文」などとあり、尙同記録中^{七年十月}の條に「はたご一泊金壹朱と五十文、右は沼宮内見筒村に泊り參り候者の咄合、粟めし、干葉汁、大根漬ばかり」とあり、書して茲に至れば當時の苦境目睹するが如く、由來東奥の地、天惠薄くして慘害の到る圖るべからざるものあり、地方永久の策を講ぜんと欲する者の揣量に入るべき條項の一たるは又固より論を俟たざる所ならんかし。

洪水

○洪水について

筆を抽いて徐ろに當地方の洪水を偲べば、連山陰雲糶糊、風景描くが如き峽間の村落を縫綴して、逶迤北に奔る安比の溪流は岩に激して濁浪を漲り、崖を嘯んで樹木を倒し、橋梁を浚ひ民家を却し、關澤堂ヶ澤樺の支流は、田圃に汎濫して農家一年の苦辛を嘗め盡し、飽く無き迫害を逞うする光景、目のあたり睹るが如き心地す。

凶歉に倣ひて織豊時代以來の洪水を擧ぐれば、元和元年寶永四年安永元年天明七年寛政年間享和元年文化年間天保九年明治五年大正十年等其の主なるものならんか、今左に其の一二につき、更に細記する所あるべし。

○安永年間

安永元年の夏陰雨霽れやらず、安比川の増水日に加はり、五月十七日俄然大洪水となり、岩屋上岩木下岩木の三橋を流し、兩岸の田圃を涵して村部を威喝し、殊に上岩木は高清水の北麓より山麓一面の汎濫に、幅二町餘の長江と化し、久吉及び助右衛門の家屋を浸して家財を浚ひ、掛小屋を一掃して勢凄じかりしが、十八日減水して部民をして始めて蘇生の思ひをなさしめたり、其の損害の程度は詳かならず。

○天保年間

天保九年八月十七日豪雨、夜九ツ時に至り、増水其の極に達し、汎濫安永に異ならず、川原の善兵衛損害最も多かりきと傳ふ。

○明治年間

明治は實に四十四星霜を経たり、其の間安比川の出水又少なからず、而して明治五年四月十八日を以て其の大なるものとなす、岩木の佐藤久八同長治浸水、岩屋の前圃を流して河原を現じ、上藤の沿岸を碎いて水路を變ぜる等被害多かりき。

○大正年間

大正十年四月三日春雨傾注、満山の積雪一時に融けて、村部の道路は流と變じ、峽間の諸澤は濁浪漲り來りて安比川に投じ、翌四日の朝雨未だ輾まず、岩屋橋先づ落ちて對岸の交通一岩木橋に頼らざるべからず、淺澤小學校通學の兒童十數名集り來りて橋側に立し、兩岸の濁浪を眺望して爲す所を知らず、時に當時同小學校に在職して通勤せる岩屋の小山田篤子又到る、逆巻く流を凝視すること暫時、倏ち朱なす裳裾を惜しげもなく引捲くり、濁浪中に跳り入る、兒童の「先生」「先生」と連呼する間に、早くも傾斜せる橋上に現れたり、雨は彌々繁く、橋は今にも落ちんばかりに動搖するを物ともせず、橋を向うに下つて、再び濁浪に浸り辛うじて對岸に上り了れり、篤子時年二十有^(一)、見る者同女の膽勇を稱しき。

此の日岩木の佐藤寅松同申松兩家浸水家財の幾分を流失せり。

火 災

○火災について

凶歉、洪水二項に倣ひて近世三百年間に於ける災厄を列擧して往時を偲ぶの料となす、明曆年間石神の大屋家六代の加賀助草見臺にて、寛文年間同七代加賀助石神の現宅にて、元文寛保の頃岩屋の池本治郎左衛門、天明三年石神大屋十一代齋藤長八同宅地にて失火せしを初めとし、文化三年土澤の亥之助方野火より延焼し、文政四年石神大屋十三代善助母堂の隱宅、同五年には岩屋の孫七方焼失し、天保の飢饉に入りて中佐井の坂方放火の難に罹り、同十年には四月に中佐井善助の空屋敷より發火し地方空前の大火となり、十一月に同部落佐藤源助放火せられ源助士分の證文を懷きて焚死し、翌十一年には同源七方の土藏に賊あり侵入内より放火、弘化年間には

文久四年改元して元治元年となる。

石神の孫太方失火徳次郎類焼、安政三年には中佐井の傳藏方失火孕馬焼亡、文久三年には石神の文吉と失火孫八類焼、文久四年には土澤の久治宅葛巻の牛方圓之助が火繩の不注意より失火牛二頭焼亡、明治に入りては十六年二月三日土澤の北口甚四郎方消炭の疎漏より、三十三年二月十日中佐井の阿部豊吉方味噌煮釜火止の疎漏より失火、四十二年六月十九日には同じく中佐井の齋藤惣次郎方爐火の燃移りより失火し佐藤源次郎、同末治、同仁三郎、小山田福太郎の四戸類焼、代は大正に入りて四年三月十六日岩屋の小山田吉太郎方味噌煮釜火止の疎漏より失火小山田竹藏類焼、同年十月十日には岩屋の湯澤寅吉方放火の厄に罹り、同十年三月二十七日には中佐井の齋藤徳太郎方炬燵より失火孕馬焼亡同福太郎類焼せり、尙此の外中佐井に門助といへる者あり山根に傍ひて廣大なる宅地に住せしが、失火類焼等屢々災厄に襲はれ、遂に一家斷絶して繼嗣なく、空しく門助屋鋪の名のみを今に存して徐ろに當時を偲ばしむるあり。此の間に於て失火の大事に至らざりしもの、物置漆器室等の厄難に罹りしもの等少なからずと雖ども省略して、以上列記せる火災中に就き特殊のもの及び、事最近に係るものは更に項を改めて詳記する所あらんとす。

○野火の延焼

明治九年に於ける古證書焼失の書上に依るに、土澤の住北口甚四郎の曾祖父に當れる亥之助宅は、野火より延焼して書類の全部を焼失せるよし記せり、時は文化三年三月の四日誰かすさびなりけん、大中野の路の邊に火を放ちしものあり、陽炎燃ゆる春の日かけは長閑に搖ぎて、去年の名残の白草徐かに焚げ擴がり行きつゝありと思ふ間に、春風急に吹き起つて火付ける荒草空に舞ひ、火ばこりあたりを飛び散り、勢次第に凄しく、風は北東に折れて乾き切つたる亥之助の屋根に火の子は雨の如く落ち來て瞬く間に燃え移り村人の防禦も力及ばず、遂に一

家を烏有に歸せしめ畢りたる珍事あり。

同家は兵部家の分家にして、今の家號を土澤の下と稱する一家の祖先なり。

四七〇

○食料問題よりの火攻

天保の飢饉は慘虐を極めて、地方一般疲弊其の極に達せし折なりき、宮古地方の一商人が何處にて求めけん多くの粟稗等を仕入れ、若干の牛にて運び来て、時折の定宿とせし中佐井坂の萬助方に投宿せり、斯くと知れる地方の誰彼が押しかけて譲受けんと申入れたるも商人は言を左右にして肯んぜず、激せる餓鬼は遂に口論に及んで引上げたりしが憤恨止み難く、其の夜外部より鎖して火を放ちぬ、只ならぬ物音に家族が熟睡の夢より醒めたる時は、猛火は屋を繞つて身も既に危かりき、辛うじて戸を壊ち屋外に出で、人畜には被害なかりしも商品は家産と共に一物を止めず灰燼に歸し了れるぞ是非も無き。

此の擧極めて無智にして且つ暴なりと雖ども、犬猫を屠り或は死人の肉を食とせる當時の情状より推せば、又以て一喝し去るに忍びざるものあり、斯る時期に遭遇して、誰れか能く廉潔盜泉の水を飲まざるものぞ。

○地方空前の大火

天保十年亥歲四月五日中佐井善兵衛(發明皇神の鳥居に對せる現
時向井屋敷と稱するもの)の家屋に放火せる者あり。當時善兵衛は凶作の影響を受けて糊口に窮し一家離散して秋田領に去り。家屋は其のまゝ無住なりき。

放火の原因については未詳なるも、當時の推定に依るに隣家齋藤平八方の驚愕に乘じ、所謂火事場持なるものを行はん考より同部落の忠助の仕業ならんとせり。

樋堀坂俗にドベノ坂と云ふ。

猛火は渴き風之れに乗じ、屋前の文太方を一掃紅蓮の焰は長蛇の如く良位に走り、山側に傍へる中樞の一行は時を移さず八九戸を嘗め盡して只樋堀坂の上なる忠助の宅一戸を残して灰燼に歸し終りぬ。忠助の宅は矮屋にして且つ破損甚しかりしも土藏造の如き塗家なりしが爲幸に其の災害を免るゝことを得たりきと傳ふ。村民の之を見る感想の尋常一様ならざりしは蓋し當然なり。是れ當地方に於ける空前の大火にして古老の今尙傳へて以て戰慄する所なり。

○藩士の焚死

忠助の盜辭次第に烈しく、善兵衛の空屋に放火せる天保十年の十一月七日の夜、又中佐井佐藤源助方に放火せり、家族蹴起して床を出づれば黒煙空を蔽ひ猛火軒を匝つて萬事既に休しぬ、源助同八年に高二十四石を食み南部藩士に列してより纔に二箇年、年齒而立血氣正に壯なり、凝視須臾一躍して渦炎の中に闖入す、家族抑止するも及ばず、暫時にして一筐を提げ勇躍して出づるを見る、將に檐を離れんとする瞬間、屋架壊倒して證文と共に一身を葬り畢れり、家族悲憤忠助を厭忌すること蛇蝎よりも甚しかりき。

○賊忠助の焚死

忠助の罪惡之れに止まらず、翌十一年九月廿一日夜陰に乗じて又源七の土藏に侵入せり、源七の兄源助昨年冬忠助の放火に罹り猛火の中に焚死せるを以て、山岸の養家より入つて家計を取り居りしが、家未だ新築に至らず、宅地内の假家に在り、偶々來遊せし同村の勇治といふ者之れを認め家人に告ぐ、四隣之に應じて捕縛せんとし、土藏の戸を外より閉ちて人をして之を淨法寺に訴へ之れを監視す、忠助今は遁るゝに道無きを知り、内より憐み

勇治は神徒にして今の佐藤克治の父なり。

四七一

清助は今の阿部次郎の曾祖父なり。

を乞ふこと切なり、されども人皆平時彼の害に宥めると、昨十年其の家其の主人共に彼が爲に焚かれたる家族の憤怒今尚ほ新にして一人の之れに同情する者無かりき、彼は階上の窓に現れて「出さずんば内より火を放たんと叫ぶ、衆益々之れを憎悪し敢て免さんといふ者無し、彼遂に火を放つ、蓋し火を放たば戸を開くべしと思ひしならん、而も開かず、彼は其の苦しみに堪へざりけん、黒煙渦き出づる階窓より一椀の水を乞ふ、清助といふ者「死水なり給せざるべからず」となし乃ち外より梯子を架し水を給す、彼曰く「我れ昨年は家と主人とを焚き今又この土藏を焚く罪通るゝ處なし、我の刑火は天なり命なり何をか嘆ち又誰をか恨みん」と、斯くて猛火の裡に焚死せり。鎮火の後之を検すれば彼は火を被り一刀を肩にし黒焦となりて顯れたりき、蓋し戸を開かば刀を揮つて躍出し、血路を開いて遁れ去らんとせるものなるべし、恐るべき曲者なりしなり。
想ふに火刑斯くの如く惨なるは殘忍の所業に似たりと雖ども、連年の凶作に次ぐに萬助以來四回の放火に十數戸の罹災者を出し人心は恟々たり、源助の妻子に取りては俱に天を戴かざる仇讐たり、其の擧の茲に至る又以て情狀の酌量すべきもの無きにもあらず、忠助の焚死は蓋し天誅といはまくのみ。

○圓之助の失火

久治といへる者岩木より入つて土澤に住せしが、故あり空屋となり居たるに、九戸郡葛巻より圓之助といふ牛方來住し居たり、時は文久四年三月十三日夜收獲せし稗藁を軒先に積重ね置きたるに、圓之助使用せる火繩を置き忘れて失火し、忽ちの間に一家と牛二頭を焼失せり、借家を烏有に歸せる圓之助の困惑知るべきなり、今左に其の届出を掲げて當時を偲ぶの資となす。

火繩は炬火にして元當地方にてかすぶと稱せるものなり。

乍恐御訴申上候事

一牛貳疋

内一黒男牛十三

右者沼宮内通寺田村半右衛門預牛

一黒紋男牛十三

右同斷

計貳疋

焼死牛

右之通昨十三日夜九ツ時、自火に而家焼失仕候處、焼死牛に相成申候、依之御見分被成下候通、焼崩角尾切取候様無御座候間、該者被仰付候通、埋置申候所相違無御座候、此段御訴奉申上候。以上

文久四年四月十四日

福岡通中佐井村 圓之助

福岡通中佐井村御藏百姓 圓之助

圓之助親類 久之助

同 久兵衛

組合 與左衛門

同 彌七

同 治左衛門

馬肝入字 太郎

○地方第二の大火

明治四十二年六月十九日午前十時中佐井齋藤惣次郎方より失火す。同日は陰曆五月二日に當り、時正に農家繁忙の季節なるを以て少壯は勿論一家相携へて田園に下り立つもあり、偶々家を守る者は幼と老とにあらざれば病者のみ。同家も亦白髪の老爺と乳臭の幼児とのみ居残り他は悉く家に在らざりき。怪しき響は寅卯の一角に起りたれども心地よげに居睡り居たる老爺は敢て心付かず、外部より發見せられて運び出されたる時は既に猛火は天を焚き炎塵飛散して衝るべからず、追次田園より驅付けたる壯者の奮闘は効無かりしにはあらざれども、同家並に同家を圍める四方は共に茅葺なりしを以て延焼極めて速に方數百歩忽ち修羅場と化し畢りぬ。

急報荒屋に達するや、同地の消防手は急遽一里餘の道程を疾驅し來り、活躍最も努めたり。此の際消防最も困難を感じしは用水路の上流を遮断せるものあり、道路に汎濫して水の供給爲に甚だ不足を告げしこと是なり。

斯くて漸く鎮火の兆候を呈し、佐藤源次郎同末治、同仁三郎、小山田福太郎等類焼し、五戸十一棟全焼、午後一時全く鎮火せり就中福太郎方は本年の改築に係り入宅早々此の災に遇ひたるは時人の齊しく同情する所たりき。此の災厄は實に天保の大火に次ぐ當地方の大火たりしなり。

○小山田吉太郎の失火

岩屋の孫右衛門といへば、地方に聞ゆる豪農の一にて、當代の主人小山田竹藏は、十數年以前に建築したる二十間に垂々とする大廈に、土藏二棟を前に物置小屋を左に控へ、廣やかなる邸地に住み來しが、大正四年三月の十六日一二の來客あり、杯盤を列ねて歡待し、漸く寢に就きしは夜もはや闌に、外吹く風の窓撲つ頃なりき、斯くて一睡夢路を辿る間もあらず、けたたましき叫聲に驚き覺むれば、隣家同姓吉太郎方にては既に猛火の裡に包まれて、渦き上がる火の子は良位に折れて、竹藏方に雨の如く降り注ぎ、折から捲き起つ烈風にあをられて、屋根數ヶ所に火の手は上り居たりき、すは一大事と急遽家族を呼び起して防禦に努めしも、近來の雪解に安比川増水して、前橋は渡ることを得ざりしたため、中佐井石神の應援者は岩木橋を迂廻し、其の間に合はず、火勢愈々烈しく物置に延焼して、瞬く間に二戸三棟を嘗め盡しぬ、四近の部落の來援によりて、辛うじて土藏二棟類焼を免れしは、不幸中の幸なりき。

原因は吉太郎方にて味噌豆を煮たる釜の火止の疎漏にて、同家の目覺めし時は、土間の上なる干草に燃え移りて手の下すべきやうなかりしといふ。吉太郎方にては馬一頭竹藏方にては同じく二頭並に歴代の舊記を焼亡せしは遺憾なりき。

○きの姥の放火

此の歳三月の火災の餘燼未だ消えやらぬ大正四年は十月十日の夜、再び岩屋に災禍は起りぬ、草木も眠る丑滿時、怪しむべし湯澤寅吉方北隅の一角より發火して未明までに萬事は去りぬ。

放火、放火、十日の視る處、其の原因の放火たるは、地方人の等しく首肯するところとなりつ、十指の指す處、誰いふとなく、三月の失火元小山田吉太郎一家に疑ひの雲は覆ひて、噂さは噂さを生んで次第に擴がり、遂に警

官の耳に入り、やがて吉太郎等の取調とはなりき。

何事ぞ、吉太郎は之れを否定して、其の母きのの所業となし、其の母きのは自分にあらず、其の子吉太郎の所業なりと陳述し、互に其の罪惡を轉嫁して其の刑罰を遁れんとせり。

吾聞く「父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す、直きこと其の中に在り矣」嗚呼慘なる哉、此の母にして此の子あり、吾以上筆誅を加ふるに忍びざるを以て又詳説せず。

天網は恢々疎にして洩らさず、翌五年の秋に至り、其の母遂に六ヶ年の刑に服して獄裡の身となり、十年の夏假出獄を命ぜられたり。

犯行の動機と顛末は、其の子吉太郎が地面を擔保として金子を寅吉に借り、春の火災に到底返済の見込なく、止むなく擔保の地面を寅吉に讓渡せるを、寅吉が吉太郎を欺きて奪取せるものとなし、憤恨止み難く、繫澤の娘の處より夜陰を冒し來りて、此の犯行をなし、安比川を徒渉して馬場の次男の許に走り、同所に潜み居きといふ。

○齋藤徳太郎の失火

大正十年三月廿七日午前十時半中佐井齋藤徳太郎方より失火す。原因は室内に装置せる炬燵より發せるものにて家人の殆ど全部は外出して家に在らず、獨同人の妻のみ留守せしが、失火に氣付きし時は大事既に終つて又術の施すべきもの無かりき。

附近之を知つて警鐘の亂打となり消防手出動して之れに當りし際は、既に隣家齋藤福太郎方に延焼し火焰凄じく起りしも此の日幸に風無く、炎威辰の方に折れて、全焼僅に二戸に止まり、全く鎮火せしは正午半なりき。

火元徳太郎方に於ては家財の全部一物をも止めず烏有に歸せるのみならず、當時受胎せる牝馬を焼殺し、隣家

福太郎方に於ては改築後十年を超えたるに過ぎず、木の香未だ全く去らず、且つ壯大にして部落有數の建築物たりしを零時に之れを灰燼に歸したるは惜しむべし。

此の日延焼甚だ少なかりしは數日以前の大雪と風伯の荒び無かりしによるは勿論なりと雖ども而も新設勿々の消防隊の活躍敏捷なりしが爲にして實に當地消防組織成りて第一の効績なりしなり。

病 魔

○病魔について

王政維新前後に至るまでは衛生思想甚だ低級にして、一たび病魔に冒さるゝことあれば加持祈禱と護符神水に依り、重患にあらざれば醫師を聘せずして賣藥と自藥とにのみ依れり。斯る状態にありしを以て、疱瘡、赤痢、腸窒扶斯等の傳染病患者を出せば、厄病神送りと稱へて赤飯、藁草履等を郊外の辻に供へて、病勢の輕減を祈り、他の嫌厭を恐れて、之れを隠蔽し、徒に其の蔓延を致せしが、代は明治に入りて諸般の制度漸く整ひ、種痘法の施行となりしより、疱瘡全く跡を絶ち、今は其の名も忘れ去られんとするに至れり。爾後傳染病豫防法の實施となりてより、衛生の思想漸く發達し、積年の陋習漸次醫され來つゝあり。

最近に於ける傳染病流行の年を算すれば、赤痢は明治二十九年に中佐井、土澤等に若干の患者を出し、窒扶斯は明治四十一年石神に、大正五年又同所に、翌六年中佐井に若干づゝの患者を出し、其の他各部落に一二發生せし年無きにあらざりしも取出でゝいふ程のことも無かりき。流行性感冒は大正七年に、麻疹は同十四年に最も猖獗を極めたり、今項を更へて一二記する所あるべし。

○流行性感胃と麻疹

大正七年流行性感胃猖獗を極め、部落百二十戸其の難を免れしもの幾何もなく、之れを小學校兒童に見るに、十一月十一日患者初めて生ぜし以來翌十二月九日全部轉歸するまで約一ヶ月間に、在籍兒童百十四名に對し九十二名の患者を出し、前月二十六日より翌月二日まで一週間臨時休業の止むなきに至りき。病勢の革るや、往々肺炎を併發して死亡する者他地方には多かりしも、當地方にては一名の犠牲者を出さざりしは幸と謂ひつべかりき。翌八年再び蔓延の徴候あり、人心兢々たりしも激甚を極むるに至らずして終熄せるは幸なりき。

大正十四年六月に至り、激甚なる麻疹の襲來せるあり、兒童の殆ど全部は之れに罹れり。これを又小學校の兒童に見るに、在籍百十八名中其の難を免れしもの僅に二名に止りき、流行期間一ヶ月有餘前患者癒えて後患者次ぎ、遂に學校の閉鎖に至らずして終りぬ。

○トラホーム

トラホーム豫防規則の發布せられし以來十數年、今尙一般の之れに對する態度の極めて冷淡なるものあるは遺憾なり。壯丁と學校兒童とを檢診したる成績に見るに、壯丁數が年々十名以内の中、患者數は二三名に過ぎず、小學校兒童中の患者は左表に依つて見るに、大正十年の二割二分を最寡とし大正五年の四割二分を最多となす。

年 度	在籍數	患者數	轉歸數	患者歩合	檢診醫	備 考
大正四年	三二	三	四	元、六	加藤	

小學校兒童トラホーム患者調

同 五年	四	四〇	七	四、五	藤井	
同 六年	一〇九	二六	三	二五、六	加藤	
同 七年	二五	三	二	二七、八	同	
同 八年	二三	三	三	二九、〇	同	
同 九年	二六	一元	六	二五、八	同	
同 十年	二八	二六	一	二二、三	同	
同 十一年	二四	四〇	二	三三、〇	佐藤	
同 十二年	二四	三	二	三〇、七	同	
同 十三年	二三	四	三	三九、二	謝向榮	
同 十四年	二八	三〇	六	二五、四	穴倉	

救濟の策

○備荒倉

天保の飢饉は飽食暖衣の夢を見ん事破壊し終つて、粗衣に甘んじ粗食に堪へ、且つは勤儉にして蓄積せざるべからざる教訓を下せるものゝ如く、上下をして平時を警しめ事變に處する覺悟を喚起せしむるに至りたり。

弘化二年に至つては上は令を下して備荒の必要を説き、下は議を整へて協同の貯蓄を決行するに至りぬ。當時は一人に付稗三升六合づゝを積立てしものゝ如く、爾後十二年の後安政三年に書上げたる書類に依りて、保管者

并に貯蓄石高等と併せて之れを知るを得べし。

御園神奉預始末之事

一、神九石七升二合

右者一人に付三升六合積弘化二年より安政三年まで十二ヶ年分上納ノ高
右之通奉預候儀相違無御座候此段奉書上候以上

安政三年十一月

預主石神惣左衛門
中佐井肝入久兵衛

中島六郎兵衛様
日戸奎兵衛様

翌四年書上げの書類によれば、貯蓄人数並に保管箇處を知ることを得るを以て左に掲載す。

乍恐書上仕候事

一此度御百姓共御園穀被仰付奉長候計り立仕候人数二百四十一人、一人に付三升六合割合弘化二年より十二ヶ年分計り立仕候處石數合八石三斗五升二合御座候右者石神惣右衛門藏かれ園置仕候右之段書上仕候以上

安政四年巳三月

老名七之丞

同惣兵衛
同孫右衛門
肝入卯兵衛

日戸奎兵衛様
中島市郎兵衛様

明治八年二月、一人當四厘九毛餘を總人口七百十八人に割當三圓五十七錢を出費し蒸籠を仕立てたる帳簿あり。

後人心漸く弛むに方り、慶應の凶作は再び刺激を與へて、石神部落淺澤の澤の邊、路傍の高地に社義倉と名付けたる備荒倉を建設するの機運に向ひ、五部落の協議成りて一人に付神二合づゝを積立てて貯蓄することとなりしが、世は明治に入りて昇平の氣四海に充ちて、いつとはなしに人心又緊張を缺き、動ともすれば醸出の義務さへ忘れ勝にて、年に依りては貯蓄を缺くもあり、時には思ひ出せる様に蓄へたるもあり、斯くて次第に衰へ來り、倉中の穀物も亦其の質を失ひ、倉庫の手入も怠れるが故に朽ちに朽ちて、三十七八年代には遂に毀ち去られて、備荒倉の名は當地方に忘れ去らるゝに至れり。

○夜警

雪方に消えて春光漸く動き初むれば、物皆乾燥し切つて火を呼び易く、災禍の虞あればとて、舊三月三日雛の節會より、各部落とも夜廻をなし、厄を未然に防がんとする習あり、夜方に更けて夢圓かなる時、錫杖を曳き拍子木を打鳴らして通り、各戸の警醒を促し廻ること二ヶ月、五月五日端午の節會に終る、中佐井は四戸一組、他の部落は二戸一組、毎夜交替して順次他の組に移る、斯くて幾世の春をか經にけん、大正八九年の頃より青年の

夜警となり、或は消防組員の手に移り、或は舊に復し昔にかはらぬ警備に努めつゝあり。

○消防組織

一たび火災の起るや、其の救済に赴く者は、各自手桶等を手にして、場に臨み、流水を汲み取りて打ちかけたものなるを以て、其の効果頗る微弱なりしかば、消防組織の必要を認むること年ありき。隣邑荒屋は組織夙に成りて活躍しつゝありきと雖ども、當地方は幾多の事情ありて事容易に纏らざりしが、大正五年末に至り組織成り、翌六年二月を以て小頭齋藤善助以下六拾餘名の辭令は交付せられたり。是に於て村費の外各部落より資金を醸出し、纏、ポンプ、梯子、ヂツク桶、提燈、其の他の器具を購入し、ポンプ置場を中佐井の中央部に設置し、部落は各半鐘を購入して火見櫓を建設し、尋いで、月、日淺澤小學校庭に於て盛大なる發會式を舉行せり。此の日第一部消防組と共同の演習を行ひ、成績頗る佳良なりき。

同八年四月小頭齋藤善助辭任して、小山田竹藏其の後を襲へり。十年三月中佐井齋藤徳太郎火を失して隣家同福太郎方に延焼するや、奮闘して隣接せる茅屋小山田仁太郎方を防禦することを得たるは、實に二部消防組の力なりき。

同十四年、月小山田小頭は組付小頭に昇進して、此の月齋藤平次郎小頭となり更に、年、月小山田仁太郎小頭に任用せられたり。

荒屋消防組頭は從來の通
荒屋目時英雄其の任に當
れり。

順次	小頭氏名	任用年月日	在職期間	主なる事項
一	齋藤善助	大正六年二月廿二日	約二年	發會式、設備の完成
二	小山田竹藏	大正八年四月廿九日	約六年	一部二部大懇親會
三	齋藤平次郎	大正十四年月日		大正十年三月の活動
四	小山田仁太郎			

第十一章 傳 説

神 話

○八の太郎

「爰に鹿角郡の内甲鹿野うちかのと申所に草木村といふ所あり、此の里の久内と申者の子に八郎といふ男あり、身の丈六尺に餘り力萬人に勝れ、鬼とも見ゆる男なり、深山に分上り極たぎの皮を剥ぎ世を渡りけり、其の比濁川ひなに三治、婦多渡に喜藤といふ者あり、三人にて筑紫森と赤倉尾國と申す大嶽の間に上り、晝夜板の皮を剥ぎけるが、八郎炊事の番に當り、澤邊に下り水を汲上げけるに、大きな魚といふ魚三疋桶の中に入りければ、八郎悦びて小屋に持歸り、火に焼きけるに其の匂八方に香しく、八郎堪へかねて一疋喰ひけるに甘きこと甘露の如し、殘し難くなりて三疋共喰ひければ咽の乾くこと限なし、汲桶の水を呑めども乾き留らず、澤邊に行きて汲上げく呑めども尙ほ留らず、今は堰の樋口に浸り水より離るべきやうもなし、晝の四ツ時より日暮まで水に浸つて呑みければ、五體も太くなり、目の色を變り、淺間敷姿とぞなりにける。斯くとも知らず、二人の者は嘸や仕度も出づらんと、日暮比に小屋に歸りて、八郎いかにといひけれども音もなし、是はと澤邊に尋ね行けば、こはいかに、八郎は水に浸り、體は肥え手足は太り、目は光り口は廣がり、人間の様子とは無かりけり、二人の者は驚きて「いかに八郎、何故にかやうにはなりけるぞや、さても淺間し、早々小屋へ歸り候らへ」と申しければ、八郎泪を浮べ「我れ何の報にてかゝる魔性に落ちけるにや、一時も水より離れ難し、其方達は早々此處を立除き候らへ、

「あつま昔物語」にも同様の記事あり、名を八郎太郎につくり、里を奥瀬としてゐるし「紫波郡志」には佐比内村の者であつたとしてゐる。

十和田山正一位青龍大権現は元冥理山善正寺と稱し、今を距る千百年代天皇以後に至り下記の事蹟ありきと「十和田山物語」に傳へたり。

小屋に残せる我録をば持歸りて宿元へ届けて、この有様を親久内に告げ給ふべし、名殘惜しの人々や、扱も淺まししの我身ぞや」と、大聲揚げて叫びしは、山も崩るゝばかりなり」とは「十和田物語」に記されたる傳説なるが、當地方にては、八郎を八の太郎に作り、鹿角の草木村を二戸の田山村に作り、友と山の名を傳へざるのみ、他は皆此の記事のまゝに語り傳へられつゝあり、斯くて半は人身半ば蛇身の八の太郎は、己が住所を定めんと安比川筋を尋ね廻りて、兩山迫れる今の續岩を堰き留めんとぞしたりける、其處此處の山を經廻りて、大なる石を見付けては、牛にて之れを運び來て積重ねける程に、荒屋の瀧不動明王之れを見給ひて「憎き八の太郎の仕業かな、我が流域をさし止めて、おのが住所になさんとはゆるしがたし」と、右手に持ちたる劔を高くさしあげて、はつたと睨み給へば、さしもの八の太郎も縮みあがつて、這々の體にて何處ともなく逃げのびけるが、十和田に奔り、其の後八郎湯の主とぞなりけるとか。

八の太郎の牛が、荷繩切れて運び來し石を落しきと傳へて、關澤の長峯に牛の足形を印せる石あり、其の兩方の澤には轉び落ちきと傳ふる荷に似たる大石各一個づゝ今に残るもをかし、鹿角街道を西に繋澤橋を渡れば、安比川の沿岸日影田圃の見ゆる所、奇石が危げにこゞしき岩の上に積重り、其の名も續岩と稱されて、此の傳説を後の世永く語り續けてぞ行く。

口 碑

○上藤の上むづけ下藤の下むづけ

文治建久の頃かよ、落ち來れる二人の男ありけり、兄弟にやあらんと見ゆれども上藤某下藤某とぞ名乗りける。何國の人かと問へども言はず、何が故のさすらひぞと尋ねれども語らず、心に叶ひたればにや當地に止りて

他所に往なんともせず、二人のみなれども一家にも棲ます所を隔ててぞ棲居ける。一人は砂焼く夏も綿入を脱がず、一人は氷張る冬も單衣の儘にて、暑しとも言はねば寒しともかたず、人の笑ひも心に掛けねば誹りも耳には入れず、二人は互に異なる道を辿れども而も行き交ひて争もせず。斯かる間にも打合せやしたりけん、二つの祠を建て、時折の参拜をぞしたりける。斯りし程に誰が云ひ初めけん、上藤某の棲めるを上藤といひ下藤某の棲めるを下藤といふやうになりて上藤の上むづけ下藤の下むづけとさへ言囃すに至りぬるぞ面白き。

新撰六帖に

おのづから 手枕はづし 寝直れば

われ思はずと 妹むづけたる

とあり。むづけることは善き事にはあらねども斯くの如きは優艶の態、纏綿の情をゞろに人を動かすを覺ゆ。それとは異れども此の二人のむづけ方は超世の趣、脱俗の狀なきにあらず、過ぎたるは及ばざるが如しとも云へば素より悉く則るべきにはあらねども華奢を追ひ流行に導かれて底止する所を知らぬ現代の一つの規箴ともなりぬべきか。

第十二章 雜 纂

姓氏考

明治二年正月苗字差許され翌三年十二月届出づべき旨下命あり翌四年正月當地方一般書上を了せり(白水翁隨筆による)

當地方に於ける姓氏を擧ぐれば、佐藤姓は約四十戸に上り最も多數を占め、齋藤姓の二十餘戸之れに次ぎ、小山田、北口の兩姓は各十餘戸にして又之れに次ぐ、其の他池本、阿部、石田、橋本、欠端、山本、飛鳥、土澤、馬場、湯澤、小又、佐久間、白藤、松尾、服部、吉田等多きは五六戸、少きは一戸のものあり。

佐藤姓は中佐井の大部分及び岩木の全部を占む、之れを稽ふるに大略出羽佐藤氏、平泉佐藤氏、打田内佐藤氏の三大系統に分たる。出羽佐藤氏は出羽庄司を祖とし、谷地屋敷佐藤家に出で、中佐井大屋佐藤家及び田屋佐藤家の系統之れに屬し、平泉佐藤氏は其の先平泉に出で、大平佐藤家の系統之れに屬す、打田内佐藤氏は其の先打田内に出で、岩木佐藤家の一族乃ち是れなり。

齋藤姓は加賀齋藤氏に出で、石神大屋齋藤家を祖とし、石神を中心とし中佐井、岩屋の兩部落に及ぶ。

池本姓は其の先藩祖南部光行公の隨身に出で、明戸池本家を祖とし、一族皆岩屋に住す。

同家の一族に池元と名乗る一姓あり、想ふに本元、其の訓一なるより出でしものならん。

小山田姓は目名市小山田氏に出で、岩屋小山田家を祖とし、一族皆岩屋及び中佐井に住す。

北口姓は往年に於ける兵部家に出で、土澤部落は殆ど同姓なり。

阿部姓は其の先盛岡より來住せりといふ、土澤阿部氏は其の宗家にして二百年來中佐井に住したりしが、明治

北口姓の宗祖兵部家は今は廢家となれり。

の晩年土澤に移住せり。岩屋阿部氏は近年鹿角より來住したるものにして、土澤阿部氏とは其の系統を異にす。石田姓は其の先下町に出で、一族石神に居住す。

往時は士籍以外は其の姓を有せず、農桑を業とするものを都べて百姓とさへ稱せしが、王政一たび新なるに及び、明治五年一般に姓氏を稱するの制度を布かるゝに方り、一定の系統を有せざるものゝ外は適宜撰定したるものゝ如し。

其の居宅橋畔にあるを橋本とし、崖頭にあるを欠端とし、山麓にあるを山本とせるは、石神大屋齋藤某の撰なりきといふ。

飛鳥、土澤、馬場、湯澤、小又等は其の出身地に取れるものにして、前三者は又同じく、齋藤某の撰にして石神に住し、小又は中佐井大屋佐藤某の撰にして中佐井に住し、湯澤は撰者未詳岩屋に住せり。

右佐藤某の撰中、岩木佐藤久兵衛家の一族にして撰者佐藤氏に隨從し居りたる者に、佐藤の佐字に久兵衛の久字を配し其の間に位すとなし、佐久間の姓を名乗らせしなど興味の津々たるものあり、中佐井に住せり。

土澤に白藤の一姓あり、元岩屋に住し、歴代體格衆に秀でよく相撲を出せり、就中地方に白色の藤花ありしに取て相撲名を白藤と呼べるもの拔群なりしより、其の後裔維新の際同姓を名乗るに至りしものなり。

松尾氏は細野より明治二十年頃、服部氏は葛巻より、吉田氏は下谷地より近年の來往にして、各一家に過ぎず、服部は石神に、其の他は中佐井に住せり。

姓氏は斯くの如く多しと雖ども、姻戚の關係複雑にして一々分けて説くべからず、其の佐藤氏といふも渾然として同一血屬の誼あり、部落は宛然大家族三四の如き觀あり。

屋號考

當地方に於ける屋號に就いて考ふるに、其の家に於て自ら擇べるものと、他に呼び做せるものと、不明に屬するものとの三種にして、前者と後者とは少く、他に呼び做せるもの最も多し。

尙ほ其の他屋號とも稱すべきものに、職業に依るものと、人名に依るものとの二あり、前者には酒屋、豆腐屋、茶屋、桶屋、大工、木挽、神徒、馬喰などあり、後者には祖先の名を其のまゝ今に呼ぶものと、現在に依るものとあり、その現在によるものに、兒童の名の下に家の字を加へて呼ぶものあり、更に又様殿等の敬稱を用ふるものと對稱に依るものとの別あり。

今左に氏名に依らざる屋號につきて記さん。

自ら擇べるものに、他より移住し其の先住地に取れるものと、將來に祝福の意を寓するものとの二あり。

加賀屋 石神齋藤善助家の屋號なり、現今其の別家中佐井齋藤福太郎家にて用ふるは元加賀忠といへるが轉ぜしものなり。

平泉屋 中佐井佐藤文吉家今は、大平と稱す。

枳屋 石神齋藤富太郎家、今は酒屋と稱す。

不明なるものに左の二家あり。

日廻 石神齋藤平次郎家

明戸 岩屋池本末次郎家

日廻は石神大屋家の別家にて、本家より同家への通路は山の一角を廻りし故に方角ひましを用ひしものなりともいへり。明

他に呼び做せるものと見做すべきものに四種あり、一は部落の大家を意味せるもの、二は家の起因を意味せ

戸は元あけどといひ沃度の意なりとも、又朝暈を受けて夙に戸を開きしよふ。この名ありきとも傳ふ。

るもの、三は其の場所によるもの、四は或る起點より見たる位置を指せるものなり。

- 其の一 中佐井佐藤三郎家
石神齋藤善助家
- 大い家 岩屋小山田竹藏家
岩木佐藤孫市家
- 其の二 田屋 中佐井佐藤源五郎家
- 其の三 大平 中佐井佐藤文吉家
坂 中佐井小山田福太郎家
高見 中佐井佐藤又吉家
澤河 岩屋池本三太郎家
澤 岩屋阿部共八家
山道 石神土澤寅家
新道 中佐井阿部長助家
車屋敷 中佐井佐藤仁三郎家
田表 岩屋小山田榮太郎家
朝日 岩屋池本三太郎家
- 其の四 上^上 土澤北口定吉家
下^下 中佐井佐藤寛光家、元屋敷の稱。
土澤北口種吉家
向井 中佐井佐藤省三家、元屋敷の稱。
庵の下 中佐井佐藤保五郎家
元屋敷の稱
裏小路 中佐井佐藤専祐家
中屋敷 石神齋藤又治家
井戸端 石神山本兼松家

山岸 中佐井佐藤源八家、同家を中心として更に山岸の上^上佐藤仁吉家、山岸の下^下齋藤由太郎家、山岸の奥阿部伊八、小又寅藏兩家あり。
尙新築の稱にして永遠に用ひらるゝものあり。
新家 中佐井佐藤喜代志家
石神齋藤本治家

當地方の童話

○童話について

母の乳房をまだ離れぬか、漸く離れたかの、純無垢の幼兒を薰化して行く大切な教材は、どうしてもお伽噺を數へ擧げなくてはならない。當地方に於けるお伽噺を數へて見ると、桃太郎・舌切雀・花咲爺・瘤取・猿蟹合戦・カチ／＼山等の世間一般のものから、狐の物語や、山男の物語など山村にふさはしいのもたくさんあるが、殘忍極まるカチ／＼山や、臆病風をそゝる狐の話などは、教養上注意を要するものである。今左に一二特殊の童話を擧げて見る。

○一粒豆

むかし、むかし、或る處に爺さん姥さんに倅と嫁があつた、爺さんは藁屋根茸き、姥さんは下から繩針の手傳、倅は向山に笹刈り、嫁は土間の掃除をしてゐた。嫁は土間から一粒の豆を見付けて「お姥さん、豆一粒見付けました、どうしませう」と聞くと、お姥さんは「半分は種に残して、半分は煎豆にせよ」といひつけた、嫁は早速半分を残して、半分を煎ると、鍋一ぱいになつた、そこで「お姥さん、煎つたら鍋一ぱいになりました、どうしませう」と聞くと、お姥さんは「そんなら臼に入れて搗けよ」と命じた、嫁は早速搗きはじめたが臼一ぱいにな

つた、そこで又「お姥さん搦いたら白に一ぱいになりました、こんどはどうしませう」と聞くと、お姥さんは「隣から篩を借れて来て振ひ卸せよ」といふ、嫁は「お姥さん、何處を廻つて行きませう」「さう、庭の戸口を廻れ」「お姥さん、馬が居て恐くて行けません」「さうか、前の戸口を廻れ」「お姥さん前の戸口には犬が居て行けません」「さうか、それなら後の戸口を廻れ」「お姥さん、後の戸口には雞が居て行きません」「奥の櫓を廻れ」「奥の櫓先には猫が日和ぼつこをしてゐます、お姥さんは「さあ、どうしませう、そんならばお爺さんの禪でも借れて卸せよ」といひつけた、嫁は早速お爺さんから禪を借りて振ひはじめると、黄いろい粉がさも甘さうに木鉢にたまる、すると梯子に上つて屋根を葺いてゐたお爺さんが、一發どんと大きなおならを放つたからたまらない、黄粉はバツと飛んで四方に散亂した、みんなが「おやおや」と仰天したが、やがてお爺さんは杵をなめる、お姥さんは臼をなめる、嫁は木鉢、悴は向山の笹、めい／＼舌鼓を打つて黄粉のおいしさを賞味した。めでたし、めでたし。といふのである。初な嫁の萬事姑にたよるところ、姑の嫁にどこまでも親切なところ、滑稽の中にも家族一同、圓滿に活動して餘蘊なきところ、心地よい昔話といふべきである。

○だいの尻ひりおぢ

昔、昔、ある處に正直男があつた、毎日山に登つて薪を採つて妻子を養つて居た。或日いつもの通り、山で樹を伐つて居ると「誰だ俺の山で樹を伐るのは」と大きな聲で呼ぶ、正直男は「これは大々の尻ひりおぢでござい」と答へると「そんなら此處へ来て尻をひつて見よ」といふ、早速行つて見ると驚いた、身の丈一文もあらうと思はれる大きな山男が爛々と光る目をして睨んで居たのである、正直男は今通るゝ道が無いと覺悟をして、尻を山男の方に向けて、勢一ぱいに「黄金さら／＼、錦さら／＼、ピンポンパチン」とひり放した、山男は「これは

面白い、今一つ」といふ、「ハイ」と答へて又「黄金さら／＼、錦さら／＼、ピンポンパチン」「うまい／＼、今一つ」と求める、正直男は三度同様ひつて見せると、山男は喜んで「又来てひつて見せよ、これは今日の褒美だ」といつて、大きな風呂敷包を與へた、正直者は虎口を遁れて、薪の代りに風呂敷包を背負つて、いそ／＼と我家に歸ると、妻や子は歸りの遅いのを心配して居たが、仔細を聞いて一度は驚き一度は喜び、何がいつてゐるだらうと包をほどいて見ると驚かざるを得ない、小判や錦の着物が山のやうに出た、喜ぶまいことか、家内はこれはお前これはわたしとめい／＼新しい着物に着換へて狂喜した。一家の歡聲が隣の慾張男の家に聞える、慾張男の一家親子三人は耳を欬て、聞いて居たが、何事だらうと出て来て見る、そして一部始終を聞いて、持前の慾張根性がむら／＼とはびこり出した。其の翌日直ちに山に登つて樹を伐つて居る、果して山も轟く一聲「誰だ俺の山で樹を伐るのは、慾張男は占めたとばかり」「これは大々の尻ひりおぢでござい、」「そんなら此處に来てひつて見よ、早速駈付けて尻を捲つて「黄金さら／＼」を始める、一つは無難に收まる、「よし、今一つ」となる、二發目は餘程苦しかつたがやつと合格した、山男は更に三度目を命じた、慾張男はもう出さうも無かつたが、これではならぬと勇氣を出して、捲つた尻を一段高く真正面に山男の方に向けて「黄金、さら／＼、に、し、き、さら、さら、ピン、ボン、グワツグワツグワツ」と黄色いものをしたゝか山男の膝頭のあたりに噴き出したからたまらない、「野郎、賢者だ、鍼を置き、帯を解け、着物を脱げ」と丸裸にされて追返へされた。宅では妻と子が正午頃から其の歸りを待つて居る、母は子に「そんな檻褻着物、今から着なくてもよいよ」といふと、子は「それなら焼いて仕舞ひやうか」といふ、「さうせよ」となつて、脱ぎ棄てゝ圍爐裡に投げ込むと、見る間に炎々たる焰となつて燃え失せた、見て居た母は「俺のも焚かう」と、同じ様に永年着古した垢衣裳を焼き棄てゝ、亭主の來るのを今か／＼と待つて居る、と亭主が獻秋泣きをしながら山から歸つて來る、泣聲を重荷に堪へぬうめき聲だと聞

きなして喜び勇んで飛び出した二人は、丸裸で泣きながら来る亭主を迎へて、さあ大變、一家狂亂、泣き騒いでも追付かない。隣の正直男の一家では、この物音に耳を萩て、居たが、只事では無いと、親子三人出て来て見るとこの有様、不憫になつて丸裸の親子三人に錦の着物を頒ち與へる。三人は始めて長夜の夢から覺めたやう、隣家の厚意に感謝し始めた。そして愈々改心して善人となつて兩家は永く睦み合つて繁昌した。

これも前のおなじに於ける話でいかゞはしいものではあるが、内容は瘡取などから脱化した勸善懲惡の中にも、最後改心の一段に、この話の價値が高く存する心地がされる。

當地方の茶話

○茶話について

沿革より傳説に至る十二章中に挿入し難い事項で、尙ほ捨てがたい趣のあるものを取纏めてこゝに載せることにした、月影清き閑窓の下、雪降りつもる炬燵のほとり、一夕の茶話ともならばと思つてのすさびである。

○河童の河流

世に自分の能に誇つて失敗することを河童の河流といつて戒しめとして居る、こゝに實の河童が失敗して陸に曳摺られたといふ面白い話が傳つてある。世は何時であつたか儘では無いが、石神の大屋がだん／＼財産が殖えて、召使も多くなつてからのことである、或日一人の下男が馬を曳いて田圃に出た、仕事する中逃してはならぬと、槻木渡の岸邊の楊に繋いで置いた、ところが之れを見た一匹の河童は、近頃佳い御馳走と思つたのであらう、岸に上つて来て馬の絆を解いて自分の體に巻きつけ、川の中に曳き込まうとした、馬は荒駒いかで其のまゝ曳込

まれやう、ひひんと一聲嘲笑ふやうに嘶いて、カツ／＼と蹄をあげて駆け出した、河童はもがいたが巻き付けた絆を解くことも出來ず、却つて石ころ交りの暖路をころ／＼と曳摺られて、大屋の厩屋まで來た、下男が馬の駆け出したのを知つたのは餘程経つてからのこと、追つかけて來て見ると、馬飼船はひつくりかへつて居る、これは怪しいと引起してびつくりした、中から子供ほどある河童が現れ出したのである、河童は手を合せて「以後かやうなことは致しません、どうぞ命だけ」といつたかどうかは知らないが、情ある主人は「許してやれ」と命ぜられたので、元の川邊に連れて行つて放してやつたといふことである。

河童の消息は其の後どうなつたか聞かないが、槻木渡の瀬の流は、涼しい風に揺ぐ岸の楊の緑を浮べて、黒駒繋いだ繪のやうな景色を其の儘、昔語を今に囁いて居る。

○山賭謎

土澤に兵部といふ有福者があつた、田地は前田圃の全部。山は大槻澤から長前まで皆其の所有で何不足なく暮して居た、所が何代目かの兵部はそれは／＼謎好で日毎に謎をかけたりにかけられたりして喜んで居たものだ、兵部は或日用事があつて中佐井の大屋に行つた、用事も果て、やがて謎話が出た、大屋の主人は然らば是れはといつて難題を持ち出した、其の題は何といつたか傳へて居ないが、若し解いたら大屋で大槻澤の上平、解きかねたら兵部で同所の下平を渡すといふ大賭けであつた、負けぬ氣の兵部は腕を組んで考へた、考へたがどうしても解けない、夕刻になつたがとう／＼解きかねて、已むを得ず山を渡すことになつた、そしてす／＼歸る途中大野でふと考へついたので勢込んで戻つて行つて、斯うであらうと談じて見たが、もう遅い駄目だとなつて、山は其のまゝ大屋のものになつて、今に傳へて居るといふこと。

寶永七年四月佐藤甚之丞は兵部より金壹歩に買受けたるよし山帳に見ゆ。

○田代の残碑

青葉に青のもの淋しい夕暮であつた、今しも幾頭かの牛を追つて田代の高原にさしかゝつた牛追の倉之助といふもの、一夜をこの山中に明かすべく荒小屋の中に一日の疲勞を解いた、心ばかりの夕餉をしたゝめて濕り氣強き土の上に破菰敷やぶくもいて横になつたが雨がまだ止まない、十六夜の月は木の葉がぐれにほの白う上つて何となく物凄、物馴れた倉之助も今宵はたやすく夢に入りかねて幾度か寢返りをうつた。「申す、申す、」倉之助は夢ではないかと自分の耳を疑つた、「申す、申す、」それは細い細い女の聲では無いか、この雨の眞夜中をさりととは思議の聲音かなと、耳を欬てたが、尙うち續く聲音はまがふ方も無い女の聲である、そら恐しくも又相手欲しい一夜のこと、筵戸搔かいまくつて倉之助は「誰れか」と顔を出せば、雨にぬれたうら若き一人の女は髪かみのほつれ毛かいなでながら、「彼方の村から麓の村に嫁いだもの、仔細あつて里の親の許へと逃げ出して来たが、夕餉もまだ済まず、雨の山路に疲れも出でて救ひを求むるのだ」といふ、倉之助は鄙珍らしき其の艶あやかさに一時は狐狸のわざではあるまいかと思つたが、とぎれとぎれにいふその初はつな様子と、その憐れ多き話に不憫を催ふして、小屋に引入れ、夕餉の残りを食べさせなどして色々色々と勞つた末、一夜を共に此處に明かすことゝなつた。

其の翌朝のことである、倉之助の仲間三四人此の地を過ぐると、こはいかに、倉之助は舌嚙み切られて無慘の最後を遂げて居るでは無いか、携帶の食料品はさん／＼に食ひ荒され、あたり一圓獸の足跡が満ち／＼てゐる、さては日頃人をあやめる老狸の仕業かと齒嚙をしたが、時既に後れて又止むを得なかつた、時は今を距る一百二十年前文化十三年六月十六日の夜の出来事である。心ある四人は打合せて一碑を此の地に建立して清源壽涼信士といつた。見て来たやうな前の話は當時地方人の口の葉に上つた噂さで、今尙ほ言ひ傳へて居る語草である。

沼宮内地方にては其の夜埋葬した女の墓から風雨に乗じてぬけ出た遺骸が田代の山中で倉之助と會して冥土の途連をしたものだと噂さしてゐる。第四章宗教參照。

○塗師の土饅頭

其の年代、其の生國、其の氏名、すべて傳はつてゐない、たゞ旅の塗師職人であつたとのみいひ傳へて居る。同人は旅から旅へと流れ来て中佐井の大屋に足を留め、多くの塗師職人の仲間入をして働いてゐた。手際も相當に良く、口も大分利ける、それで鼻柱も低くは無かつたであらう、或日不圖したことから仲間の者と口たゞきををはじめたが、一ついひ二ついふ中に、遂に激論となり、つかみ合ひとなつた。他の仲間を押へられて其の場はやう／＼落着はしたが、憤懣遺るところが無かつた爲であらう、其の夜同家をとび出して、樺澤から中野に越ゆる舊道蒼前社の後方に當る路傍で、腹一文字に掻き切つて武士らしい最後を遂げた。

地方の人々は驚きもし、騒ぎもした、そして其處に埋葬して一片の土饅頭として呉れた。

其の後道路は別に開鑿されて、舊道の跡さへ全く無く、荊棘離々たる間に幾百星霜風雨に曝された土饅頭は、今は尋ねるも容易に見付けられないほどに廢れて居る。

側の田屋の墓所に建てられてある有縁無縁三界萬靈の碑は、その爲に計畫されたものではあるまいが、彼の爲には最もよき追善となつてゐるのであらう。

○相馬大作の逸話

相馬大作、本名下斗米秀之進が將に博浪沙の事を行はんとしつゝある當時である、文政の初年頃のことであらう、時折秋田方面に往復をした。其度毎に中佐井の田屋を宿としたといふ。

其の頃石神の榊屋茂兵衛方に某といふ下男があつて、體格人に勝れ、力量も地方に比ぶ者が無いほどの剛の者、

それで自分の力に増して粗暴の行爲が多かつた。地方では忌々しいことに思つては居たが誰も敵しないので爲すがまゝに委せて置いた、彼はますます増長したことは勿論である。

夙にこれを耳にしてゐた秀之進が、偶々田屋に宿つて居た時である、彼は所用があつて来た、そして例の忌々しい態度でも示したのであらう、秀之進は立つた、そして「其の方は柘茂の下男が、平生素行が悪いさうだが余は天に代つて懲してやる」其の言未だ終らない中に丁髷引つ攫んで彼方に投げ飛ばした、彼の偉大な體軀はコロコロと毬のやうに轉がつたといふ。

義に勇む秀之進の生涯に、ふさはしい逸事といふべきでは無からうか。

○狼退治の一

藩の日記に依るに明和八年十月の項に「近在狼間々相見え病犬も亦見え候様相聞え候に付御持筒之者相廻縦令病犬に無之共御鷹之場所に障り候はゞ爲打候様御側頭に申渡候段御目付に爲申知之云々」とあるが、それより五十年後文政の半頃狼の群が其處にも彼處にも現れ出た、狼は或る目標を定めて眞一文字に群をなして通るもので、其處には峯又谷の嫌がなく一直線の道路が縦又横に出来て来る、野飼の牛馬は見付けられたが最後、一夜に二頭も三頭も喰殺されるので、家々では皆曳歸つて厩屋で飼ふやうになつた。月物凄しい初夜の一夜、何處より来たのであらう、一頭の狼が中佐井部落に現れたが、短き夢路の半ばにある村人が斯くと知る者も無かつた、狼は獲物やあると猛々しくも家々の軒を窺ひ廻つたが、徳右衛門の厩屋の戸の隙間から這入りこんだ、馬の怪しい鼻息に家人が目覺して起きて見て驚いたのも無理が無い、とても自分のみでは手に餘ると思つたので隣近所に知らせると、蹴起した若者共は「日頃の仇打つて取らさう」と各得物を提げて飛んで集つた、さすがの狼もこれには驚いて逃げ出さざるを得なかつた、「其處へ行つた」「彼處に居る」と追ひ捲くる、狼は逃場を失つて清八の薪積場にもぐり込むを、若者共は前後から追ひ詰めて滅多打にする、狼も斯うなつてはどうすることも出来ない、とうとう往生して其の瘠猛極る一族共の犠牲になつた、藩の日記文政七年十一月の項に「狼留上候者へ被下候御褒美錢御増被成以來左之通被下候間出精留上候様可申渡事

一、壹貫貳百文也女狼、一、壹貫文也男狼、一、貳百文也子狼」とあれば、賞賜の恩典に與り得る資格があつたであらうが届出でたかどうかは傳へて居ない。

○狼退治の二

狼といふ悪獸は五十年毎に現れ出るものと誰れかゞいつたが、さう極つても居まいが、文政の騒ぎから丁度又五十年、世は明治となつてから既に十年あまりも経つてからのことである、文明の空氣は流れに流れて、どんな草深い田舎でも蒸氣はどうの電氣は斯うのといふ時代になつて来たが、これは又どうした矛盾であらう、昔語にでもあるやうに幾十幾百の數も知れない狼の群が山といふ山に現れ出た、何處の馬は捕られた、彼處の牛は嘯まれた、其處にも居た、彼處でも見たと日毎の評判で、山の神様のお神酒あげやら、三峯様の勸請となつて、村又村はもう狼の話で持ち切つたものだ、時は秋風吹きすさぶ秋の夜のこと、野飼の牛は中佐井部落に下りて来た、そして駆け廻る物々しさに田屋の家人は目を覺して起きて見ると自分の牛と近所のと入り交つて十頭もあつたであらう、山から里に下つて来た、只事では無いとそれを悉く厩屋に入れて寝た、翌朝になつて屋後の四郎墓のあたりで嘯み殺されて居た小牛があると知らせられて行つて見ると果してそれは田屋のであつた、昨夜厩屋に入れ残したものであらう、瘠猛極まる狼は幾頭であつたか腹喰ひやぶつて臍腑を引出し飽くまで飢をいやした其の憎

々しき、其の猛々しさに村人は膽をつぶしたものである。冬も過ぎて春が来た、斯くて三四年漸く見えなくなつて狼話も薄らいで来た、砂を焼いた夏も夜はやゝ涼しい于蘭盆會の頃となつた、手踊の疲れに裏小路の後の物置小屋の廂に心地よげに眠つて居た佐藤仁吉といふ若者があつた、只ならぬ物音にふと目を覺すと、見馴れない一頭の猛犬が主人の大切に居る飼犬と嚙合をはじめてゐる、而も四近並びないといふ程の主人の犬がやゝもすれば尻籠する氣配が見える、これは怪しからぬと仁吉は廂から躍り下りて、赤負けるなと氣勢を添へたが、飛び込んで行つてもびくともせぬ猛犬の齒をくひしぼる物凄しい勢に避易して思ふ存分の働はして呉れない、仁吉は氣が氣でない、斯うして呉れると、かたへの芝垣から抜取つた杭を振上げて、打ち下した一撃は猛犬の背のあたりにしたゝか加へられた、さすがは猛犬、一聲の悲鳴も揚げず、一躍して芝垣跳ね越えた、犬も續いて飛び越え、しばし雌雄を争つたが、先の一撃は利いたのであらう、猛犬は次第に斃れかゝつてもう動けない、今度は仁吉の方が驚いて死なしてはならぬと引起しなどして見たが、どうしても駄目だつた、そしてとう／＼撲殺といふ罪を負はねばならないことになつたと心配したが、さて見馴れない犬だ、何處のだらうと、近處の友を敲き起して見せた、友は「これは見たことのない犬だもしや狼では無いか」と二人でしらべて見たが、毛は逆立つて足には蹠がある、翌目になつて村中寄つてたかつて愈々狼ときまり、縣廳に出頭して懸賞に應ずることになつて、仁吉は自分で背負つて盛岡に出た、縣廳で調べた結果、四歳の猛狼だとあつて金四圓の賞賜があつた、仁吉は勇名と恩賜で評判者となつた、古人の言つた過ちの功名とはかういふことをいつたのであらう、でもよいことをしたものだ、其のためでもあるまいが狼は全く出なくなつた。

○自慢爺

「水車、水車、いつもお前に難儀をかける、今年も稻の千稗の三百も刈つた、どのせいろにも一ばいは入つて居る、これをみんなお前に搗いて貰はなければならぬ、難儀でも面倒見て呉れろよ、」これは自慢爺が水車での獨言だとかいつて、地方に噂炙して居る語草の一つである。

自慢爺とは土澤の北口庄七爺のことで、庄七爺の名を知らなくても自慢爺の名を知らない者は無い位、自慢爺で通つて居る。別家になつて年も経ないに最愛の妻に死別れて、獨身で暮したが、夙く起き晚く寝てせつせと働いた辛棒人で、家産も大分こしらへた。

一年、天候が不順で作物が思はしく無かつた、爺は額を抑へたが已むを得ない、刈取つた田圃をとぼ／＼と經巡つた、處がどうしたものか只一本、只一本の稻穂が實もたわ／＼に路傍の小溝に生えて居る、不作にも是程の出來ばえ、これは普通の種類ではあるまいと、早速抜き取つて持つて來て大切に保存し翌年の種にした、そして田植もしたが、秋には果して上作であつた、かうして毎年々々殖して行つてだん／＼よい作ばかり收穫たものだ、これを聞いた中佐井の大屋では種の譲受をして蒔いて見たが、又上作であつた、一日爺を招いて「良い種だ、何といふ種類か」と問ふた、爺は前々のことを話して「種の名も解つて居ません、私が小さいからちつちつ小早稻なり、又人は私のことを自慢爺と申しますから自慢白なり、いづれ御勝手に」といふと、大屋の主人は「自慢白とは面白い、自慢白と呼ぶことになつて、それから其の名で今ももてはやされてゐる。」

爺の自慢は、世上一般の自慢とは趣を異にして、誰が聞いても癪に觸らぬ爺獨特のもので、自慢にも面白い質の自慢があるといふことを書き足して置く。

○山内の鑄錢

松岡鍊治は盛岡の士人である、尾去澤に在勤して居たが、二戸郡清水村の山内といふ處に砂鐵礦が夥しく存在するといふことを聞いて、採鐵の計畫を樹て、淺澤村の佐藤七郎と相談し、其の先代以來の襲名專助の名儀を以て出願することゝなつた。

鐵山見立假證文

一福岡通御代官所清水村芦名嶽御山之内裾通野形柏木長根と申所にて鐵山試掘當丑十一月より向卯十月まで中年三ヶ年被仰付被下置度、尤爲冥加一ヶ年金壹分宛上納可仕候間、願之通可被仰付置度旨願出望之通被仰付候事。

一御山境之儀は東北者中澤限、南者湯澤川限、西者びや首野境限、并横澤限、被仰付、尤入用木品之儀者右御山之内より雜木に限被下置候條御停止之諸木に堅く相障申間敷事

右之通被仰付候條、山内猥に不仕、山火事等不相出様可仕候、尤田畑水の目鷹の巢へ堅相障申間敷候、假證文仍如件。

慶應元年丑十一月

御國益御用所
福岡通淺澤村
肝入源 作
同通同村 間
同請合長
願通同村
願人專 助

許可が出たので早速着手したが、成績が思はしく無かつた。事業兩三年鍊治の損失多大で廢業の止むなきに至

つた。

本鐵山は櫻庭祐橋の臣山館孫六といふ者、商業を營んで鹿角と九戸の間を往復してゐる間に、偶然發見したものだといふことである。

鍊治は鐵山に失敗して、更に天保錢鑄造の考を起した。それは尾去澤の産銅をとりよせ、山内で鑄造する計畫で、南部藩の家老職楢山佐渡の賛意を受け、自分の弟斗ヶ澤徳藏を監督とし、有阪富右衛門、瀬川和助を始め、總勢三十五六人の職人を集め、慶應三年の秋、即ち鐵山廢業して僅に二ヶ月の後、いよゝ事業に着手した。

始めの程はどうしてもよく出来なかつた。色々苦心した結果漸く成功の緒についた時、突然密錢檢擧の厄にあつて、鍊治は閉門といふことになつた。

それはこの密錢事業の幕府の耳に入つたためか、將又各藩一齊に取締命令が出たのか判明しないが、幕府から藩に對して嚴重なる密錢鑄造取締命令が達したので、事竝に至つたのである。時慶應四年四月、鑄造天保錢五千兩に達した時である。

翌月徳藏は復佐渡の諒解を得て、第二回の鑄錢に着手し、再び盛に鑄造し初めた。

時恰も戊申の變に際會し、我が藩は隣藩秋田と鋒火相見ゆるに至つた。藩では武器彈丸等の製作に目も尙足りない劇忙を極むる状態とあつて、職人を引上げ、これに當らしむべく、急使を以て命を下した。時は其の年七月のことに屬する。第二回の鑄錢は約七千兩、前後二回で總額一萬二千兩に及んで居たのである。

鑄錢は淨法寺天保、三戸天保、或は拍木天保、山内天保など地方によつて夫々の名があつた。

事は隣村の出來事ではあるが、當地佐藤專助の出願に起因し、其の準備は多く當地で行つた關係から、省きがたい心地がするので、こゝに大略を收めることにした。

山内天保銭の一見して、
世上一般の天保銭と異る
點は、天保二字の拂撒は
勢よく穿外に長く跳出す
るに在り。



山内天保銭

里神樂

正月になると里神樂が行はれる、明治の初年代は清水の三浦百太が太夫で村廻をしたものだが、大正には入つてから土澤の北口與之が代つたものだ。

先づ三番叟に始まる「此處らなんどでどん／＼打鳴らすは何でめでたまふ、権現のお囃子で御座候、誠に権現のお囃子で御座候か、我等と申すはあのものから参つて御座候、天竺の滅果市から参つて御座候、天竺の滅果市は祝へといつばこともなし、安き物は御座候、やすきものに取りては大のみの皮百に十六枚、一枚を以て倉を七口張り、餘れる處で一斗入、ほうじやう九つ、昨日から逃れて御座候」から「上を見たれや桂川とて流れ来る、下を見たれやあいそめ川とて流れ来る、中を見たれやうきや鴨のまはる如くに」など、其の調子は緩急どこかに雅趣がある。天の岩戸開を始として風嘯、荒神、虎の口舞、権現舞、鳥兜舞其の他かす／＼ある、歴史的の脚色には曾我兄弟がある、「敵の工藤祐経は連れたる時は五百騎、連れ無き時は三百騎、曾我兄弟の者共は連れたる時は兄弟二人、連れ無き時は只一人、身に添ふ者は影ばかり、先立つ者は涙ばかり」から「色づく山の紅葉々も其

の夜の暮を待つて居る、其の夜、夜半となりぬれば持ちたる明火打振り／＼着いたが館へ忍び行く、十郎は枕へ廻り、五郎は後に廻り、敵祐経よだんに打つて、今こそ本望遂げにけり」など田舎仕立のものとも見えない。道化舞には酒漉舞、産兒舞、ほろほろ舞、折舞などがある、其の折舞に「やう／＼急ぎ行く程に／＼、浦山かけて行く程に、斜なだの空に曇りなき日も重りて行く程に、浦山かけて行く程に、おうこ御前に罷立ちたる女をば、如何なる女とおぼしめす、我はこれ親の願に念ずるとて、舟場へばつこ折立つて存じさふ」などの悠揚たるものあつて、どれにも棄て難い趣がある。

近年之れをすて、醜穢極まる時代物を歓迎せんとする傾向あるは遺憾といはざるを得ない。

著者 閱 歷

著者佐藤源八氏の閱歷書を左に録す。(編者)

閱 歷 書

岩手縣二戸郡荒澤村大字淺澤
字中佐井拾五番地 平民

佐 藤 源 八

明治六年三月八日生

年 月 日 學業 資格 賞罰 事故 官衙學校其他
 明治十五年 月 公立淺澤小學校入學
 同 年七月廿日 下等小學校第八級修業 公立淺澤小學校
 同 年十一月十五日 小學初等科第五級修業 同
 同 年十二月廿二日 同 第四級修業 同
 同 年十二月廿三日 學術優等賞狀授與 岩 手 縣
 明治十六年二月廿五日 小學初等科第三級修業 公立淺澤小學校
 同 年五月廿六日 學術優等賞品(修身兒
 訓一冊)授與 岩 手 縣
 同 年八月十六日 小學初等科第二級修業 公立淺澤小學校
 明治十七年三月十七日 同 右全科卒業 同
 同 年九月 日 學術優等賞狀授與 岩 手 縣
 同 年十月廿三日 小學中等科第六級修業 公立淺澤小學校

明治十八年三月十五日 同 第五級修業 同
 同 年九月廿三日 同 第四級修業 同
 明治十九年三月廿四日 同 第三級修業 同
 同 年九月 日 同 第二級修業 同
 明治二十年四月 日 同 中等全科卒業 同

自明治 年 月 佐藤源作翁ニ就キ寺小屋式教育ヲ受ク
 至 明治 年 月 乃父佐藤源次郎ヨリ經書 孝經 大學 中
 自明治 年 月 ノ素讀ヲ受ク
 至 明治 年 月 赤塚治詮先生ニ就キ漢籍 小學內外篇ノ
 素讀ヲ受ク

明治二十年十一月七日 自明治廿年十一月七日
 至 同 同 同 至同廿三年十一月六日

明治廿一年三月廿四日 授業生免許狀下附 岩 手 縣
 荒屋簡易小學校授業生
 被命 二戸郡役所
 月俸金貳圓五拾錢支給
 依願免職務 同
 明治廿三年八月廿六日

自明治廿三年五月
至同 廿三年三月
○ 猪川澄先生ニ就キ漢籍十八史ノ素讀ヲ受ク

明治廿三年九月九日 出郷關(編者註盛岡へ出ヅ)

自明治廿三年九月十二日
至同 廿四年五月卅一日
○ 猪川北涯先生 通稱ニ就キ漢學文章軌範 唐宋八家文 中庸講習 孟子講習

明治廿四年五月卅一日 岩手尋常師範學校入會
同 年六月四日 假入學許可
同 年六月廿九日 本人學許可

明治廿五年三月卅一日 尋常師範第一年修業 岩手縣尋常師範校
明治廿六年三月廿九日 同 第二年修業 同
明治廿七年三月 日 同 第三年修業 同
明治廿八年三月廿八日 同 卒業 同

自明治廿五年四月
至同 廿六年六月
○ 小田愛崖先生ニ就キ漢學謝選講習並ニ 詩文ノ批正ヲ受ク
自明治 年 月 月 花輪虛舟先生ニ就キ詩文ノ批正ヲ受ク

自明治 年 年 月 月 羽生東洋先生ニ就キ歌文ノ批正ヲ受ク
自明治 年 年 月 月 勝部鐵川先生ニ就キ詩文ノ批正ヲ受ク
自明治 廿六年六月 月 月 山崎鏡山先生ニ就キ漢詩研究
至同 廿八年三月 月 月

明治廿八年三月廿八日 岩手縣管内ニ於テ小學 校本科正教員免狀下附 岩 手 縣

明治廿八年三月廿八日 二戸郡福岡小學校訓導 岩 手 縣 任命

自明治廿八年 年 月 月 東京文庫社ニ入り簡野道明、町田柳塘、 岩溪裳川諸先生ノ益ヲ受ク
自明治卅一年 年 月 月 福岡淡水吟社ニ入り朽木青山、木村關山 梅木華城、澤藤松山諸氏ト漢詩研究

明治卅三年二月六日 二戸郡淨法寺尋常小學 校訓導兼校長任命 岩 手 縣
同 年七月廿五日 淨法寺村學務委員選任 淨法寺村役場

明治卅五年三月廿五日 教育功勞者トシテ日本 大辭林壹部賞與 岩 手 縣
明治卅六年七月八日 學校管理法取調ノ爲左 記へ出張被命 二戸郡長 金 辰 五 郎

東京高等師範學校附屬 小學校
大阪府師範學校附屬小 學校
但豫定日數十四日間
岩手師範學校主催同校教諭中會根三郎先 生ノ農業講習會ニ出席
明治卅九年五月 日 學事取調ノ爲左記四縣 二戸郡長 金 辰 五 郎

自明治卅八年八月十日
至同 年八月廿三日
○ 福島縣 山形縣 秋田縣 青森縣 産業及勤儉督勵委員囑 託 岩手縣知事 押川則吉
明治卅九年五月 日 淨法寺農業補習學校訓 導兼校長 岩 手 縣

同 年七月廿八日 盛岡市物産館ニ於テ 東宮殿下奉拜聽許 教育上ノ施設事項取調 同 年九月三十日

ノ爲出張被命 二戸郡長 蔭 山 孝
豫定日數七日間
明治四十三年度壯丁學 力試驗官補助員囑託 二戸郡長 蔭 山 孝

盛岡市教育會主催白濱 徵先生ノ圖書科講習會 ニ出席
岩手縣主催師範學校長 小林鼎先生講演ノ修身 講習會ニ出席

自明治卅五年五月八日
至同 卅六年十一月 日
○ 日本繪畫通信講習會主幹木田寬栗先生ニ 就キ日本繪畫普通科講習 大日本繪畫講習會主幹木田寬栗先生並講 師荒木義之先生ニ就キ日本繪畫科講習 福岡、福陵吟社ニ入り林孤山、下斗米竹 山、國香々蘭、澤藤松山、眞山梧桐、堀 内穆堂諸氏ト漢詩研究、京都市吉田恒堂 先生ノ益ヲ受ク

自明治四十年九月
至同 四十二年三月 日
○ 自明治四十年十月
至同 四十二年十一月 日

自明治 至大正 年 月 日
白井鹿山先生ニ就キ詩文等ノ批正ヲ仰キ
多大ノ益ヲ受ク

明治四十四年十一月十六日
下閉伊郡宮古女子尋常
小學校訓導兼校長 岩手縣
宮古町學務委員選任 宮古町役場
岩手縣教育會下閉伊郡
部會商議員囑託 下閉伊郡部會
三鬼鑑太郎

同 年十二月廿一日
宮古町學務委員選任 宮古町役場
岩手縣教育會下閉伊郡
部會商議員囑託 下閉伊郡部會
三鬼鑑太郎

同 年十二月廿五日
岩手縣教育會下閉伊郡
部會商議員囑託 下閉伊郡部會
三鬼鑑太郎

明治四十五年三月廿五日
宮古町立女子實業補習
學校訓導兼校長 岩手縣
明治四十五年度壯丁教
育成績調査委員囑託 下閉伊郡部會
三鬼鑑太郎

同 年四月十七日
岩手縣教育會下閉伊郡部
會教育實習所講師囑託 同
學事取調ノ爲出張被命 同
盛岡市一關町
福島縣

同 年五月 日
盛岡市一關町
福島縣
豫定日數十四日間
下閉伊郡代用教員講習
會講師囑託 同

自大正 至同 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
東京隨鸚吟社ニ入り漢詩家土井香國、颯
澤霞庵、岩溪裳川、佐藤六石諸先生ノ益
ヲ受ク

四

大正四年十一月十日
大正四年勅令第五百十
四號ニ依リ大禮記念章
授與 賞勳局
同 年十一月十六日
今上天皇陛下御即位大
典大饗第一日ノ儀ヲ行
ハセラルルニ當リ盛岡
市物産館ニ於テ饗饌ヲ
賜ハル 宮内大臣
波多野敬直

同 年十二月二十一日
依願免職務 岩手縣
自大正 至大正 元 年 年 十二月 月 日
中佐井親交貯蓄會會長推薦

大正七年二月五日
二戸郡淺澤尋常小學校
訓導兼校長 岩手縣
大正八年二月廿二日
二戸郡部會商議員囑託 二戸郡部會會長
木村友次郎

同 年 自七月三十一日
二戸郡部會主催巡回體
操講習會ニ出席
同 年 自八月廿六日
二戸郡部會主催理科講
習會ニ出席

同 年 自八月廿六日
二戸郡部會主催理科講
習會ニ出席
大正九年七月二十日
第一回國勢調査員任命 內閣

同 年 自八月廿六日
二戸郡部會主催理科講
習會ニ出席
大正九年七月二十日
第一回國勢調査員任命 內閣

同 年 自八月廿六日
二戸郡部會主催理科講
習會ニ出席
大正九年七月二十日
第一回國勢調査員任命 內閣

同 年 自八月廿六日
二戸郡部會主催理科講
習會ニ出席
大正九年七月二十日
第一回國勢調査員任命 內閣

大正十年七月一日
大正十年勅令第二百七
十二號ニ依リ第一回國
勢調査記念章授與 賞勳局
同 年十二月一日
國勢調査記念銀盃寄贈 荒澤村役場
大正十一年 日
荒澤支部會長推薦 荒澤支部會
同 年八月一日
國勢調査員ヲ命ス 內閣
同 年 自八月廿四日
二戸郡農會主催巡回農
學校修業 內閣

同 年九月一日
荒澤村學務委員撰任 荒澤村役場
同 年十二月一日
國勢調査ノ功ニ依リ感
謝狀授與 內閣統計局長
下條康麿

同 年十二月九日
同上ヨリ鐵瓶一個寄贈 荒澤村役場
大正十五年六月廿一日
日本赤十字社岩手支部
淺澤少年赤十字團長囑
託 赤十字社二戸委員長
伊東與一郎

同 年四月廿五日
二戸郡內三十五小學校
ヲ代表シ福岡中學校二
十五年創立記念會祝辭
朗讀 岩手縣

同 年七月一日
淺澤青年訓練所主事兼
指導員囑託 岩手縣

同 年七月一日
淺澤青年訓練所主事兼
指導員囑託 岩手縣

同 年七月一日
淺澤青年訓練所主事兼
指導員囑託 岩手縣

同 年七月一日
淺澤青年訓練所主事兼
指導員囑託 岩手縣

五

昭和二年二月一日 叙勳八等瑞寶章恩賜 賞 勳 局
同年六月自十七日 岩手縣主催小學校長講習
會ニ出席左記科目講習

- 一 學校調査 代用附屬 牛喜良英之助
- 一 學校經理 女子師範 安吉恒右衛門
- 一 學校建示 文部省 石崎卯藏
- 一 教育行政 文部省 山川 健
- 一 學校衛生 文部省 大西永郎
- 一 圖書館經營 帝國圖書館長 松本喜一郎
- 一 職業紹介 地方職業紹介事務局長 遊座敏彦

昭和三年十一月十六日 天皇陛下 御即位御大禮第一日ノ儀ヲ行ハセラルルニ當リ岩手縣盛岡中學校ニ於テ饗饌ヲ賜ハル
宮内大臣 一木喜徳郎
同 年三月卅一日 依願退職 岩 手 縣

昭和四年四月 日 在職中ノ功績記念トシテ銀盃壹個寄贈 淺澤學區内一同
同 年五月二十二日 昭和三年勅令第百八十八號ニ依リ大禮記念章授與 賞 勳 局

昭和四年十月十五日 縣教育會二戸郡部會荒澤支部會長在職中ノ功績記念トシテ柱時計壹個寄贈 荒澤支部會

昭和五年四月二日 郷社櫻松神社氏子惣代當選

同 年四月廿五日 第一回家屋稅調査委員當選

同 年十月卅日 精勵恪勤本村教育上功績顯著ナリト認メラレ表彰セラル 荒澤村教會

昭和六年五月一日 行道積善郷黨ノ範タリト認メラレ表彰狀並銀盃壹個寄贈 東京キング表彰部
顧問 内務大臣 安達謙藏
顧問 文部大臣 田中隆三

同 年八月五日 不況對策實行委員囑託 荒澤村長 一條專太郎
同 年十二月四日 二戸郡史編纂囑託 縣教育會 二戸郡部會

自昭和六年十月 名古屋雅聲社ニ入り漢詩人各位ノ益ヲ受ク
服部擔風 達 雅堂 川島清堂 尾形楓峽
雄山魯岳 富長蝶知 説田桂堂 關根沫庵
寺町愛山 藥井雨堂 立松晴濤 松山琴風

昭和七年四月 日 特約養蠶組合實行班長囑託 岩手縣是製絲株式會社
昭和八年五月七日 蠶作安定勸質向上ニ精勵シ他ノ範タリト認メラレ乾濕計並表彰狀寄贈 同

以上は東山佐藤源八氏の昭和五年の日記の卷末に記せる自筆の略歴に依るも記述は昭和八年を以つて中斷せり。(編者)

昭和十五年二月廿日印刷
昭和十五年二月三十日發行

南部二戸郡淺澤郷土史料
定價四圓三十錢

版權
所有

著者	佐藤源八
發行者	東京市芝區三田綱町一〇番地 高木一夫
印刷者	東京市神田區錦保町一ノ三四番地 高田壬午郎
印刷所	東京市神田區錦保町一ノ三四番地 株式會社開明堂東京支店
發行所	東京市芝區三田綱町一〇番地 アテツク ミューゼアム 振替 東京七八四七〇番

發賣所
東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所

電話 三田 一一九九
振替 東京 一(45) 八五二二
二七六

アチックミュージアム刊行書目

(アチックミュージアム彙報)

〔一第〕 早川孝太郎校註 愛知縣北設樂郡下津具村 村松家作物覺帳 菊判一六八 圖表一七 價圖一五 定地一八 四〇引圖頁	〔二第〕 竹内利美編 小學生の調べたる 上伊那川島村郷土誌 菊判一七〇 索引地三〇 價引一八 定索一八 四〇圖頁頁	〔三第〕 武藤鐵城著 羽後角館地方に於ける 鳥蟲草木の民俗學的資料 菊判一七〇 圖版一八 價圖一八 定地一八 四〇引圖頁	〔四第〕 吉田三郎著 男鹿寒風山麓農民手記 菊判一七八 圖版一五 價圖一五 定地一五 四〇引圖頁	〔五第〕 高橋文太郎著 武藏保谷村郷土資料 菊判二四〇 圖版一五 價圖一五 定地一五 四〇引圖頁	〔六第〕 内田武志著 靜岡縣方言誌 菊判二六二 圖版二七 價圖二七 定地二七 四〇引圖頁
---	---	--	---	---	---

東京市芝區三田綱町一〇

アチックミュージアム

振替東京七八四七〇番

〔七第〕 竹内利美編 小學生の調べたる 上伊那川島村郷土誌 (篇續) 菊判二二二 圖版三五 價圖一八 定地一八 四〇引圖頁	〔八第〕 知里眞志保著 アイヌ民俗研究資料 第一 菊判原文一三 圖譯文二七 價圖三七 定一〇 三〇頁	〔九第〕 アチックミュージアム編 所謂足半(あしなか)に就て 〔近刊〕 菊判一五五 圖版一七 價圖一七 定地一七 四〇圖頁	〔一〇第〕 稻塚和右衛門著 木實方祕傳書 (雲藩植樹林製蠟手記) 菊判一四〇 圖版一六 價圖一六 定地一六 四〇圖頁	〔一一第〕 宮本常一著 周防大島を中心としたる 海の生活誌 菊判三四〇 圖版一六 價圖一六 定地一六 四〇圖頁	〔一二第〕 山口和雄著 九十九里舊地曳網漁業 菊判三七三 圖版三五 價圖三五 定地三五 四〇圖頁
--	---	---	--	---	---

〔三三第〕 澁澤 敬三編著 豆州内浦漁民史料 之中卷 定價 菊判 六三 版口 一三八 七・九 ス八 二〇 圖裝頁	〔二三第〕 アチツクミューゼム編 社會經濟史料雜纂第二輯 定價 菊判 一四三 〇・八 〇	〔一三第〕 山口和雄編著 近世越中灘浦臺網漁業史 定價 菊判 二八八 附圖版五頁・索引 表七葉・地圖二葉 一五〇 圖裝頁	〔〇三第〕 鹿野 忠雄著 臺灣原始民族圖誌 寫眞一〇〇〇餘頁 〔近刊〕	〔九二第〕 アチツクミューゼム編 社會經濟史料雜纂第一輯 定價 菊判 一六一 〇・六 〇	〔八二第〕 拵 嘉一郎著 喜界島農家食事日誌 〔喜界島調査資料一〕 定價 菊判 二五〇 附圖版五頁・索引 一三〇 圖裝頁	〔七二第〕 アチツクミューゼム編 宇和島藩漁村經濟史料補遺 定價 菊判 二〇〇 一〇 〇
---	--	--	---	--	--	--

〔〇四第〕 岩田 準一著 志摩の蜃女 定價 菊判 一〇四 版一・二 〇	〔九三第〕 アチツクミューゼム編 御鷹匠 片山家日常襟記抄 〔附自筆お伽繪本〕 定價 菊判 本文七四 附圖版三五 〇	〔八三第〕 星 吉右衛門著 新潟縣北魚沼郡湯之谷村 星家所藏 種子帳・稻刈帳 定價 菊判 八一 表版二・一三 〇	〔七三第〕 佐藤源八編著 南部二戸郡淺澤郷土史料 定價 菊判 五二四 一四 〇	〔六三第〕 アチツクミューゼム編 土佐室戸浮津組捕鯨史料 定價 菊判 三七 一〇 〇	〔五三第〕 吉岡 高吉著 土佐室戸浮津組捕鯨實錄 定價 菊判 二六 附圖版一・索引 一〇〇 圖裝頁	〔四三第〕 アチツクミューゼム編 鹽俗問答集 定價 菊判 一九六 附圖版二・索引 一〇 〇
---	---	---	---	--	--	--

〔九一第〕 佐藤三次郎著 北海道幌別漁村生活誌 定價 菊判 二二 附圖版二・索引 一五 〇	〔八一第〕 祝 官靜考註 近江國野洲川築漁業史資料 定價 菊判 二三八 附圖版二・索引 一五 〇	〔七一第〕 知里眞志保著 アイヌ民俗研究資料 第二 〔謎・口遊び・唄〕 定價 菊判 以下一八 一〇九 項目	〔六一第〕 吉田 三郎著 男鹿寒風山麓農民日録 定價 菊判 本文四七 附圖版一五〇 〇	〔五一第〕 アチツクミューゼム編 狩獵古記錄二篇 〔近刊〕	〔四一第〕 内田 武志著 靜岡縣方言誌 〔分布調査第二輯 童幼語篇〕 定價 菊判 方言分布 一八九 圖裝頁 附圖版一・索引 一三 〇	〔三一第〕 進藤 松司著 安藝三津漁民手記 定價 菊判 三三 附圖版三・索引 二〇 〇
--	---	--	---	--	---	--

〔六二第〕 小野 武夫編 宇和島藩 漁村經濟史料 定價 菊判 一四三 附圖版二・索引 一〇 〇	〔五二第〕 内田 武志著 靜岡縣方言誌 〔分布調査第三輯 民具篇〕 〔近刊〕	〔四二第〕 澁澤 敬三編著 豆州内浦漁民史料 之中卷 定價 菊判 六八 附圖版一・索引 二〇 〇	〔三二第〕 宮本 常一著 河内國瀧畑左近熊太翁舊事談 定價 菊判 三〇 附圖版二・索引 一六 〇	〔二二第〕 丹田 二郎著 越後三面村布部郷土誌 定價 菊判 二四 附圖版二・索引 一三 〇	〔一一第〕 船遊亭扇橋著 奥のしをり 定價 菊判 本文一〇 附圖版一・索引 一九 〇	〔〇二第〕 澁澤 敬三編 豆州内浦漁民史料 上卷 定價 菊判 五六 附圖版八・索引 二〇 〇
--	--	--	---	--	---	--

〔三-第〕 金子 總平著
 南會津・北魚沼
 地方に於ける
熊狩雜記
 干頰地寫菊 干頰地寫菊
 價圖眞判 價圖眞判
 一・一七 一・一七
 〇索二六 〇索二六
 六〇引圖頁 六〇引圖頁

〔四-第〕 アチックミュージアム編
朝鮮多島海旅行覺書
 干頰圖寫菊 干頰圖寫菊
 價版眞判 價版眞判
 一二三五 一二三五
 〇一九二 〇一九二
 六〇圖圖頁 六〇圖圖頁

〔五-第〕 アチックミュージアム編
蔚山邑達里農村見聞錄雜纂
 【近 刊】

〔六-第〕 岩倉 市郎編
薩州山川ばい船聞書
 干頰寫菊 干頰寫菊
 價眞判 價眞判
 〇・二 〇・二
 四 四
 三〇圖頁 三〇圖頁

〔七-第〕 アチックミュージアム編
瀬戸内海島嶼巡訪日記
 【近 刊】

601

35

